

第 6 回臨時会

平成25年11月15日開会

平成25年11月15日閉会

第 7 回定例会

平成25年12月 9 日開会

平成25年12月19日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第6回臨時会

○11月15日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第95号から議案第98号までの4議案一括上程	4
日程第4	質疑	7
日程第5	討論・採決	9

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成25年 第6回臨時会 (11月)	議案第95号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	1月15日
〃	議案第96号	三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決	1月15日
〃	議案第97号	平成25年度三股町一般会計補正予算(第3号)	原案可決	1月15日
〃	議案第98号	工事請負契約の締結について(三股町防災行政無線整備工事(防災行政無線))	原案可決	1月15日

◎第7回定例会

○12月9日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	15
日程第2	会期決定の件について	15
日程第3	議案第99号から議案第114号までの16議案、及び報告2件一括上程	16

○12月11日（第2号）

日程第1	総括質疑	24
------	------------	----

日程第2	質疑・討論・採決（議案第110号から議案第113号）	25
日程第3	常任委員会付託	27

○12月17日（第3号）

日程第1	追加議案第115号及び議案第116号の取り扱いについて	30
日程第2	議案第115号及び議案第116号一括上程	31
日程第3	一般質問	33
	1番 池邊 美紀君	33
	8番 大久保義直君	49
	4番 内村 立吉君	53
	7番 上西 祐子君	62
	3番 堀内 義郎君	74
	6番 指宿 秋廣君	89

○12月18日（第4号）

日程第1	一般質問	102
	12番 桑畑 浩三君	102
	10番 池田 克子君	110

○12月19日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	122
日程第2	質疑	127
日程第3	討論・採決	127
日程第4	質疑・討論・採決（議案第115号・議案第116号）	132
日程第5	常任委員会の視察研修報告	133
日程第6	議員派遣について	135

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成25年 第7回定例会 (12月)	議案第99号	三股町税条例の一部を改正する条例	原案可決	12月19日

平成25年 第7回定例会 (12月)	議案第100号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	12月19日
〃	議案第101号	三股町単独住宅条例	原案可決	12月19日
〃	議案第102号	平成25年度三股町一般会計補正予算 (第4号)	原案可決	12月19日
〃	議案第103号	平成25年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第3号)	原案可決	12月19日
〃	議案第104号	平成25年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	12月19日
〃	議案第105号	平成25年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第3号)	原案可決	12月19日
〃	議案第106号	平成25年度三股町介護保険サービス 事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	12月19日
〃	議案第107号	平成25年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	12月19日
〃	議案第108号	平成25年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計補正予算(第 2号)	原案可決	12月19日
〃	議案第109号	平成25年度三股町公共下水道事業特 別会計補正予算(第2号)	原案可決	12月19日
〃	議案第110号	教育委員会委員の任命について	同意	12月11日
〃	議案第111号	公平委員会委員の任命について	同意	12月11日
〃	議案第112号	公平委員会委員の任命について	同意	12月11日
〃	議案第113号	公平委員会委員の任命について	同意	12月11日

平成25年 第7回定例会 (12月)	議案第114号	市道の認定について	原案可決	12月19日
〃	議案第115号	工事請負契約の締結について（三股町 防災行政無線整備工事（W i M A X ・ I C T工事））	原案可決	12月19日
〃	議案第116号	工事請負契約の変更について（緊急経 済対策事業・繰越分櫟田・山田・田上 線舗装補修工事（1工区））	原案可決	12月19日
〃	報告第11号	教育に関する事務の管理及び執行状況 の点検・評価の報告について		
〃	報告第12号	専決処分の報告（損害賠償額の決定及 び和解について）		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	池邊 美紀	1 町長の政治姿勢について	① これまでの取組みと成果を問 う ② 今後の計画と目標を問う	町 長
		2 アグレッシブタウン 構想について	現状と計画について	町 長
		3 教育について	① 三股西小と三股小の増減見込 みと区割りについて ② 文教の町として、学力レベ ルを上げるための対策は	教育長
		4 五本松住宅について	どのような計画案があるか	町 長
		5 過疎化対策について	過疎化対策の今後の計画はどの ようなものか	町 長

2	大久保義直	1 町民の利益につながる町政運営について	この通り会の街灯は、昭和60年頃に設置されており、老朽化が激しく、非常に危険性が高い。街灯を全面的に取替えて欲しい要望があるが、どのような考えであるか。	町長
		2 クラブ活動（部活）の取組みについて	現在の部活は放課後・土日・祭日に活動していると思いますが、活動の時間帯はどうなっているか。	教育長
3	内村 立吉	1 農業政策について	① 水田の農業政策、米の生産調整について ② 農産物の取り込み詐欺の被害について伺う ③ 家畜市場にセリ模様をインターネットで配信できるシステムはできないものか ④ 宮崎県畜産枝肉共励会について伺う	町長
4	上西 祐子	1 子ども医療費を小学校卒業まで無料にできないか	県内でも子どもの医療費無料化を実施する自治体が増えている。本町でも子育てを支援するために来年度から実施できないか伺う。	町長
		2 高齢者（一人暮らし）が地域で安心して暮らせる施策の具体化について	一人暮らしのお年寄りが増加しているが、本町でも民生委員などの訪問が実施されているが、その上にもっときめこまやかな取りくみをする考えはないか。	町長
		3 ごみ減量化に向けての取りくみを聞く	① ごみ焼却場が山田町の山奥になることによってごみの運搬等にかかる費用など増えることが見込まれるが、経費の増加等どの位見積もっているか。 ② 町民に対してのゴミ減量化の学習又は生ごみの取扱い資源化について町はどのような考えをもっているのか。	町長

5	堀内 義郎	1 持続可能な循環型社会の形成について	<p>① クリーンセンターの新設によるゴミの収集について問う。 クリーンセンターの新設に伴い、一般家庭（可燃・不燃）ゴミの収集をどのように進めていくのか。</p> <p>② 不法投棄の防止と可燃性粗大ごみをクリーンヒルみまたで回収はできないか問う。 クリーンセンターまでの距離が遠くなり、不法投棄が増える懸念がある。要望として可燃性粗大ごみは、町で一括回収できないか。</p> <p>③ 三股町環境基本計画の概要と、策定に伴う町民アンケート調査の結果について問う。 計画の概要と、アンケートの「三股町が今後重視すべき取り組みや環境政策について」の結果はどうであったか。</p> <p>④ 剪定くず刈り草堆肥化事業について問う。 堆肥化し循環還元した結果はどうであったか。</p> <p>⑤ 生ごみの減量・軽量化と循環型社会の形成について問う。 コストを抑えるため生ごみの減量・軽量化が必要である。循環型の社会を形成するための今後の取り組みについて。</p>	町 長
		2 過疎対策について	<p>奨励金制度と連動して販売された宅地分譲地の今後の予定と、小鷲巣地区に分譲地ができないか問う。</p>	町 長
		3 防災対策と合同避難訓練について	<p>① 台風26号伊豆大島の災害に伴う防災対策について問う。 来年度の合同避難訓練の予定と、災害の教訓を今後どの様に活かしていくのか。</p> <p>② 台風時の緊急伝達について問う。 特に台風時は、広報塔での呼びかけは聞き取り難い。緊急を伴う避難等はサイレンで合図してもよいのではないか。</p>	町 長

5	堀内 義郎	4 本町スポーツの向上について	<p>東京オリンピック開催に伴うスポーツインフラ（ハード面の強化）について問う。</p> <p>東京開催に伴い、アスリートタウン創りのはずみとして、旭ヶ丘運動公園陸上競技場の整備をどう考えているのか。</p>	町 長
6	指宿 秋廣	1 本人通知制度について	<p>行政書士などの8士業による、本人の同意なく戸籍謄本などの個人情報取得ができることによって、犯罪への利用を防止するために、本人通知制度を導入することはできないか。</p>	町 長
		2 安否確認の導入について	<p>民生委員などの積極的な本人安否確認は、現在多くの方々により、行われているがプライバシーの保護等により、難しくなっている。そこで日々直接住民の方と接触されている、事業者との連携で、さらにサービスを拡充することを図る考えはないか。</p>	町 長
		3 清掃工場の移転に伴うゴミ収集方法の拡充について	<p>清掃工場が都城市山田町に建設されているが、粗大ごみなど直接搬入ゴミは、住民に大変な負担をお願いすることが考えられるが、直接搬入する場所の最終的な考え方を問う。</p>	町 長
7	桑畑 浩三	文化会館と図書館の運営状況を問う	<p>① 文化会館の年間公演数</p> <p>② 自主事業数は何回か</p> <p>③ 文化会館の総収入と支出は</p> <p>④ 図書購入はどうなっているか</p>	町 長 教育長
8	池田 克子	指定管理者制度の充実について	<p>① 指定管理を受けている団体は何箇所か。また、今後の計画。</p> <p>② 指定管理を受諾している団体の経営内容等（事業・業務含めて）の報告を受けているか。</p> <p>③ ①と②の公表に関する条例改定は。</p> <p>④ 指定管理者に過剰な改革を強いてないか。</p>	町 長

三股町告示第30号

平成25年第6回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年11月12日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成25年11月15日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君

佐澤 靖彦君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成25年11月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第95号から議案第98号までの4議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第95号から議案第98号までの4議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君

書記 久寿米木和明君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長補佐	兒玉 秀二君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、ただいまから平成25年第6回三股町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において5番、福永君、12番、桑畑君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る11月12日、委員会を開催し、本日招集されました平成25年第6回三股町議会臨時会の会期日程等について協議いたしました。

今期、臨時会に提案されます町長提出議案は合計4件。その内訳は、条例2件、補正予算案1件、工事請負1件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審

査いたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される4議案については委員会への付託を省略し、全体審議で処置することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とし、今回提案される議案第95号から第98号までの4議案については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案される議案第95号から第98号までの4議案については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することに決しました。

日程第3. 議案第95号から議案第98号までの4議案一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第95号から第98号までの4議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成25年第6回三股町議会臨時会に上程いたしました、各議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第95号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、4月1日に施行されたことに伴い改正するものであります。改正内容は、東日本復興支援にかかわる地方税法の改正に関連する所要の附則改正措置を行うものであります。

次に、議案第96号「三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本年6月定例議会に提案しました、三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部改正にあたって、年額8,000円と1万円の福祉手当を生活保護受給者の方々の収入と判断し、受給者の方々を福祉手当の対象外とするという間違った解釈をしておりました。そこで、今回、その規定を削除するため、条例の一部改正を行うものであります。

議案提案にあたって、誤りがあったことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、今後十分、関係機関と連携を取りながら制度の運用に努めてまいります。

次に、議案第97号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明申

し上げます。

本案は、太陽光発電設備設置ほか、予算組み替えについて所要の補正措置を行うものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額 9 億 1 億 9,033 万 8,000 円に、歳入歳出それぞれ 2,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 2 億 1,033 万 8,000 円とするものであります。

まず、歳入については、庁舎太陽光発電設備設置のため、町債を増額補正するものであります。次に歳出についてご説明申し上げます。

総務費の庁舎管理費においては、庁舎太陽光発電設備を設置するため工事請負費を増額補正し、消防費の防災対策費においては、防災行政無線整備事業の経費の一部を工事請負費から委託料に組み替えするものであります。

教育費は、理科振興備品購入にかかわる備品購入費を、教育総務費の事務局費から小学校費及び中学校費の教育振興費に組み替えするものであります。

次に、議案第 98 号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本工事については、昭和 55 年に整備された防災行政無線設備の機器老朽化に伴い、防災行政無線の更新を行い、デジタル化を図る工事を施工しようとするものであり、電気通信事業者の参加を公募し、去る 11 月 8 日に条件付一般競争入札を実施し、落札者を決定したものであります。

ニシム電子工業株式会社が 2 億 4,570 万円で落札しましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、4 議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認下さるようお願い致します。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） それでは、町民保健課から議案第 95 号について、補足説明をいたします。

まず、経過ですが、6 月議会で税率改正とともに、地方税法の改正に関連する今回の改正部分を同時に提案しましたが、可決を見ませんでした。これが、平成 26 年の 1 月 1 日から施行されると、こういったことからの今回再度提案し、改正を図るものです。

内容としましては、東日本大震災の被災者等については長期譲渡所得に係る国保税の課税の特例が、租税特別措置法の中で、災害滅失した家屋の敷地を 3 年間の間に譲渡した場合、3,000 万円の控除がありますが、臨時特例の法律によりまして 7 年と読みかえがございまして。この適用に

ついて、地方税法の規則改正に伴う改正であります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 福祉課から、議案第96号について補足説明を申し上げます。

まずはもってお詫びを申し上げます。議会に議案を提案する際は、慎重な上に慎重を期し提案するという念頭に置いておりましたが、単純な事務ミスを犯してしまいまして、まことに申しわけございませんでした。

誤りの内容は、年額8,000円、または1万円の心身障害者福祉手当が生活保護者受給者の収入になると解釈し、受給者の方々を福祉手当の対象外とする条例の一部改正をお願いしたところでございます。ところが、住民の方から条例改正の問い合わせを受け調査した結果、町長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち月額8,000円以内の収入は、収入と見なさいという規定があり、これに気づきまして間違いに気づいたところでございます。そこで、今月交付予定でございます心身障害者福祉手当を生活保護受給者の方々に支給するため、再度条例の一部改正をお願いするものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。税務財政課長。

○税務財政課長（山元 宏一君） 議案第97号「三股町一般会計補正予算」について、補足説明を申し上げます。

予算書の7ページをごらんください。歳入であります。庁舎の太陽光発電設備を設置することで町債を2,000万増額補正しております。これは、県の市町村地域づくり支援資金貸付金から借り入れるという予定であります。利率は無利子で、10年以内の償還ということで交付税措置はありません。

続きまして、8ページをごらんください。歳出であります。総務費の庁舎管理費で太陽光発電につきまして、工事請負費で2,000万増額補正しております。

続きまして、消防費であります。防止対策費で防災無線の整備事業におきまして、工事請負費を2,545万3,000円、委託料のほうに予算組み替えしております。この委託料は、システムに係る構築であります。

続きまして、教育費であります。9月議会の指摘によりまして事務局費に理科振興備品購入費を501万8,000円組んでおりましたが、小中学校の教育振興費ではないかということで、今回、小学校費の教育振興費に424万4,000円、そして中学校の教育振興費に77万4,000円を組み替えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 本日お配りしました補足説明資料によりまして、議案第98号防災行政無線の「工事請負契約の締結について」、補足説明をいたします。

本案は、11月8日に防災無線工事の入札を実施いたしまして、落札した後、工事請負契約締結したいことから、議会の議決を求めるものでございます。

全体工事の概要といたしましては、昭和55年に整備いたしました防災行政無線設備の老朽化に伴い、防災行政無線のデジタル化及び補完システムとして広域無線LANWiMAXも構築いたしまして、総合整備点検システムを整備するものでありまして、そのうち今回、防災無線工事として親局整備1局、それから遠隔制御整備1台、屋外の拡声子局設備を60局、再送信子局の整備を1局の整備を行うものでございます。

入札の主な参加資格といたしましては、電気通信工事について特定建設用の許可を有し、経営事項、審査結果の総合評点値、P点といわれるやつですけれども、こちらが900点以上であるもの。それから国、地方公共団体等発注のデジタル同報系市町村防災無線システムの、親局を含む主要な設備工事を施工した実績があるもの。そして、九州内に本店、支店、または営業所等が所在する事等としたことから、2社が入札に参加したところでございます。

入札の結果でございますけれども、予定価格2億5,892万6,000円に対しまして、落札価格2億4,570万円、落札率が94.89%、落札者は福岡市に本社がございますニシム電子工業株式会社宮崎支店となったところでございます。

ニシム電子工業株式会社は九州電力のグループ企業でございまして、電気通信工事及び通信機器の製造販売、保守工事を主な業務としておりまして、総合評点値は1,203点。防災行政無線工事の施工実績といたしましては、平成21年度に佐賀県吉野ヶ里町の工事を契約金額2億5,874万2,000円と、本町とほぼ同額でございますけれども、請け負ったところでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

日程第4. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第4、質疑を行います。

4議案を一括して行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、全体審議の質疑は会議規則により1議題につき1人5回以内となっております。

それでは質疑ありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 6番、指宿です。

まず、98号「工事請負の締結について」お伺いたします。これに絡んで、組み替え、一般会計96号になります。これについて、委託契約、委託の組み替えになってますよね。消防費の中の防災対策費で委託料が2,545万3,000円というふうになっています。今までの、今ある防災無線の維持費、今回これを、システムを構築することによって、今後出資される維持管理費、これについてはどれぐらい見込んで、これ委託費というふうにされているのかをお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今回の組み替えにつきましては、これはシステムを構築されるための業務委託費であって、例えばその管理のための委託費というわけではございません。

最初、単独でこの防災行政無線につきましては発注しようという計画でございましたけれども、全協でもお話ししましたけれども、2回不調に終わったところでございまして、今回、大きな工事といたしましては、今回の防災無線の工事とWiMAX工事を次回、入札にかけたいと。

そして、システムの構築ということで、4つに分けて業務委託を発注したいということで考えております。そのための組み替えを今回お願いするものでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） この組み替えがどうだっている話をしているんじゃないです。ようするに、事後に、平成26年度からずっと、これすることによってお金が、支出が確定されてきますよね。要するにメンテナンスせにゃいけんわけですから。だから、それについてはどういう検討をされてこういうふうになったのかなというふうに思ったところですけど。わからなければ、そういうところも、何ですかね、この補足資料の中にでも入れてもらえるとよかったのかな。

これに沿って、例えば毎年、平成26年度以降どれぐらいのものが、今から町とすれば覚悟しなければいけないのかなというのは、やっぱり知っておく必要があるのかなというふうに思います。

次に、これは議案97号、それから福祉の96号、この2点について、教育費のところでは総務費、私が指摘して今回組み替えになったわけですけども、言えば、単純ちゃ単純な間違いですよ。これについては、やっぱりこういうことがないように、事務局で、やっぱり何が原因でこうなったのか論議してほしいというふうに思いますので、これは答弁いりませんが、強く要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 97号の補正予算のところ、太陽光発電の設置ということですが、この中にどこに設置するのか、どういう規模でするのかというのが明記されておられないの

で、その辺をお知らせいただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今年度、役場2階屋上ということで、屋上にはならないかもしれませんが、テラス部分が税務財政課の上にございますけれども、ここに30キロの太陽光を設置すると。この3階の屋上、または4階の屋上も検討はしたんですけども、耐震の問題、強度の問題ですね。それから、思ったより場所が狭いというやつと、いろんな機器が今、屋上のほうに上げてございますので、支障があるということで一番広いところの2階のテラスのところに設置するものでございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、議案第95号から第98号までの4議案に対する質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第95号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてを議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第95号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号「三股町心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例」についてを議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 7番、上西です。

この議案は、6月議会で私が質疑してその生活保護の方の収入になるというふうなことで、押し切られたわけで、やはり今回この過ちが見つかったのは、この受給者っていうんですか、そういう人がそれはおかしいということで、障害のある体であちらこちら聞いて回って、その間違いを見つけて福祉に問い合わせ、もう一回調べ直したっていうふうな経過があるっていうことを

聞いているんですが、やはり本当に不利益を被る人たちのことを考えた場合に、やはり慎重に慎重を重ねて、審議を協議していただかないと、やはりこれがもう支給されて、間違い、もしその人が言ってこなかったら、このままこれがずっと続けられて、何人かの方がこの福祉手当をもらえないというふうなことになるかねなかったわけですから、そういうことを考えて、やはり十分に、先ほど指宿議員も言われましたが、十分にこういうことは、条例ですので、普通のあれと違いますので、本当に慎重に慎重を重ねた結果、条例というものは出させていただきたいと思います。

この案は、私は賛成です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第96号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてを議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第97号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号「工事請負契約の締結について」議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第98号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時27分休憩

[全員協議会]

午前10時32分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で平成25年第6回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 福永 廣文

署名議員 桑畑 浩三

三股町告示第33号

平成25年第7回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月5日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成25年12月9日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君	佐澤 靖彦君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○12月11日に応招した議員

○12月17日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成25年12月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第99号から議案第114号までの16議案、及び報告2件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第99号から議案第114号までの16議案、及び報告2件一括上程
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	書記 久寿米木和明君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00時開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。それではただいまから、平成25年第7回三股町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において6番、指宿君、7番、上西さんの2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る12月5日に委員会を開催し、本定例会の会期日程等について協議いたしました。その結果、本定例会の会期は、本日から19日までの11日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細につきましては、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、議案第110号から議案第113号までの4議案につきましては、第3日目の11日、委員会付託を省略し、全体審議で措置することと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のと

おり本日から19日までの11日間とすることにし、議案第110号から議案第113号までの4議案については、第3日目の11日、委員会付託を省略し、全体審議で措置することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から19日までの11日間とすることに決しました。

また、議案第110号から議案第113号までの4議案については、第3日目の11日、委員会付託を省略し、全体審議で措置することにし決しました。

日程第3. 議案第99号から議案第114号までの16議案、及び報告2件一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第99号から議案第114号までの16議案並びに報告2件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成25年第7回三股町議会定例会に上程いたしました、各議案についてその提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第99号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、三股町税条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、公的年金等からの特別徴収制度の見直しや、寄付金税額控除における特例控除額の特例等の改正であります。

次に、議案第100号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことなどに伴い、所要の改正措置を講ずるものであります。

附則部分の改正であり、その内容につきましては、公社債等及び株式等に対する課税の見直しに伴う所要の規定の整備、引用条項ずれの措置等を行うものであります。

次に、議案第101号「三股町単独住宅条例」についてご説明申し上げます。

本案は、本年度建設します町単独住宅、長田公営住宅について地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第102号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正を行うものです。

歳入歳出予算の総額92億1,033万8,000円に、歳入歳出それぞれ1億7,538万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億8,571万8,000円とするものです。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

地方交付税は、交付決定により普通交付税を増額補正するものであります。

分担金及び負担金は、常設保育所の保育料を増額補正するものであります。

国庫支出金は、障がい者福祉費負担金、国民健康保険の保険基盤安定負担金、常設保育所の保育所運営費負担金、被用者児童手当負担金及び地域の元気臨時交付金に係る総務管理費補助金を増額補正し、子育て支援交付金に係る児童福祉費補助金を減額補正するものであります。

県支出金は、民生費県負担金において、障がい者福祉費負担金、国民健康保険の保険基盤安定負担金、常設保育所の保育所運営費負担金及び被用者児童手当負担金を増額補正し、民生費県補助金においては、児童福祉費補助金を、農林水産業費県補助金においては、交付決定により森林整備加速化・林業再生事業補助金に係る林業費補助金を増額補正するものであります。

諸収入は、医療費助成返還金等を増額補正するものであります。

町債は、臨時財政対策債を減額補正するものであります。

次に歳出について、主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給料については、平成25年7月1日に施行された「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に基づき減額補正するものであります。

総務費は、電算管理費において住民基本台帳ネットワークシステムの更新機器購入やシステム変更委託料を増額補正し、庁舎管理費においては、庁舎清掃委託料などの執行残を減額するものであります。

民生費は、社会福祉費において、障がい者福祉サービス利用費等の扶助費や国民健康保険特別会計への繰出金を増額補正し、児童福祉費においては、保育所運営費負担金を増額補正するものであります。

衛生費は、年末年始が9連休と長期になるため、ごみ収集を2日間特別に設けることに対し委託料を増額補正し、し尿処理施設精密機能検査手数料、油圧ショベル購入費の執行残を減額補正するものであります。

農林水産業費は、梶山・宮村南部両農業集落排水事業に対する繰出金、県単かんがい排水事業

に係る工事請負費及び林業整備加速化・林業再生事業に係る補助金を増額補正するものであります。

土木費は、修繕に係る需用費を増額補正し、工事請負費、長田地区の一戸建町営住宅設計委託料の執行残を減額補正するものであります。

教育費は、奨学資金貸付金の執行残を減額補正するものであります。

次に第2表、継続費補正についてご説明申し上げます。

平成26年4月から消費税が、5%から8%に引き上げられることに伴い、防災行政無線（同報系）整備事業において消費税分を増額補正するものであります。

次に第3表、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

三股西小学校仮設校舎設置事業は、児童数が増加することに伴い仮設校舎をリースで設置するものであります。

子ども・子育て支援新体制に係る電子システム改修事業は、県の補助を受けるためには、平成25年度中の契約が必要であることから今回債務負担行為を組むものであります。

最後に第4表、地方債補正については、臨時財政対策債の限度額を3億5,342万4,000円に補正するものであります。

次に、議案第103号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額32億5,923万5,000円に歳入歳出それぞれ605万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,528万5,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、人件費を増減補正し、保険給付費の療養諸費と高額療養費をそれぞれ増額補正し、予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第104号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億1,744万9,000円に歳入歳出それぞれ129万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,874万4,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費の扶助費及び後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものであります。

次に、議案第105号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について

ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額20億1,436万3,000円から歳入歳出それぞれ31万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,405万1,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰入金を減額補正し、保険料・国庫支出金・県支出金を増額補正し、歳出の主なものについては給料を減額補正し、時間外手当及び成年後見制度利用申請申立手数料を増額補正するものであります。

次に、議案第106号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,272万6,000円に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,277万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金を増額補正し、歳出につきましては、燃料費を増額補正するものであります。

次に、議案第107号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,841万6,000円に歳入歳出それぞれ91万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,933万円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出については、人件費を減額し光熱水費及び負担金を増額補正するものであります。

次に、議案第108号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,861万7,000円に歳入歳出それぞれ91万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,953万2,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出については、光熱水費及び負担金を増額補正するものであります。

次に、議案第109号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億1,672万円に歳入歳出それぞれ308万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,980万8,000円とするものであります。

歳入については、下水道使用料を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、人件費を減額補正し、光熱水費、負担金、公債費を増額補正するものであります。

次に、議案第110号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

教育委員は「人格が高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有する者」の選任が望ましく、また、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいいます）である者が含まれるようにしなければならないことから、引き続き今村博美氏が適任者であると考え、ここにご提案申し上げるところであります。

次に、議案第111号から議案第113号までの「公平委員会委員の任命について」は、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

この3議案については、「地方公務員法」第9条の2第2項の規定に基づき、公平委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

先に、高橋ヒロ子氏、神宮司祥子氏及び松崎行夫氏が事情により、平成25年12月31日付をもちまして退任されるところであります。2期8年間の本町の地方自治、地方行政に対する情熱と、ご貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。

公平委員会委員は、「人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者」の選任が望ましいことから、種々検討の結果、西川慎一郎氏と新島隆子氏及び久保宗夫氏をそれぞれ最適任者であると考え、ここにご提案申し上げます。

次に、議案第114号「市道の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、仮称街区三股線整備事業に係る都城市との協議により市道認定について、道路法第8条第4項の規定に基づき承諾することについて議会の議決を求めるものです。

以上、16議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告2件を提出しております。

報告第11号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について」、報告第12号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 議案第110号から議案第113号までの4議案につきまして、補

足説明いたします。

まず、議案第110号でございます。「教育委員会委員の任命について」ご説明いたします。

教育委員の任期は4年となっているところでございますが、今村博美氏につきましては前任者の残任期間ということで、平成24年4月1日から本年12月31日までが任期となっております。

あけていただきまして、今村氏の経歴につきましては、これまで数々の農業関係団体の役員をされていらっしゃるのと同時に、長年、小中学校のPTAの役員も経験されているところであり、今回2期目ということで議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第111号から議案第113号までの「公平委員会委員の任命について」ご説明いたします。

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき設置しなければならないものであり、その職務は職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し必要な措置をとること。職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する採決、または決定をすることなどとなっております。委員会は3人の委員で構成され、委員の任期は4年となっております。

あけていただきまして、まずは議案第111号で提案いたします西川慎一郎氏の経歴ということになりますけれども、ごらんとおり、昭和37年に都城市役所に採用され、平成16年生活環境部長を最後に市役所を退職されておられます。平成23年度からは、本町の事務事業の外部評価委員会のリーダーとしてご尽力いただいているところでもございます。

次に、議案第112号で提案いたします新島隆子氏の経歴につきまして、あけていただきまして、昭和44年に宮崎県に採用され、平成21年に北諸農林振興局の普及企画課長を最後に宮崎県を退職されておられます。現在は、県庁時代の経験を生かされ地域活動に参加されているところでございます。

最後に、議案第113号で提案いたします久保宗夫氏の経歴につきましては、あけていただきまして、昭和49年に国税局に採用され、平成8年に宮崎税務署を退職、その後町内において税理士として対応されておられます。現在は、三股町社会福祉協議会の外部監査も担当されているところでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時26分休憩

〔全員協議会〕

午前10時27分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここでお願いします。総括質疑で詳細な数値など提示を求める質疑をされる方は、事務局に用紙を備えておりますので、あす、火曜日の正午までに通告くださるようお願いします。

----- . ----- . -----
○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時27分散会

平成25年 第7回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成25年12月11日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成25年12月11日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 質疑・討論・採決(議案第110号から議案第113号)

日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 質疑・討論・採決(議案第110号から議案第113号)

日程第3 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	書記 久寿米木和明君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案された全ての議案及び報告に対する質疑であります。質疑の際は、議案番号明示の上、質疑を行ってください。

質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。また、自己の所属する委員会が所管する議案等、詳細な数値などの提出を求める議案などは委員会の場で行ってください。

質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 7番、上西です。

議案第99条の「三股町税条例の一部を改正する条例」のところなのですが、この条例を私たち素人が読むとあまり意味がわからないものですから、どういうふうに改定されるのか、配当所得とか、配当所得等とかに、そういうなに、書いてありますが、そういう具体的に町民生活にとってどういうふうになるのか、質問いたします。教えてください。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（山元 宏一君） 99号なのですが、まず47条の2につきましては、1月1日以後に町民税を払っている方が、転出した場合、住所がなくなった場合、これについては今までは、特別徴収から年金と、特別徴収から普通徴収になっていたんですが、改正によって、これを特別徴収のまま継続するというものであります。

そして、今度は47条の5なのですが、これについては年金徴収の場合に、特徴の場合に、

4月、6月、9月ですか、4月、6月、8月ですか、これについて仮徴収なんです。この仮徴収は、前年の10月、12月、2月の徴収の最後の金額を次の年の仮徴収に持ってきてたんですけど、前年のその仮徴収の額が少なかった、徴収の額が少なかった場合に、4月からはその徴収額を仮徴収続けていくと、税が上がったときに、今度は本徴収になったときにものすごく上がる可能性があるということで、これを平準化して、その6カ月の一月の分、簡単に言えば一月の分をそのまま徴収していくというような形になります。負担が、年額で一緒なんですけど、それぞれの負担が平準化されるというようなものであります。

そして、大きなものとしましては附則の16条の3、そして19条、ここ当たりが今回の大きなものなんですけど、今までは公社債、公社債というのは非課税でありました。今回の改正で、課税されるということでありまして。課税されることによって、課税される人、されない人出てくるんですが、課税されることによって、今度は株式の譲渡とかそういうものが、赤字が出た場合、課税することによって損益通算を行うと。

損益通算というのは何かというと、2つ以上の所得があったときに、1つの所得は黒字なんだけど、1つの所得は赤字なんだと。そうすると、それぞれに課税されていたのが一緒に申告することによって、赤字補填して課税されないというようなものにするようなものであります。課税で不利になる人もいますよね。所得がどっちともあって、税金だけ取られると。今度は、損失がある場合は逆に、得すると言いかはちょっといかんかもしれんけど、カバーできるというようなものであります。

今回の改正は、そのようなものが主なものであります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 質疑・討論・採決（議案第110号から議案第113号）

○議長（山中 則夫君） 日程第2、議案第110号から議案第113号まで、4議案の質疑・討論・採決を行います。

議案第110号「教育委員会委員の任命について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第110号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案に同意することに決しました。

議案第111号「公平委員会委員会の任命について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第111号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案に同意することに決しました。

議案第112号「公平委員会委員会の任命について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第112号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案に同意することに決しました。

議案第113号「公平委員会委員会の任命について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第113号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案に同意することに決しました。

日程第3. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

ここでお諮りします。各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。各委員会におかれましては、審査方よろしく願います。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、きょう中に事務局に提出くださるよう願います。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時07分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時08分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時08分散会
.....

議事日程(第3号)

平成25年12月17日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案第115号及び議案第116号の取り扱いについて

日程第2 議案第115号及び議案第116号一括上程

日程第3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案第115号及び議案第116号の取り扱いについて

日程第2 議案第115号及び議案第116号一括上程

日程第3 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	書記 久寿米木和明君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君			

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案第115号及び議案第116号の取り扱いについて

○議長（山中 則夫君） それでは日程第1、追加議案第115号及び議案第116号の取り扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） おはようございます。それでは、16日の委員会終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日、追加提案されます議案第115号「工事請負契約の締結について」及び議案第116号「工事請負契約の変更について」の取り扱いについて協議を行いました。

その結果、この2案とも委員会付託を省略し、最終日の19日に全体審議で措置することと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りいたします。本日追加提案されます議案第115号及び議案第116号については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し19日の最終日に全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます議案第115号及び議案第116号は、委員会付託を省略し、19日の最終日に全体審議で措置することに決しました。

日程第2. 議案第115号及び議案第116号一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第2、議案第115号及び議案第116号の2議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。本日追加上程いたしました2議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第115号の「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本工事については、11月15日臨時会において議決いたしました防災行政無線設備の更新にあわせて、無線設備と連携した多様な通信手段の確保を目的として、自営の通信網を施工しようとするものであり、去る12月10日に条件つき一般競争入札を実施したところでございます。

その結果、大日通信工業株式会社が9,649万5,000円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第116号「工事請負契約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、現在、施工中の町道、櫛田・山田・田上線の舗装補修工事（1工区）におきまして、工事請負契約の変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） おはようございます。議案第115号「工事請負契約の締結について」補足説明をいたします。

本案は、12月10日に防災行政無線整備工事として、WiMAX・ICT工事の入札を実施いたしまして、落札者と工事請負契約を締結したいことから、議会の議決を求めるものでございます。

本日お配りいたしております、1枚の資料に基づきまして説明いたします。全体工事なんですけれども、この概要といたしましては、防災行政無線設備の老朽化に伴い、防災行政無線のデジタル化及び補完システムとして広域無線LAN、いわゆるWiMAX網を構築いたしまして、総合災害連携システムを整備するものでございまして、11月の臨時会において、防災行政無線の

デジタル化のための工事請負契約締結の議案を上程したところであります。

今回は、WiMAX工事として無線機の設置、Wi-Fi中継局の整備等を行うものでございます。ここにあります、入札の主な参加資格といたしましては、電気通信工事について特定建設業の許可を有し、経営事項審査結果の総合評定値が900点以上であること。そして、デジタル移動体通信について施工した実績があるもの。例えばですね、携帯電話の中継局、こういう設置工事などがございます。等としたところ2社が入札に参加したところでございます。入札の結果、予定価格9,659万1,000円に対しまして、落札価格9,649万5,000円。落札率が99.9%。落札者は兵庫県尼崎市に本社があります、大日通信工業株式会社久留米営業所となったところでございます。入札参加が少なく、そして、落札率が99.9%となったことに関しましては、まず、全国で2例目のWiMAX網を使った防災行政無線整備工事であったため、リスクを伴うとの警戒感があったことや、全国的な資材、機器の高騰によるものだと判断しております。大日通信工業株式会社は電気通信工事業及び電気工事業を主な業務としており、総合評定値は953点。防災行政無線工事の施工実績として、平成24年度に宮城県色麻町で全国初のWiMAX網を活用した情報通信施設整備工事を契約金額1億4,489万2,650円で請け負った事業所でございます。

なお、先日の委員会におきまして整備後の維持管理費について質問があったところでございますが、現在の維持管理費については、デジタル化してもほとんど変わらないと、保守料を含めて大体200万程度なのですが、変わらないということで考えておりますけれども、WiMAXに関して新たに、保守や電波通信料など、200万程度の維持管理費がかかるものだと試算したところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） それでは都市整備課のほうから議案第116号「工事請負契約の変更について」ご説明させていただきたいと。

お手元に資料が配付してあると思います。2枚、A3の2枚組みということですね、1枚目が位置図ということです。現在1工区から3工区を発注して工事を施工しております。その中の1工区。左の一番下になりますが、1工区が元の延長が1,200メートル。面積として8,575平方メートルを、当初の計画で施工するようになってたんですが、下の方に赤で変更・追加区間ということで示してありますが、この区間が、住宅地の前が——2枚目の写真を見てもらうといいんですが、住宅の入り口付近が、舗装の剥がれ、ひび割れ等が発生しておりますので、その部分を今回追加で、施工さしていただきたいということで、今回、変更を提案したところでございます。

やはり、人家の前ということで、振動等があるとのことで、要望等もきてますので今回、その110メートルを追加して、元の工事請負6,704万2,500円を7,237万2,000円に変更ということで、532万9,500円を追加するということになっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

日程第3. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第3、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） 皆さん、おはようございます。それでは早速一般質問に移りたいと思います。

町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。まず、これまでの取り組みと成果についてお尋ねをいたします。続きは質問席に移って質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 町長の政治姿勢について、これまでの取り組みと成果を問うという質問でございますので、回答させていただきたいと思います。

私は平成22年9月の町長就任以来「自立と協働で創る元気なまち三股町」をスローガンにマニフェストとしまして5つのプロジェクト、10のまちづくり、そして、具体的には54項目を列挙いたしました。

私はご存じのとおり、これまで役場職員として町政の政策決定にかかわってきた関係から、町長選では、町政の継続と発展を念頭にマニフェストをつくったところでございます。よって、現状を肯定し継続するもの、計画されている事業を実施に移すもの、以前から課題として持ち越しているものなど、多岐にわたっているところでございます。一つ一つを確実に着実に実施・実現することが次への飛躍に繋がると思っているところでございます。当選直後にマニフェストについて、職員研修会を実施いたしまして、職員、各課長の理解を求めたところでございます。この政策を実現するに当たっては、職員各位の積極的な取り組みを初め、町民の皆様や議員各位のご理解、ご支援の下に実施してまいったところでございます。皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

具体的には、まず「街むら元気わいわいプロジェクト」では、塚原団地A棟B棟や駅周辺整備、

眺霧台21戸の分譲、長田公営住宅の建設、まちづくり基本条例の制定を行ったところでございます。そして防犯灯のLED化、行政無線のデジタル化は現在実施中でございます。行政改革では組織機構の見直しとしまして、危機管理係、特別収納対策係を設け、また、事務決済規定の見直しなど、事務の効率化を図り町民へのサービス提供としまして、昼休みに窓口で証明書等の発行を行っておるところでございます。

また、自主財源の確保対策としましては、自動販売機の設置を一般競争入札にするとともに、ことしの10月から、ふるさと納税制度による、ふるさと特産品のプレゼントというのを始めたところ、大変反響が多いところでございます。

次に「産業いきいきプロジェクト」では口蹄疫などの防疫対策、それから学校給食メンチカツの開発や、畑地かんがい事業の推進、プレミアム商品券の発行、夏冬大売出しの支援、住宅リフォーム事業の創設、そして現在進行中であります、ゴマやプチペールなどの特産品化、農商工連携などを実施しているところでございます。

「少子高齢化すくすくプロジェクト」では、子育て支援の継続・充実。放課後児童クラブの時間延長、ファミリーサポートセンターの開設、保育園の改築支援、公共施設のトイレの洋式化、くいまーの路線見直しや、停留所の新規設置を。

「スポーツ文化わくわくプロジェクト」では、ふれあい中央広場の整備、弓道場の建設、前桑畑町長からの継続でありました三股小、梶山小、宮村小体育館の建設。アグレッシブタウン構想の策定や、教育力向上のため教育指導主事及び特別支援教育の充実のため心理士を配置。事業支援機器といたしまして、書画カメラ、公務支援システムの導入などを行っております。

「エコクリーンさわやかプロジェクト」としましては、剪定くずの堆肥化、太陽光発電機器の設置補助、環境基本条例の制定、公共下水道事業の区域の見直し、備品等貸し出し事業、道路等環境整備事業を実施すると共に、公共下水道の加入率アップに取り組みまして、目標の45%は達成したところでございますけれども、さらなる加入率のアップ、推進が必要かと考えています。

以上、多くの課題に取り組みましたが、まだまだ道半ばというものもございます。残された期間、政策実現のために鋭意、実現に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 公約に「元気なまち」というのを町長は掲げられておりまして、町長を含め、執行部の皆さんとしましては、「元気なまち」が今つくられているというふうに実感されているのかもしれませんが、町民が果たしてそれをどういうふうに思っているのかというふうなことであります。今、列挙されたようなことを改めて聞きますと、これだけのことをやっ

ているというふうに、評価をできる部分もありますけれども、いかんせんやっぱり町民に聞いてみますと、「何が変わったんだろう」と、いふふうな声が出ているというのも、これも事実でございます。

そういった意味においては、もっともっとPRがなされなければならないというふうに思いますし、また、木佐貫町長のカラーがこういったものなんだということを、ぜひ、町民の皆さんにもっともっとしっかり伝えていっていただきたいというふうに思います。組織が成果を上げるために必要なものは、リーダーの真剣に取り組む覚悟であり、熱意であります。これは三股町であれば、町長の覚悟、熱意というのが執行部の事業に対する姿勢にあらわれて、各現場がリーダーの熱意を受けて事に当たるわけです。

現場が行動することで場合によっては、失敗もあるかもしれません。しかし、今の町議会の中では、現場で失敗が起こったからといって、町長の政治的責任を厳しく追及するというようなこととはないわけで、逆に、一緒にいい方法はないか、建設的に考えていく、そういう議会であります。アクションを起こせば、何かしら変化があります。考えても、そこに行動も起こさずに、改革もしないというのは町民にとって、これは不幸でありますし、衰退と同じであります。

以前、私この場で言いましたけども、仮に熱意を持ってやっても、そのことがやはり伝わってなければ、何も評価がないというふうに思います。

今の答弁にありました、まちづくり基本条例でありましたけれども、条例はできましたが、まだ、これから動かすという段階であるわけですね。今後どのように、このあたりも進めていくつもりなのか、もし答えできましたら、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） ただいま、まちづくり基本条例の件でご質問があったところなんですが、実はことし6月に条例を施行しまして、まずは、まちづくり基本条例。確かに町政に参加するという基本的な仕組みの条文であります。その中で特に大事なものは情報公開の部分、それと町民参加の部分とこの2つが非常に大事な部分であります。

早速、条例施行後、職員に関して延べ5回の研修を行っております。といいますのが、町政の情報というのはやはり何と言っても行政が一番多く持っております。その多く持っている情報をいかに町民に公開するかというのが大事ということですね。職員向けの研修を行いまして、まずは持っている情報の公開の方法、機会をふやす。それと、いろんな計画をつくったり、情報化する場合の町民の参加というのを、積極的にやっていこうということで、現在のところ、そういう研修をやりまして、各課で対応してもらっているということで、これにつきましては、条文の最後にうたってますが、年に1回、まちづくり推進会議を開きまして、実際の施行状況を実施状況を検証しまして、当然議会も、また、町民の皆さんにも公表しながら、足りない分はまた補足し

ていくというような形をとろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） まちづくり基本条例、あれだけ議論をよんでつくったわけですので、これをしっかりまちづくりとして反映できるように、早目に運営をしていただきたいと思います。

あえて私言いますけども、私はこの中で一番の若輩者であります。しかし、町民の負託を受けている立場として、少しでもよい三股町にしていきたい。笑顔あふれるふるさとにしていきたいと心からそう思っています。そのために何をすればいいか常に考えています。

お手元に資料をお配りしました。平成24年9月議会の一般質問の冒頭で私が所感を述べた部分でございます。私たち議員が時間を費やし、そして調べたい行政の担当者や当事者と会ったりして積み上げて作成する質問、一般質問。議員が真剣に向き合っている一般質問のその後のことに対して、町長は善処するというふうに答えられました。あれから1年がたっております。どのような善処をされたのかお応えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 当時の回答を――議事録にも載ってるかと思えますけども、町としましては一般質問に関しては、真摯に受けとめていくと。それを必ずこの議会が終わりましたら、臨時課長会を開きまして、一問一問について各課のほうでこれをどう受けとめて、どう対処するのかということを真剣に議論させていただきます。そしてまた、必要であれば、全員協議会等でも必ず回答するというような方向でも取り組んでいるところでございます。

そしてまだまだ、皆様、議員さん含めて、町政、町民のほうに伝えていないということであれば、そのあたりも、もっともっと掘り下げてどういう形で情報公開していくか。そのあたりも今後の課題かなと思えますけれども、できるだけ伝えていく努力は、それぞれ各課していく。一般質問等は非常にこう――議事録に残って、そして課題というものが明確でございます。それに対しては真摯に受けとめてるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） そこには書いていませんけれども、町長はこのときに、検討したことを見えるような形で、今後議員の皆さんに伝えていきたいというふうに、このときおっしゃっておられるんです。その後、ずっと私ども一般質問やっておりますけども、一般質問をやって、これはこういうふうになりましたとか、これは今こういうふうに進んでいます。そういった報告が一向に上がってこないというのが、腹立たしいところでもありますので、そのあたりも――これは町長だけの問題ではないかもしれませんが、町長を含めて執行部の皆さんには伝える

努力をしていただきたいと、そのように思います。よろしく申し上げます。

それから、きょう傍聴席に自治公民館長さんたくさん来られておりますが、あえて質問いたしますが、自治公民館加入率の問題。一般質問で平成24年3月に聞いておりますが、この自治公民館加入率の問題は、行政事務連絡網、防災、募金、ごみ収集などにかかわる問題でありまして、木佐貫町長肝いりの部署として地域政策室ができて、そこを中心に進めていくということでありました。その質問の回答で、木佐貫町長は、公民館加入率の問題は政治的課題であり、自治公民館はまちづくりのパートナーであると、そのように明言をされました。その後、担当室が協力して、自治公民館加入率が改善されているというふうには聞いておりますけれども、町長、そのあたりを把握されておりますでしょうか。町長にお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この自治公民館加入率、地域によっては相当高い地域もございますけれども、本町は人口増という状況の中で、町の西側については、新しい方々の転入等もありまして、その説明等はやっているんですけども、加入率が低いという状況もございます。先ほどありました、まちづくり基本条例。これが自治公民館、そしてまた、それ以外のいろんな民主団体等がこのまちづくりの担い手、パートナーというふうに考えてますので、やはりその方々がまちづくりに参加するためには、やはり、自治公民館の加入率がアップと大きな課題だろうというふうに思います。そういう意味合いでは、この自治公民館の実態等の把握をいたしました。そしてまた、加入のための取り組みも自治公民館とさせていただきます。まだまだこれは1回で終わるという事業ではございません。継続しながら、町民の理解を得ながらやっていく事業でございますので、今後とも鋭意取り組んでいきたいというふうに感じております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今お尋ねしたのは、自治公民館加入率を町長が把握されているかどうかと、お尋ねしたわけです。全てを把握してください。把握すべきというふうに言っているのではなくて、そういう報告が重要と思っているのであれば、担当者から上がってきているか、そのようになっているかということを知りたい。

それでは、地域政策室長にお尋ねいたします。いつ町長に自治公民館加入率の問題を報告されましたか。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 自治公民館の加入率については、当然町長が言いましたように、事業を地域政策室で行っているときには、随時報告をしておりますし、総務課の方にも行政事務連絡の担当がいますが、そこも、年に2回、定期的に住基上の加入率というのも当然報告は行っていたところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） であれば、私は何度も質問しているわけですので、気にしている議員がいるなあというふうに思っていたきまして、こちらのほうにも紙1枚、議会のポストに入れてもいいというふうに思いますので、そういった報告も、ぜひしていただきたい。これはこの問題だけではなくて、各議員の一般質問に関することは、そのように対処していただきたいというふうに、これは要望でございます。

視点を変わると、二代表制、やはり思っているのであれば、議員のほうもしっかりと誠意、伝えていただきたいというふうに思います。

それから平成23年9月議会。誘致企業の件です。

木佐貫町長として1年が過ぎたぐらいの議会でありまして、そのときの私の質問の中で、組織は目標があるから、それに向かって進んでいくので、明確な目標を掲げるべきだというふうに質問いたしまして、誘致企業の目標を明確に示してくださいと、町長に詰めたところ、町長はこのときに「目標としては1年、1社くらいはやりたいな」という言葉が議事録に残っておりますけれども、今はどのようなお気持ちでありますでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） その気持ちは変わっておりませんが、当時、リーマンショック以降のデフレ化という経済状況、そしてまた、県の東京事務所、大阪事務所、そして県のほうといろいろお話を企業誘致に関してはさせていただきました。

なかなか企業を誘致するというのが、時代的に非常に厳しい状況があるというお話でございました。そういう中で本町としては工業団地を持っているわけではございません。限られた地域の中に企業を立地するというようなことでございますので、いろんな制約等もございます。そういう中でも、企業立地対策管理を行いながら、産業振興観光課のほうで努力はさせていただいたところではございますが、実現に至っていないということは、本当に反省しなければならない部分でございます。

ただ、いろんなお話等はございました。三股町は非常に水がいいことで、ペットボトルの工場はどうかというお話もございました。それとまた、蓼池のほうの工業団地のほうで地場企業といいますか、農畜産業の町でございますので、そちらのほうの野菜等のカット工場というお話もありました。ただ、蓼池のほうは水が、地下水が厳しいということで、野菜関係のカット工場なんかは水が命だというようなところで、土地のあっせんとか、できつつあったんですが、なかなか水の問題とかで断念という形になりました。

それとまた、ご存じの白ハト食品ですね、あそこも広域工場拡大して規模の拡大を図りたいと

いうことをごさいますて、大阪のほうともいろいろお話ししていただきましたけれども、やはり、規模拡大に既存の建物と立地している企業もごさいますので、そのあたりとがなかなかうまくいかない部分もごさいます。

そういうのを含めて、まだまだ、これからのやりようはあるのかなと考えてますので、本当に実績がないんですけども、ただ樺山のほうの中村食肉等の工場等の増築というのもごさいましたけれども、今後も努力したいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、町長の熱い思いを担当課にぶつけていただきまして、少しずつ経済の流れがよくなってきておりますので、チャンス逃すことなく、スピード感を持って取り組んでいただきたいと、アグレッシブな町をつくっていただきたいとそのように思います。

それでは、それらを踏まえて、町長にお尋ねいたします。

来年夏に行われる次回の三股町長選挙であります。進退の決意はどのようなものでありますでしょうか。町民にわかりやすく説明をお願いしたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 来年の9月に町長選がごさいます。それに対する態度ということを含めてのお話だろうと思いますが、まず、現在の心境等をお話しさせていただきたいと思っております。私は、これまでの成果を踏まえて――課題もごさいます。そういうものを踏まえるとともに、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像「自立と協働で創る元気なまち三股」の実現に取り組むたいと考えてます。政策内容については、これから詳細を詰めていきたいと思っておりますが、町政施行70周年に向けて三股町のカラー、よさをもっとアピールできるまちづくりが必要かと考えているところです。まず第1点が、子育て支援と教育環境の充実・発展であります。放課後児童クラブの充実、医療費支援の拡大、学力向上、文化振興などで文教のまち、子育てに優しいまちとしてさらなる充実、発展を目指したいと考えています。

第2は、アスリートのまちづくりのさらなる前進です。スポーツ選手の育成や健康づくりに欠かせない施設を、アグレッシブタウン構想に基づき整備するとともに、スポーツイベントの活性化で交流人口の拡大を図り、町の活性化、三股町の発信に繋げたいと考えてます。

第3点が、中心市街地の活性化としまして、老朽化の著しい五本松団地及び榎堀団地、射場前団地の移転、集約であります。駅周辺、文化会館、五本松エリアを町の核として、どう賑わいを取り戻すか、大きな課題だと考えてます。これらの3つの課題を中心にしながら、防災・減災対策、高齢者福祉対策、過疎対策、空き家・空き店舗対策、ごみの減量化、6次産業化、そしてT P P対策などの諸課題に積極的に取り組むたいというふうに考えてます。

このような政策を通じまして、「自立と協働で創る元気なまち三股」のさらなる発展、躍進に

貢献できればと考えているところでございます。

立候補につきましては、家庭、そしてまた家族、そしてまた後援会、また地元の皆様と相談しながら考えていきますけれども、私個人としては、9月を目指して頑張りたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 町長におかれましては、これまでの行政経験をしっかり生かす形でがんがんまちづくりを進めていただきたいと、改革をもっと大胆にいただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは質問を続けます。アグレッシブタウン構想についてであります。現状と計画についてお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） アグレッシブタウン構想についてのご質問でございますが、本構想を作成する目的は、本町のスポーツ振興基本計画に掲げます、施策の実現とさらなる町民スポーツ活動の充実を図ることにあります。

そのため本構想では、まちづくりや健康づくり、アスリートタウンづくりに一貫性を持たせた中長期的な施設の整備計画を策定することで、地域に活力をもたらすスポーツ環境づくりを構築していくことを目指すものであります。具体的な内容につきましては担当課長、地域政策室長が答弁いたします。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは具体的な内容についてお答えしたいと思います。

まず、本構想の策定における体制なんですが、総合的かつ一体的な推進を図って検討を行うために、庁舎内各課の職員で構成する策定委員会というものを置いております。それと、この策定委員会案を策定段階から町内の各種団体の方に参画してもらうことで、幅広い視点からの意見や助言を通して本構想に反映していくための審議会というのも設置しております。これまでなんですが、この策定委員会を計7回にわたって開催しております。

この策定委員会の中で中長期的な施設の整備計画、あと将来のあり方についての構想ビジョンをまとめておまして、このまとめたものを審議会の中で、慎重な審議を行い提言書としてまとめていただいております。今月の10日に、この審議会から直接提言書を手渡されたところでございます。

次に、この本構想に示す今後のスポーツ施設整備の実施経過についてであります。アグレッシブタウン構想ではスポーツ施設の整備計画を策定するに当たり、町民ニーズや競技人口、経済

性、将来を担うアスリートの育成といった、アスリートタウンみまたの強化と健康づくり、まちづくりの発展という観点から施設内に点数化を行って優先度をつけております。この点数化をつけることによって、高い評価のあった施設については、今年度からおおむね5年間の間に実施することを目標として掲げております。

それ以外の施設につきましては必要性、費用対効果等を含め、今後も整備に向けた検討を行っていくという結論を出しております。

ただ、本構想に示すスポーツ施設の整備計画は財政運営の健全性を確保しながら、施設内の計画的な整備を図るための指針として作成したものでありますので、将来の予算編成等を拘束するものではありません。

今後なんですが、来年早々にはパブリックコメントをおこないまして、また、毎月10日に届けられました審議会からの提言等を踏まえながら、最終的に本構想の最終案を策定して、また、固まりましたら、議会のほうにも報告と考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） そもそもなんですけども、私はアグレッシブタウン構想は、まちづくり全体の構想で、積極的なまちづくりを行っていく構想であるというふうに勘違いをしていた時期もありました。しかし、体育施設に特化したものであるというふうなことでありますので、どうせつくるのであれば、やっぱり中途半端なものではなくて、立派なものをつくっていただきたいというふうに思います。

アスリートを育てる、そういった意味で、立派な施設をつくっていただきたいというふうに思いますけども、その辺は町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この計画の内容につきましては、今後、議員各位の全員協議会等といたしまして、議会終了後にお話をさせていただきたいと思いますが、パブリックコメントを含めて、来年度からの具体的な着工という形になっていくかと思っております。

本格的というやはり、本町にとってこの地域の中で、どのようなところに特化すべきか、どういうところに重点にやるべきか、いろいろな総合的な判断が必要かと思っております。そういった意味で、本町の財政的な面を含めて、また利用者の面を含めて、それとまた健康づくり、まちづくりとそういう意味合いも含めて、いろんな角度から評価させて本町にふさわしい施設というものをつくりたいなというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 体育施設はどうにかなるかもしれませんが、施設以外の計

画であります。それを将来どのように町長お考えになっているのかなということでもあります。特にスポーツ合宿の誘致の考えでありますとか宿泊施設ですね、それでありますとか、地元選手の育成プログラムでありますとか、そういうイメージを何かもって今回これを進めていращやるのかどうかをお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この計画の中でもですね、言われるような部分も検討をさせていただきました。その中でとりあえずまず、本町が今課題としている当面のものは何かというところをスタートにさせていただきました。そういうものを積み上げながら将来へつなげていくというふうに考えています。

ですから、いわゆるスポーツ合宿所、そして主目的なこのアスリートの育成というのも今後の大きなテーマかなというふうに考えています。まずは一歩ずつ着実に実現することがその方向に向かうのではなかろうかと考えます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、そういうところの詰めを行って、施設をつくっていただきたい。「仏作って魂入れず」ということにならないようにですね、やはり生き残こされて、バックグラウンドにある団体をしっかり強化をして充実着手に進んでいただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に移っていきます。教育についてであります。

まず、きのう一般会計の委員会のほうで、議論になりましたけれども、三股西小と三股小の増減の見込みと区割について、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 現在の町内の人口分布を見てみますと、三股小学校区は減少傾向であるのに対して、町西部に位置する三股西小学校区は町外からの転入者も多く、借家やアパート、商業施設等の建設も顕著であることから人口が増加傾向にあるといえます。

今後の児童数の推移についてであります。三股小学校におきましては、本年度の児童数は現在424人、10年前の児童数と比較すると、152人減少しています。また、今後5年間に減少すると予想される児童数は22人です。

一方、三股西小学校の本年度の児童数は734人で10年前と比較すると50人増加しています。また、今後5年間で増加すると予想される児童数は122人となっております。

特に三股西小学校におきましては過去に8教室増設いたしましたが、今後さらなる増設を余儀なくされる状態にあります。そこで教育委員会としましては来年度三股町立小学校通学区域審議会を立ち上げまして全ての小学校の今後の児童数の推移を見ながら校区の見直しや調整区域の設

置等を視野に入れ、さまざまな角度から解決策の検討を行っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今、説明ありましたが、三股西小で25年児童数が734人、平成30年度856人になりますので、122人増の16%増で、クラス増が5クラスというふうに聞いております。逆に三股小は25年度児童数が今現在ですね、424人から平成30年度402人、22人減って、5%マイナスになってクラスも1つ減るというシミュレーションが出ておりましたが、学校区割の問題で、これまで何度か個々の中で話し合いがあったというふうに聞いておりますけれども、そのあたりの経緯を教えてください。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） この通学区域審議会につきましては、平成17年度にその当初ですね、全国的に小学校1年生の30人学級というのが、平成14年、そして平成16年度に小学校2年生というのが入ってきまして、学級増が見込まれるということがありました。その折に平成17年度に町でこの審議会が立ち上げられまして、審議会に諮問がなされました。

その答申についてでございますけれども18年の8月に答申がなされております。1つは小規模特認校の件と調整区域制度の件、そして三股小学校、三股西小学校の通学区域の見直しの件ということで3点について答申がなされております。小規模特認校につきましては、ご存じのとおり、長田小学校の特認校の件でございますが、17年に中間答申がなされておまして、この小規模特認校の制度を採用するというでなされております。その他の件については継続審議で8月に答申がなされたところですが、調整区域制度につきましては、審議した対象区域の将来における児童数の推移を見ると、児童数は少なく効果が期待できないため、調整区域の設定は行わないという答申が1つなされております。もう一つの三股小学校、三股西小学校の通学区域の見直しでございますが、これにつきましてもこの18年度の段階におきましては、今後の増加の傾向があまり見られないと、この時点はですね、ということで当面の間は現状の通学区域が望ましいということで——答申がされておるところでございます。7年前の答申でございます。以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 当時はですね、将来を見込んでそういうふうな状況であったかというふうに思いますが、もう今はですね、やっぱりこうシミュレーション見ると、これはもう放置しておけばかなり大変な状況、例えばクラスの増設が続いて、校舎建設等にかかわる大きな予算を伴う案件になるのではないかとというふうなことも、これはもう明らかな問題であります。多くの税金を使う以上ですね、区割の問題はこれはもう政治課題というふうに言ってもいいかと

いうふうに思いますが、そのあたりは町長どうお考えですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回ですね、この西小学校のプレハブ校舎関連でこれの債務負担行為の予算をですね、あげさせていただきました。やはり将来ですね、どうなるかっていうのは大変心配でございます。まあこのような数値等見てみますと、やはりこれは今言われた政治課題として取り組むべき課題だなということで教育委員会のほうでもお話をさせていただいております。三股小学校という、この学校、そして西小学校この2つがちょうど同じくらいの数で、平成元年に分離独立したわけなんです、やはりそれからすると一方と他方が非常にこう、児童数の格差が広がったということでございますので、ぜひ町民の皆様、そしてまた保護者の皆様の理解を得ながらですね、このバランスをとりたいと、そのための検討を来年させていただくというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひですね、町長がリーダーシップを発揮していただきましてその辺も進めていただきたいというふうに思います。教育長におかれましては調整区域、また調整期間ともですね、考えていただきまして、その審議会あたりもコントロールして、上手くいくように継続審議みたいな形にならないように、しっかりと落としどころを決めて、進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。文教の町として学力レベルを上げるための対策は、というふうな質問になりますけれども、何か方策を考えてあるのかどうかということをお聞きしたいんですけれども、教育長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 三股町は文教の町として、藩政時代からの歴史をもつ郷中教育とそれを振興してきました三島通庸によって築かれてきました。町内の小中学校におきましては、平成22年度に三股町児童生徒憲章を制定しまして校門での一礼、黙想・座礼、無言清掃など、「文教みまた」の伝統教育を大切に受け継ぐ取り組みがなされております。

これらの取り組みは、児童生徒が落ち着いて生活し、学習できる環境をつくるための基礎となるものであると考えております。また、町内の全ての小中学校学級に大型テレビを1台、そして全ての小学校の2クラスに1台、実物投影機を導入いたしました。学校ではこれらのICT機器を活用して児童生徒にとってわかる授業となるよう指導方法の工夫・改善に取り組んでおります。

また本年度は、校務支援ソフト導入しまして、教員が作成する通知表や指導要録などの業務の効率化を図っております。効率化によって生み出された時間は、教員の教材研究や、子供と向き合う時間となり、児童生徒への教育に還元できるものと考えております。さらに学力向上に向け

ては、学校のみならず、家庭、地域の協力は欠かすことのできないものであると考えます。

現在学校では、読み聞かせボランティアや見守り隊を初めとして、多くの方々に学校の教育に対する支援をいただいております。教育委員会といたしましては、学校や保護者、地域の方々と連携をさらに深め、地域人材を活用した学校支援地域本部事業を導入いたしまして、町ぐるみで児童生徒を育てていこうと考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 私はこの問題を前回の議会で取り上げております。で、なぜ今回引き続き出したかというのはですね、皆さんご存じのとおり、今はですね、来年度の予算を定める時期であるということ。宮内教育長ですね、長年における教育現場経験から裏打されたアイデア、三股町の教育現場のリーダーとしての判断をですね、ぜひ来年度の学力向上対策費というのですね、反映させていただきたいというふうに思います。スピード感のある教育改革、そして文教の町、三股町の復活というのですね、ぜひ掲げていただきたいというふうに思います。

今、子供をもつ親は今が大事なんですね。ですから、早目に何かアイデアがあればですね、それを打ち出して予算付けをして、前に進めていただきたいというふうに思いますけれども、教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 先ほど答弁の中で言いましたけれども、学校支援地域本部事業というのを立ち上げたいというふうに思っております。その事業を若干説明させていただきたいと思っておりますが、教育委員会内に支援本部というのを設置をいたしまして、地域住民からコーディネーターとなる人材を養成をいたしまして、各町内の小学校6校、中学校1校との調整を図りまして、学校のニーズに応じた教育支援を図っていく、その体制を整備していきたいというふうに思っています。町内にはそういった有能な人材がたくさんいらっしゃいます。そういった人材を十分活用しまして学力向上につなげたい。

例えば、学習活動の支援、部活動の支援、あるいは環境の設備、安全確保といったものを、地域と学校と一体となって教育の充実に生かしていきたいと。また、地域の住民にとってはそういった活動をとおして、生きがいくくりにもつながっていくと相乗効果もあるのではないかなというふうに考えております。それを来年度からぜひ実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 前回も言いましたけれども、教育、学力だけではないということも百も承知でありまして、しかしこの実社会ではですね、全てではありませんけれども、学力があればですね、学校とか進路の選択肢が広がります。社会に出て、職に就くにも選択肢が広がり

ます。つまりは個人の経済的に豊かな生活につながり、この優秀な人材を輩出する、していくというふうなことになるはずですね、三股町は活性化されるというふうに思います。

宮内教育長の、教育行政でですね、三股町から日本で活躍するようなそういう人物を育てられるような教育を行っていただきたいというふうに思いますし、そのような教育の夢を、描ければ、議会としても大いに協力していきたいというふうに思っています。宮内教育長はそのあたりをどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） はい。議員の叱咤激励を受けましてですね、スピード感を持って取り組んでいきたいと思っておりますし、町内にいらっしゃる方々のその有能な人材、あるいは知識をもった方々たくさんいらっしゃいます。そういった方々と子供たちを触れ合うことによってキャリア教育につながるというふうに思っております。

今キャリア教育というのは進路を決めるということだけではなくてですね、小学生からの時代からキャリア教育というのはうたわれております。小学校の時代から大人の人とのいろんな会話によって将来の夢を抱いて進路の実現に向かう。将来の夢に向かうというのは小学校、中学校から大事なことであるというふうに思っております。それが大きな夢につながっていくのではないかなということで、地域のさまざまな、多様な方々との触れ合いの機会を大事にしていきたい。それが有能な人材を育てることにつながるというふうに思っております。以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひですね、地域を生かした教育で、学力向上を目指していただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に移ります。五本松住宅についてであります。先ほど町長のお話にもありましたけれども、何か計画があるようですので、どのような計画案があるのかをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど五本松住宅についても若干触れさせていただきましたけれども、この、どのような計画があるかについて回答させていただきます。

五本松住宅につきましては昭和46、7年度で建設されまして築後、築40年を経過しまして、老朽化も進んでおりまして建て替えの時期を迎えるところというふうに認識しております。

アグレッシブタウン基本構想の中で五本松住宅のエリアは町の中心部に近く、スポーツ、運動主旨施設等にも近い距離にあることから五本松住宅を移転集約して、跡地2.1ヘクタールに町の活性化を図る機能を持たせることが提言をされているところでございます。またこの跡地利用については役場内での会議で協議を行っており、運動、スポーツ施設や住宅、商業施設などさまざまな意見が出たところでございますけれども、方向はまだ定まっていません。

今後は、公営住宅移転集約の具体的な候補やスケジュール、財源等の諸課題をまず解決いたしまして、その跡地利用については、町政の重要なテーマとして議論を深めていきたいというふう
に考えているところでございます。以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） やはりあそこの部分はですね、三股町のシンボリックな場所の活用
になりますので、10年20年その先を見据えた町づくりの計画を立てていただきたい。これ決
して思いつきで、そういった思いつきのすり合わせをすることなく、グランデザインを描いてで
すね、都城盆地の中で三股町のあの場所がどういうふうにかかされるのか、そういうふうな将来
性を見据えてですね、ぜひ計画を立てていただきたいというふうに思います。まだ決まっていな
いということであれば、次に移ります。

次に過疎対策について今後の計画はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 長田地区についてお話させていただきますけども、長田地区の過疎対策
につきましてはこれまで議会でもお答えしましたように長田地区過疎対策協議会の皆様と協議を
行いながら進めてきたところでございまして、町営住宅につきましては今年度に完成予定であり
ます。

また今議会にですね、入居者の条件等を決めるべき条例の提案をさせていただいているところ
で、4月からの入居に向けて準備を進めているところでございます。

来年度以降の住宅建設につきましては、建設、場所等含め、過疎対策協議会の皆様と協議を行
っていききたいというふうに考えています。

それから月1回取り組まれました農産物の販売は11月で丸1年を経過しましたが、この1年
間の取り組みや長田の農産物等の周知はもとより地域の活性化、地域のつながりに大きく貢献し
たのではないかと思います。今後はこの1年間の実績を踏まえ、販売のノウハウや運営システム
を参考にしながら、これからの販売時のあり方等について過疎対策協議会の皆様と検討・協議を
行ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 年次的にですね、長田地区の町住宅の建設を進めていくというふ
うなことでありますけれども、過疎化対策というのはですね、長田地区だけではなく他のところ
にもあるというふうに思いますけれども、そのあたりは、どのように今、町長の頭の中では考え
られておられるのかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 本町はご案内のとおり、過密、空洞化、過疎という3つの大きな課題を

抱えておりますけれども、そういう中で、この過疎化対策につきましては梶山地区、先ず4地区それから3地区、この眺霧台の分譲といたしました。そして今回長田地区に入って、この公営住宅建設へ入ったところでございます。ただ、今回は公営住宅につきましては、場所の関係上1戸の住宅しか、公営住宅地が建設できませんでした。ですから来年度に向けて場所等検討し、今回の入居等踏まえながら次へのステップを踏みたいというふうに考えています。また、ほかにもですね、ほかの地域からもそういう過疎対策の要望等もあるというふうに聞いていますので、そのあたりは地域とお話しながら今後の方向性を見つけていきたいというふうに思います。そしてまた、あの中心市街地の所もですね、大変空き家、空き店舗もふえてます。これも一つのある意味では過疎というような状況等もありますので、そのあたりも十分関係機関と話し合いをさせていただきながら、その活用とそしてまた空き家バンクと、そういう方向での取り組みをしていきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 町長はもう公約の中で、均衡ある三股町の発展というのを、念頭に掲げておられましたので、いろんなことを考えられているというふうに思いますけれども、それをスピード感を持ってぜひ前のほうに進めていっていただきたいというふうに思います。

一般質問の最後に町長にお尋ねしますけれども、手段、また考えというのはさまざまでありま
すけれども、ここに集まっているですね、皆さんの熱い思いとか三股町の発展に一致しているわけ
です。

最後に町長のほうから三股町に対して、町づくりを、町長の熱い思いをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股町は非常にですね、人、物、地勢的には非常に恵まれた環境なのかな
というふうに考えています。そして三股町は先人が築いてきました花と緑と水の町、そしてこ
の文教の町、アスリートタウン三股というこの町づくり。このあたりを十分踏まえながら、そし
て単独町制ということで自立と共同でつくる元気な町三股町、それを目指して、議会の皆さんは
もちろんでございますけど、町民を巻き込んだところの町づくりというものに取り組んでいき
たいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。
た。

○議長（山中 則夫君） ここで11時15分まで本会議を休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位2番、大久保君。

〔8番 大久保義直君 登壇〕

○議員（8番 大久保義直君） それでは順番に従って質問をさせていただきます。

まず、三股町の通り会の街灯の整備についてでございますが、通り会の街灯は昭和60年ごろに宝くじ補助金で設置されたと聞いております。非常に老朽化が激しく、非常に危険性が高いと街灯を全面的に取りかえるかあるいは補修してほしいというような声がありました。

この通り会は山王原と仲町でご承知のとおり中心部にあたり、商店も昔は数多くありましたときもありました。特に早馬祭りの時は通り会が一同になって祭り等ののぼりを立てたり、あるいは万国旗を立てたりして、非常に賑やかで、祭りもあったそうですが、早馬祭りは歴史が古く当時に馬や牛がそろい、馬踊りや谷太郎踊りほか、一日中盛大な祭りがあったそうでございます。私たちも、小学校時代、古いんですが、小中学校も午前中で授業を打ち切って、そして早馬祭りに行った記憶がございます。

近年では中央通りも軒並みにあった商店も減少し、現在は何軒ぐらいあるか、寂しい通りになっております。そこで中央通りの街灯の件については質問席からお尋ねしてまいりますのでよろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 三股町通り会の街灯の整備について、というご質問でございますが、この通り会の街灯につきましては議員からの、問題提起、そしてまた指摘からですね、身近に認識したところがございます。このことにつきましては、さっそく地域政策室長が現地を確認いたしまして通り会の役員の方々とのお話も伺ったところですので、その結果と今後の対策について回答をさせます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それではお答えいたします。

この街灯につきましては、先ほど大久保議員からありましたように昭和60年に宝くじ助成で設置されたものでありまして、長倉医院の前から吉豆腐の前まで道路沿いに30カ所の街灯が設置されております。

80ワットの水銀灯で夜になりますと、大変明るく通りを照らしまして地域住民の皆さんの安全・安心・防犯等に貢献しているものと思われております。現在40件の会員の皆さんが加入し

ておりまして、年々会員数も少なくなってきており、老朽化のため、維持補修の経費も増大しているということでございます。また、老朽化のために電球の傘の落下の危険性もあるということで、町としましても現在宝くじのコミュニティ助成事業というのがあるんですが、この中の活力ある商店づくりという項目があるんですが、この項目で、この街灯を設置している他の市町村もあるということでございます。まあいろんな条件等もあるんですが、早速この条件に合えばですね、申請を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 前向きな回答をいただきましたけれども、やはり維持費が月に電気料が月2万円ぐらい、そして維持管理をですね、傘が落ちるとかそういうような時にも、調査をしておられるそうでございますが、その時の1件当たりの費用が危険性を含むというような形から大体5万円ぐらいかかるというようなことでございます。

電気料にしてもですね、まあ月に、いや年間24万円。とうてい、こうした減少の傾向がある通り会では、維持管理は難しいんじゃないかなというふうに考えておりますが、とにかく前向きな回答でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

この、もしかえるとしたら、LED、これもですね、今、防犯灯としてありますが、あれじゃですね、通り会の——何ていうかな、明るさがですね、やっぱりちょっと乏しいんじゃないかなと、まあこういうふうに考えておりますので、もう少し上位な品質のいいLEDでも取りつけてもらえれば、電気料の節約とか、あるいは半永久的な問題もありますので、その辺も含めて、検討していただきたいとまあこういうふうに考えておるところでございます。それと同時に前回は宝くじ補助事業でございましたので、今回も先ほど室長が申し上げておりますように、何らかの助成事業で、町としても予算的な問題もあるでしょうから、できるだけ補助事業を選択してやっていただければありがたいなと思っております。

私のほうからその件について以上でございますが、今後十分に検討していただいて、前向きな検討をお願いをしたいと思っております。

次に入りますが、クラブ活動の現状の取り組みについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） クラブ活動と、学校では小学校ではクラブ活動というふうにして授業中実施しておりますが、中学校の部活動という（「はい」と呼ぶ者あり）とらえ方でよろしいでしょうか。

部活動はですね、生徒が自主的にかつ自発的に活動をし、単に技能を高めるだけでなく、強い精神力や体力、礼儀や広く深い友情を養い、豊かな人間性を培うことを狙って活動をしております。

そこでご質問の、中学校における部活動の活動時間につきましては、部活動規約におきまして、日没時間などを考慮しながら時期で分けております。

基本的には平日放課後の活動時間は4月から8月は19時まで、9月、10月、2月、3月は18時30分まで。11月から1月は18時までとなっておりますが、生徒の下校時の安全面を考え、天候などの状況に応じて時間を繰り上げるなどしております。

また大会直前は練習時間を確保するために活動時間を延長したり、土日や祝祭日において大会や遠征などに参加する場合は、学校に帰宅する時間——帰る時間が遅くなることもありますので、保護者に送迎してもらったりするなど、安全面に配慮した対応をとっているところでございます。

また、そのほか年度初めには部活動に所属する生徒に対して、部活動規約をもとに、部活動の狙いやルールを守ることの大切さを指導しております。また、部活動顧問が平日頃から交通安全に注意して下校するよう指導するなど生徒の安全に努めているところでございます。以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 時間帯が、規約的に定められておると言われましたが、実はですね、私があるところで女の子供が休憩をしとったんですよ。ずっと前にですね。ところが、「あんたたちは何事ね」と言ったら、「いやあ、クラブ活動が遅くなりましたから。塾に行かないかん」と。飯を食う間もないと。まあ夕食ですけどね。だから、座っておりましたけども、2人の生徒がですね。だから「何でそんなに遅くなるん」「いや、部活が遅くなりましたから、もう塾に行く——行くにも、帰る時間ありませんから、ここで休憩してるんです」要は話もしましたが、やはりあの、全面——全体的——全国的にですね、やっぱり学力向上というのが非常に盛んになっておりますね。点数性とかそういうものがですね、ご周知のとおり。その辺を考えると、やはりスポーツももちろん大事ですよ。体力づくりという意味からいろいろと考えると、だからもう少し、検討はできないものかどうかですね。活動の時間帯がですね、規則正しくいっちょれば、そういう子供さんの話もなかったんじゃないかなと思っております。まあひとつ申し上げますとですね、その子供たちは別としてですね、「私たちは球拾いぐらいです」1年生でしょうか、2年生でしょうか。レギュラーにはならないけども、クラブ活動に入らんといかんというような指導を受けておると、というような話も聞きます。これは父兄から聞きました。私のですね。うちの子供たちはもうそのクラブ活動に入らなくてもいいようなことやけれども、やはり友達の問題もあるしですね、登下校でもあるんでしょうけども、そういう話を聞きました。

だから、やはりあのクラブ活動はですよ、規定——規約と言われましたが、そういうものがあればですね、顧問の先生ですか、監督ですか、こういうものの方々にやっぱり徹底した指導をもらったほうがですね、先ほど教育長が言われましたが、登下校での交通安全の面ですね、これも一番大事なんです。事故をやったりするとまた学校の授業ができないし、いろいろと問題が

出てきますので、先ほど池邊さんも言われましたが、やっぱり学力の向上が、社会的に見てですよ、スポーツクラブ活動でどの程度のもがいいところに就職するか、これは私はやはり別じゃないかなと私なりに思っております。どうですか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 部活動の狙いと言いますと先ほど申しましたけど、豊かな人間性を養う。いわゆる人間性を養うための部活動の狙いというのがございます。

そして部活動の良さは子供たちにも常日頃話しております。で、全ての子供たちに対して部活動の勧誘ではありませんが、紹介いたしまして部活動の良さを知ってもらうような指導はしております。

ただ、部活動はいわゆる強制的なものではございません。現在の三股中学校の部活動の加入率は八十四、五%でございます。ですから部活動に入っていない子供ももちろんおります。またそういった塾とか家庭のいろんな都合で、何時から用事があるという場合には早く帰ったりする、あるいは塾でしたから早く帰るといような子供もおります。だから強制的にその時間必ずしも強制されるというものでもございません。だから子供の実態に応じて部活動の時間は流動的なわけですが、全体的な、先ほどいった時間は決まりが、規則がございます。そのことにつきましては、学校全体で指導しているところでございます。

部活動の良さと——部活動だけの問題とその学力向上の問題がありますけども、いわゆる学校教育というのは、知・徳・体いわゆる知育と徳育と体育という総合的なもので子供たちを育てて、いわゆる全人教育という形で子供たちを育てております。知育だけでもありません。体育だけでもありません。いわゆる道徳の面と学力、体育全てを備えた子供たちの育成を学校教育では行っているところでございます。

そういった意味では部活動は文化面の部活動もございまして、総合的にですね、子供たちの自分を伸ばしたいということで、自分の希望に応じた部活動を選択し、活動しております。

そして中学校時代に部活動で一緒に汗を流した友達というのは、一生かけがえのない友達として、大人になってからも、そういう友人が——活動というのが続いているというのもよく聞いております。そういう意味では部活動の良さというのは非常に大事なものだというふうに思っております。以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 今お話を聞きまして、私は全て道徳の問題、文化面とかですね、色々あるわけですけども、私が聞いたりしたところはですね、やはり時間的な時間厳守ですか、放課後とか、日曜祭日は言われませんでしたけど、放課後の問題が今の時期は特に夜が早くなりますので、その辺も考慮していただきたいと思っております。

それと、もう一点は、先ほど交通面とか言われましたけれども、4月1日から、交通安全法が変わっておるんです。どこまでも左側を自転車は軽車両でありますので左側を通行下さい。私たちが指導する面では非常に困ってるんです。歩道が逆に帰るときに今度は歩道が左側を通らないかんのが歩道が右側にあたりとか、その場合に、非常に右側を通ったりする歩道のほうが安全であるわけですけども、実際は道路上を原則として自転車も通りなさいというのが、12月1日からの法改正になっているわけですが、我々もまだ指導期間というようなことで、強くも言っておりませんが、たまには余りにも乱れた下校をしたりするもんだから、マイクで呼びかけて安全登下校を下さいよというのは呼びかけておりますけども、この辺のご指導はどうかさってるんですか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 交通安全指導につきましては、年度当初に交通教室とかやっておりますが、今回の道路交通法改正に伴う左側通行につきましては、10月1日からということで、学校には通知文を渡しまして、その指導の徹底をお願いはしたところでございます。ただ、年間の教育課程とか決まっておりますから全体集めて警察官呼んでの指導はなかなかできないかもしれませんが、担任による道路交通法改正に伴う左側通行ということについては指導なされておるといふふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） この面についても十分にご指導をいただきたいと思っております。

それともう一つは、これはいいことなんです、非常に最近挨拶がよくできております。私たちが、しない子については自分からおはよう、行ってらっしゃいというような呼びかけをしておりますが、非常にうれしいことですので、その辺も含めてやっぱり今後小中学校あわせて教育指導をしていただければありがたいなと思っておりますので、今後ともよろしく願います。私の質問は終わります。

.....

○議長（山中 則夫君） 発言順位3番、内村君。内村君。

〔4番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（4番 内村 立吉君） 発言順位3番、内村です。師走に入りましてことしもあと数える日となってまいりました。きょうはまた、朝から雨が降りまして寒い一日となりました。今年も春先から夏にかけて本町におきましては雨量の少ない年でありました。その中で9月後半から10月にかけてまして台風が、大きな台風が次から次へと発生いたしました。皆さんもご存じのとおり台風30号ですかね、フィリピンを襲った台風は物すごい災害が起こっております。今後も、本土をこのような大きな台風が襲う可能性もあると言われております。その中で法制的な対策、見

直し等がまた新たに問われているところでもあります。議論されておりました消費税問題、税率を来年4月1日から予定どおり5%から8%に引き上げるということで決まりました。17年ぶりに上げるということでもあります。そしてまた、今、皆さんが1番話題になっていることは、TPPの問題であろうと思います。日本の重要5項目の扱いで進展はなく米国主導、日本の溝はこれ以上1センチも譲れないということで述べられています。交渉は年内妥結には至らなかったものも、重要品目の例外な扱いなど、重要な局面を迎えてるんじゃないかと思っております。

また、国内におきましても、外国産米が混入した米を国産米と偽って販売した問題、不適正な取引を続けていたことは消費者、生産者への背信行為であります。平成10年に米トレーサビリティ法が施行され、米販売業者から加工者まで品質から生産まで取引業務が義務づけされたにもかかわらず、今回の偽装米事件は同法の施行と同時に始まったということがございます。仲間がグルになってうそをつけば誰も見破れない。しかし、怖いのは内部告発だと言われております。改めて不正の抑止力のなさをまざまざと見せつける形になったと言われております。

また、食品偽装問題、有名ホテルなどの料理メニューの産地偽装や誤った表示が後を絶ちません。産地が長年の間つくり上げたもの、地域のブランド、産地の信頼を裏切るだけでなく、食べる側に大きな不安を植えつけたのではないかと。食の安心安全を確保する上でも外国のメニューには表示には明確な法規制を設けるべきだと言われております。問題を軽視している誤った表示であると、偽装歴はないと言われておりますけども、しかし、世間の皆さんの反応は大きいと言われております。明らかに消費者から見ればこれは虚偽だと言われております。政府与党が5年後の2018年をめどに米の生産調整減反政策を、廃止する方向で検討はされております。減反への参加条件に米農家に配っている補助金は来年度から大規模農家を対象を絞った上で、支給額を減らし農家の自立を促すという方針であります。官邸主導で中心的な農業、農村、JA、改革論議で進んでいる中でも、地域限定で大胆な規制緩和を図る国家戦略特区でやっております。特区は本来、地域や投資者が主体となって民主的な運営参画を通じて課題解決するためのモデルの手法でなければならないと言われております。政府が平成14年度から新たな補助金を始める飼料用米に対しても、市町村の判断で補助を積ませるようと言われております。その中で、本町におきましてもいろんな組織もあります。そして、土地改良組合、農業委員の方々を初め農業に準ずる役員の方もいらっしゃいます。行政が主体となって生産者一致話をしてもらってまとめてもらって、地域は地域で守っていくとは守っていかないと、せつかくすばらしいこの三股町の地域基盤が壊れていくんじゃないかならうと思っております。このへんたいのことをどのように考えているか伺いたいと思います。あとは、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） ただいま、内村議員から農業を取り巻く諸問題について、いろいろご提示があったところでございますが、ご質問のこの水田農業政策、米の生産調整について本町としてどう考えるかという質問についてご回答させていただきたいと思っております。

報道によりますと、国が農家ごとに主食米の生産量割当て価格を維持する生産調整、つまり減反を5年後の平成30年度になくす方針を正式に決定いたしましたところでございます。昭和44年から40年以上続いてきた米政策の大転換でございます。本町はこれまで水田をブロックに分けて、転作を推進するブロックローテーション方式で生産調整を実施、農家の理解協力を得て転作、つまり生産目標を達成してきたところであります。今回の方針転換を受けとめて町としてどう対処すべきか、県、JA、土地改良区など関係機関との調整が必要というふうに考えているところです。この大転換を受けての政策の内容やこれからの取り組みについて担当課長に回答させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、今町長の答弁がありましたように政策の内容、概要と今後について私のほうから回答させていただきたいと思っております。

本年度から、来年度以降への農業政策の転換につきましては、今町長答弁でありましたように、昭和44年に始まった水稻の生産調整制度を廃止する一大転換期を迎えようとしております。来年度以降の農業政策及び水稻の生産調整につきましては、本年10月に入って急に新聞紙上など、マスコミを通じて報道された経緯もあり注目されてきましたが、このほどようやく農林水産省が概要を発表し、先週木曜日12日なりますか、初めて県の制度説明会があったところでございます。その概要によりますと、大きく5項目ほどに分かれておりますが、まず1番目に、日本型直接支払制度の創設がうたわれております。これは現行制度にあります農地水保全管理支払制度に対する区分的な変更というふうになりますし、また中山間地域直接支払制度については基本的枠組みを維持しつつ継続ということになっております。

それから2番目に、経営所得安定対策事業の見直しがございます。これは現行制度の畑作物のコスト割れを補填する制度の見直し及び収入減少の影響を緩和する制度の見直しを行っております。

3番目に、水田活用の直接支払交付金制度見直しです。これがいわゆる転作物への見直し策ということになります。水田で作付される麦、大豆、米粉用米、飼料用米、そば、菜種などが対象となっております。食料自給率、自給率の向上を図るためということで水田活用の直接支払交付金により飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めて水田のフル活用を図るというふうにされております。

4番目が米政策となります。現行の生産調整目標配分の仕組みや、生産調整の誘導措置の見直しを図りまして、5年後をめどに生産調整の配布に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏

まえつつ、生産者や集荷業者が中心となって需要に応じた生産が行われるような取り組みをうたっております。

最後の5番目となりますが、米の直接支払交付金の見直しとなります。これで現行の10アール当たり1万5,000円とされておりました交付金ですが、平成26年産米から7,500円に固定した上で、これを平成29年度までの時限措置として、平成30年度からは廃止という形でうたわれております。

ご質問の中にありました今後につきましてですが、これら新しい農業政策の、農家の皆様への周知に関しましては、今度開催されます町の農業振興対策協議会や各生産部会等での研修、次年度になります。年明けになります。次年度生産調整の申請や受付会場での広報、こういったものを計画しております。また、飼料用米などの関係団体との協議を要するものにつきましては、本町が従来実施しておりますブロックローテーションの継続を基本とした上で、早急に協議の場を設けたいということで、本年12月26日に地域の農業集団長さん、あるいは農地振興会長さん、土地改良区の理事長さん等に集まっておきまして、意見交換会を設定したいというふうにご検討文書発送の準備に追われているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 主な内容につきましてはわかりましたけども、来年に交付金が1万5,000円から7,500円になりますね。そしてから5年度がめどということですね。それはやはりまだ5年後っちは今の大きなことでは決まっている状態じゃないかと思うわけですね。地域の中でやっぱり急に転換するわけですからこれは、今からやっていく中でこの地方がつくとか地方がこのような意見を聞いたときに、やっぱりそれに対して納得がいかないような意見も出てくるんじゃないかと思うわけですね。その中でやっぱり今からいろんなところで会議等が持たれるんじゃないかと思うわけですね。国もやっぱり地方とかいろんなところこの意見を参考にしながら最終的なその段階に入っていくんじゃないかと思うわけですね。そのときに、やっぱり会合とかそういったときに意見が出ると思うわけですが、そんな意見を、やっぱり県とか市町村とかそういうあったときにどしどし、こちらのほうからも意見があるちゅうようなことを述べてもらいたいと思うわけですが、そのことに対して伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） おっしゃるとおり、私どもも意見を持っておりますし、一番は農家の皆さん方のご意見をいただくということが大事でございます。そういった意見を今回開催される意見交換会という、先ほど言いましたがそういった場で聴取し、それ1回に限らず年明けからもそういう意見交換の場を持ちたいというふうにご検討しておりますが、そういったものにつき

ましては、まずは県の出先にあります農林振興局そういったところと一緒に組みながらまとめて、この都城盆地の意見として、上のほうへ上げていきたいと、そのようにJ Aも含めてのことになります。そういった形をとっていきたいと考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 内容としてはわかりますけども、本町におきまして非常に自然が豊かなところであります。水もきれいであります。やっぱり昔からずっと水をきれいにしながらやってきた農家の人たちもいろんなところでブロックローテーションをやってますよね、地区の中で集落営農組合の中で地区をまとめながらの中でやってる。40年ぶりにこれが変わるわけですから、現場が混乱する可能性が出てきますよね。その中でですよ、大きく言ったら企業が参入してくるような状態になったらですよ、でたらめなどうでもこうでもというようなそういうなくなってくるのではないかと思うんですよ。そこあたりのところが、決め事といいますかね。そこへんたいはそういうふうにしてもらわなくちゃ、その中でまた集落営農組合とかその中で、雇用の場働く場を皆さんがつくってくださるわけですよ。そんな中でですね、一時期ですけどもそういう場を、ぜひともそういう私たちはそういうような意見を述べていただきたいと思いますがどうですか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 確かに急激な転換ということになりますけど、今米をつくって反当1万5,000円わたったのが来年度から7,500円に落ちると、半額になっていくと。そういう形も、29年度までまだ続きます。30年度から廃止ということになってます。三股町はブロックローテーションを基本にしておりますので、その中でこれから先、農家の皆さん方のご意見を伺いながら、そして理解を求めながら続けて上に上げていきたいというふうに考えておりますし、今議員がおっしゃった集落営農組合あるいは農事組合法人、いろんな結の形で、皆さん一緒になって頑張っていられる部分がございますので、そちらのほうも大事にしながら、ご意見を伺いながら理解を求めていきたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ぜひそのような意見を、いろんなところ会議等があると思いますが、発言をしていただきたいと思いますが、その中でまた、飼料用米が一番問題ですよ。ブロックローテーションをしたときに、集落的にまとめてしているわけですから、例えば農作物をしたときに水が調整してるわけですから水の調整ですね。こちらは稲を植えとる、こちらは飼料を植えとる。イタリアンなんかを植えとったとき、そしたときに、水がとるときにこぼれてきてです。どうもぬさんちなことですよ。地域は混乱してけんかになりますよね。水の水権利というのは強いからですよ。そこへんたいのこともありますから、十分に、わかってらっしゃ

と思いますけどもそこへんたいのことも、やっぱりせつかく地域の中で築いてきたものをまざまざとこうして転換、政策ちゅうのは変わってくるから、ある程度この5年後の中で地区の地域地区の中の意見をいろいろと国も聞かれたからの中です、細かいことに対してはまた変わってくる可能性もありますから、そこらの対応を私の意見としてですね、いろんなどこであったときには本県は特に農業の県でありますからですよ、地域の中では違った、違うと思うんですよ。農業県でありますから、特に農業県としての発言と申しますか、そこら辺のことを言ってもらいたいと思いますけど。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） おっしゃるとおり、水の問題というのは飼料用では一番先に出てくると思います。おっしゃるとおり、他のイタリアンとか限らず大豆を植えたりそばを植えたりしてるところで、水の問題というのはしみてくるとかこぼれてくるとかっていう問題はいろいろ出てくると思いますし、そういった意味では今回の意見交換会も土地改良区の理事長さん方もお願いしておりますが、水をいかに有効的に使うかあるいは少ない水をどうやって使うか、そのあたりは十分に協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ぜひ、そのような意見があるちゅうようなことを協議していただきたいと思います。それでは次いきます。

今、高齢者に対しての振り込み詐欺等が現在もなかなか後を絶たないわけですが、年末に入りますと色々な悪質な商法での取引も多くなってきます。その中でも、色々な全国的な新聞等を見たときに、農産物の取引が活発になれば先に商品を送って、期日までに代金を支払わない取り込み詐欺の被害が全国で出てると聞きます。被害者は、農業者はこのような取引になれていないため詐欺師からだまされると言われております。あとから気づいたらこらいかんがったということがありますから、そこ辺は本町でこういったことがないか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 農作物の取り込み詐欺の被害について伺うということですが、本町内において今の段階では私どもの耳にはまだ入ってきておりません。この農作物の取り込み詐欺につきましては、全国的には乾物あるいは換金性の高いもの、保存性の高いものを中心に被害に遭っているようでございます。特にお米に関しては自身を持ってつくってらっしゃる方も多くいらっしゃいますので、例えばお宅のお米はおいしいよという電話から始まる、そして、保存性が高いことから被害の多い作物というふうに聞いておるところです。今後につきましては安全が確保されている提供販売を中心に進めながらですね、インターネットやメール、電話

だけでの直販につきましては、例えば直接会ったりあるいは商標登録を取り寄せるなど取引相手を十分に確認するよう周知を図っていきたいというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（４番 内村 立吉君） 私が情報的につかんだ中では、典型的な手口は、今答弁があったわけですが、最初はサンプルを要求するのが少量の取引を持ちかけて最初は代金をちゃんと支払って信用を得ている。そしてからあるときにあなたの農産物は評判がいいということで、時期を見計らってくるようになってくると。代金が今度は支払われなくなってくると、連絡をとると連絡先がとれなくなってくると。被害に遭った人は代金が回収、お金の回収が難しいちゅうようなことになっております。話は違いますが、今、盗難等もなかなかこんなとき年末を控えたら盗難等も多くなってきます。今、自分で聞いたところによりますと、本町におきましてイタリアンのロールですね、盗難が少し出てるというふうな話を聞きます。荷台に積んであってトラックで行ったときに、上のほうが。荷台だからそのまま積めるちゅうようなことですね、そのような話も聞いております。そして全国的な話を聞いたときに、機械の盗難、機械の盗難が多く発生していると。やっぱりある程度目星をつけてから、一瞬のうちに積むんですね。ユニックで吊り上げるという話も来てますがね、トラクターもことしに入ってから何台か盗まれた話も聞きますので、このようなことに対しても、調べましたところによりますと、代金の決済は対策としまして代金の決済、農業者が主導権を持って農業者の連携を密にして、情報を共有し可能であれば主要取引を聞き出しながら、実際に取引をしているかどうかを確認する方法も必要じゃないかとも言われておりますので、そこへんたいのところを、やっぱり被害に遭ったら後で大変だちゅうことになったらいけませんから、そのようなことに対しても、そういう何ちゅうんですかね、皆さんにわからせるためにも、情報等をお互いに情報の交流ですか。してもらいたいと思いますけどその辺のところどうですか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今、議員おっしゃるような盗難等も含めての話ですが、そういった事犯が実際にあるということであれば、ということですので広報あるいはいろんな回覧等を通じて農家の皆さん方にも周知徹底を図っていきたいというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（４番 内村 立吉君） 盗難等がなければいいんですけども、その辺は図っていただきたいと思います。

次に、都城市、三股町、JAとの畜産会議ですかね、北諸都城は畜産が非常に盛んなところであります。その中で都城の家畜市場に、競りの模様をインターネットで配信できるシステムはできないものか。この件につきましては、補助事業が多いですから。

○議長（山中 則夫君） 内村議員。

○議員（4番 内村 立吉君） はい。

○議長（山中 則夫君） 少々、質問……

はい、どうぞ。

○議員（4番 内村 立吉君） これらの件につきましては、補助事業が多いわけですね。競りにかけられた子牛の仕上がりぐあいを確認できるだけでなく、血統、日齢、体重、売却価格も同時に表示、また入場頭数、取引頭数、高値、安値、平均価格などの市場情報も提供できる。閲覧者はどんな牛にどれくらいの値がついているか確認できやすいつちゅうな把握しやすいつちゅうなことが言われております。このようなことに対して伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 都城家畜市場の競り模様のインターネット配信についてのご質問ですが、この家畜市場はJA都城の施設でございまして、競り模様のインターネット配信については、JA都城が中心となって検討しているということでございますので、その状況等について担当課長が回答いたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 都城市の競り市ですが、インターネット配信による個人情報の流出に疑問を唱える声が上がって、今JA都城の検討のほうで煮詰まってる部分があるかと思えます。特に購買者の約半数を占める、県外購買者の同意を得ることが難しいというふうに聞いております。曾於中央家畜市場の競りでは、2年前から競りのライブ映像を配信しております。JA曾於鹿児島に問い合わせたところ、曾於地区の競り市は地元購買者がほとんどであって、県外購買者は少ないというところから、スムーズに同意を得ることができたというふうに聞きました。また、都城地区の競り市ではセリ場内の電光掲示板です、電光掲示板のほうに生産者名や購買者番号が表示されております。購買者番号は、県外購買者の特定につながるということになります。曾於中央家畜市場ではそれらが表示されないという点から配信が実施できたというふうに向ってるところです。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 一長一短あるんじゃないかなと思うんですけども、そこ辺がですね。繁殖基盤強化や増頭に取り組むことによって、結局市場の評価が高まっていくんじゃないかなと思うんですけども、そこ辺はですね。売る側と買う側がいるわけですから、買い手は安く買いたいですよね。売り手は高く売りたいわけですね。そこら辺の問題があるかなと思うんですけども、意見としても今曾於が取り組んでいますけども、今は話を聞きましたときに好評だという話は聞くわけですね、好評という話をですね。南九州でも、都城と曾於家畜市場という

のは、もう二大の大きな市場ですよ。そういったときに、今からやっていく中で、そこへんたいのことはやっぱりいろいろ話も出てくるのではなかろうかと思うんですけども、考えていかなければなかろうかと思うわけですけども、その中でぜひこのことに対して取り組みますかですね、そういう話もありますのでぜひそういう話を市町村の都城市と連携の話があると思いますけども、していただきたいと思っておりますけどもその辺のとこどうですかね。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） おっしゃることよくわかりますが、あくまでもJA都城の施設ですので、うちの行政のほうからはお願い、あるいは協議そういった形にとどまるかと思えます。そういった声があるということは、JA都城ふくんだ会議の中で機会を得て話をさせていただきたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 競りの施設もやっぱり県の補助事業とかそういうのも絡んできますから、価格が大分上がってきますから、それに対しても既存の協議会とかそういったときにぜひ協議して、質問して上げていただきたいと思えます。

続きまして、宮崎県畜産共進会の枝肉共励会が11月の12日行われました。大まかに言って、去年の内容と比較して、どのようなことだったか伺いたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今年度は第57回宮崎県畜産共進会ということでございましたけれど、23年度から25年度における3カ年の共進会の枝肉の状況、それについて報告いたしたいと思います。平均枝肉重量は499キロ前後、歩止まりが65%前後、3カ年と安定はしております。肉質につきましては、特にロース全体のボリュームを見ますロース芯面積が平成23年度で平均63.1センチ平方メートル、24年度の平均が66.8、平成25年度が69.4と年々大きくなってきております。また、牛脂肪交雑基準いわゆるサシぐあいを確認するBMSにつきましても、平成23年度平均が6.9、平成24年度平均が8.3、平成25年度平均が9.2と成績がよくなってきております。それに伴って枝肉単価につきましても23年度平均が2,409円、24年度平均が2,504円、25年度平均が2,885円と伸びてきております。これはあくまでも共進会単価であります。これらのことからA4等級牛である上物率も上昇してきておりますし、県内で枝肉の肉質評価というのは高まってきているというふうに感じております。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） レベルが上がってるということでございますけども、指導の人たちの技術が高まっておるんじゃないかと思えます。今回は産地偽装の問題とかいろいろ話が出ま

したけど、本物が見直されてるんじゃないかと思います。安心安全で食べられるものが一番じゃないかと思っております。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中 則夫君） ここで昼食のため1時30分まで本会議を休憩いたします。

午後0時08分休憩

午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順位4番、上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） 7番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

1番目の質問です。9月議会に提出しました、子供の医療費無料化を小学校卒業するまで引き上げることを求める請願書が議会で趣旨採択されました。今、女性が生涯に産む子供の数は1.39人。これ2010年ですが、約1.4人ですね。少子化が大きな問題となっております。少子化の影響にはさまざまな要因がありますが、その一つに子育てにお金がかかるということも言われております。

現代社会は若者たちの雇用が非正規の人が多く、結婚しても子供をつくれないう人々もたくさん見受けられます。また、子供ができて病気の心配があり、医療費の心配をせずに治療ができるということは、若い親にとってどんなにか安心が与えられることだと思います。

本町の小学校入学前までの医療費無料化は、子育て中の若い親ばかりだけではなく、そのご両親、保育園の先生方からも大変喜ばれております。三股町の人口が県内の町村で唯一増加していることは、そのことのあらわれではないかと思っております。

県内でもこの数年間で子ども医療費無料化が進み、今では入院が中学校卒業までが11自治体、小学校卒業までが2自治体となっています。最近の議会で、えびの市や日南市でも実施が決まったということを聞いております。

子供は未来の社会をつくり、支えていく宝です。子供の医療費を公費で保障することは大きな子育て支援となります。福祉のまち、子育てしやすいまちづくりをもっと進めるために、医療費無料制度を小学校卒業するまで拡大できないか質問いたします。

あとは、質問席にて質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 子供の医療費を小学校卒業まで無料にできないかのご質問でござい

ます。回答させていただきます。

15歳以下の子供に対する医療費の助成については、県内全ての市町村でそれぞれ独自の方法で実施をされております。本町におきましては、平成19年4月から小学校入学前までの乳幼児を対象に完全無料化を実施しているところでございます。

平成24年度決算額では約6,200万円を助成額として給付いたしまして、町の負担額はそのうち約3,600万円でありました。仮に小学生まで拡充したとして試算しますと、入院で1,200万、通院で6,300万円、合計7,500万円程度が新たに必要になるのではないかと考えます。

そして、小学生以上については県からの一部補助がないため、給付総額が全額町負担となりますので、この財源をどう措置するのか大きな課題でございます。このことについては、先ほど町議会の方でも趣旨採択されておりますので、慎重に検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、この財政の厳しい中で、大きな負担がかかることはよく承知しております。ただ、本当に今、県内で多くの自治体が小中学校まで、串間市とか国富町、綾町、新富町なんかは、小学校まで一部負担は500円とかいうふうなことはあっても、無料化が実現できております。そういう中で、最初、7年前に三股町が小学校入学前まで無料化したときは数少ない自治体だったんですが、今、本当にたくさんの自治体に広がっておるということは、やはり将来の宝である子供たちをどう育てていくのか、支援していくのかということの大事さがわかってきた証拠じゃないかなというふうに考えております。

ここに、つい最近、私の身内っていうんですか、近いものから手紙をもらったもんですから、ちょっと読ませていただきます。

私の娘は生まれて間もなく手術をしなければ治らないという病だということがわかりました。とにかく命さえ助かればよいという神にもすがり思いました。

生後1か月にして約半日という長い時間、すばらしいお医者さまと看護師さんの元で手術を行い、無事成功しました。術後の回復も順調です。

そんなとき、三股町の乳幼児医療費制度について知ることができました。手術費用と入院費を含め、総合して約420万円でした。そのうち病院を途中転院したため、国立病院から鹿児島大学に移ったもんですから、一方の病院の入院費が60万円の2割負担で12万、これは高額医療費制度を使って、本人は8万8,000円でした。鹿児島の病院では手術を受けたので、育成医療の制度を使い、1カ月1万円でした。しかしながら、小学校入学前までは町が全て負担してくれる制度が7年前からできていたということ、自己負担額がゼロということでした。

これから先も病院に何度も通院しなければならないことも考えると、とてもありがたい制度で、この制度がなかったらと思うとぞっとします。

おかげさまでお金の心配をすることなく、安心して治療に専念でき、子育てをすることができます。心からこういった制度に感謝し、胸がいっぱいです。

子供は国の宝です。全ての方々が安心して子育てできる地域が一つでもふえていくことを切に願っております。

こういう手紙を書いてくれました。本当に、生まれたばかりの新生児ですから助かったわけですが、まだ、本人は学校に勤めておりますが、パートナーの方がまだ非正規なんですね。非正規の先生なもんだから、身分も安定してなくて、これがもし2割負担とか3割負担で手術するとなったら、莫大なお金、借金を背負わないといけないということだったんですが、今のように本当にこう子供たちの病気というのは、わざとなるわけではないわけで、少しでも、一歩でも二歩でも、この三股の福祉の政策を進めていってほしいなというふうなことを思っておりますので、町長、もう一回、来年も選挙があるわけで、この制度を何とか拡大できないものか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この子供の医療費の助成事業ですけれども、各県内の市町村を見てみますと、それぞれいろんな方法で取り組みがされておるところでございます。

自己負担なしというやり方もあるし、一部、地域診療報酬明細書ごとに負担を求めながら、それ以外は無料というようなやり方、また、小学校卒業まで、あるいは中学校までといろんなこの制度がございます。また、所得制限を設けるところもございます。

本町としましてはご案内のとおり、子育て支援が一つの大きなまちづくりの魅力でございます。そこで、この子ども医療費の小学校入学までというのが、今まで大きな目玉の政策でございました。しかし、各市町それぞれ拡大のところできり合っています。本町としましてもぜひ、拡大いうふうにしたいと思っておるわけなんですけれども、先ほど申し上げましたように、財源の問題がございます。いろいろと厳しい環境の中で、どうこの財源を確保するかということでありますので、今現在、予算を査定中ではございまして、まだ私の方ではこれからという段階でございますので、十分このご意見等踏まえながら、検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 小学生の入院だけだったら1,200万ぐらいで何とかなるわけで、やっぱり親御さんにとっては減多にないことなんですけど、入院というふうなことになるというふうなことに関しては心配されるし、親が、今この手紙を読みましたが、鹿児島だったもの

ですから、部屋を借りたり病院以外のお金がかかるわけですね。

そういう意味で、せめて入院だけでも何とか助成ができないものかどうか、そして、そこが助成ができてるといふようなことがあれば、また三股の子育ては素晴らしいよと、児童館もあるし、保育料も安いしというようなことで、三股にもっともっと家をつくる人もふえていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそのあたり、この制度を拡大をお願いしたいわけなんですね。

だから、今から予算査定されると思いますので、ぜひそのあたり十分に検討していただきたいのですが、もう一回町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 入院そして、入院外、通院。どこまでできるかということなんですが、先ほど言いましたように大きな財源を伴います。

ただ、今言われましたように、入院となりますと、その医療費だけではなくてその入院にまつわるこのもろもろの支出もあります。そういうのを含めると、拡大というのを少しでもできないかと、それが我が町の政策の一つ、魅力あるところがございますので、そのあたりについては十分ご意見等を踏まえながら、検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ近い将来、本当はもう来年の4月から実施してほしいんですが、とにかく近い将来そういう前向きの姿勢で実施をお願いしときます。よろしく願いいたします。

それでは2番目の質問に移ります。高齢者が孤立せずに在宅で暮らす上で地域のつながりや支え合いとともに、介護保険の訪問介護サービスなどが大きな役割を果たしております。

本町でも年々ひとり暮らしや2人暮らしの高齢者がふえ、安否確認や見回りも重要な問題となっております。民生委員さんたちがひとり暮らしの高齢者宅を見回り、安否確認などを行いながら、いつも頑張っておられますが、これも限界があるのではないかと思います。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、安心安全な医療、介護、福祉などの連携したサービスが受けられるようなまちづくりが必要であり、そのためには自治体の責務は大変重要です。そのための施策をこれからどう取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 本町の65歳以上のひとり暮らしの方々には650名程度おられます。

平成23年度から取り組んでおります、災害時要援護者避難支援プラン作成のための調査結果では、現時点で75名の方々を避難時に援護が必要であるというふうに把握しておりまして、自治公民館長、民生委員、要援護者本人を交え、避難支援プランを作成しております。

また、町では主にひとり暮らしの高齢者のための施策としまして、元気の森の温泉を利用しての日帰りデイサービスや軽度生活援護生活サービス、配食サービス、寝具類洗濯乾燥消毒サービス、緊急通報システム対応サービスなどを実施しております。さらにきめ細かく重視させていく必要性は十分認識しておりまして、配食サービスや緊急通報システムの貸与サービスの拡大も図りながら、民間事業者との連携など、別な方法等も検討してまいりたいというふうに思っております。現状、これからについてでございますが、福祉課長に回答させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、現状及びこれからの取り組みについて回答させていただきます。

町では現在、高齢者、障害者及び児童を対象に町民総参加による見守りはできないかということでネットワークの構築を進めております。

現在、牛乳、ヤクルト、新聞配達の実業者へ協力依頼をしたところではありますが、町内、町外事業者のほんの一部でございまして、依頼文書とポスターを準備して、今後多くの事業者の方々へお願いに回る予定としております。

また、今年度から県内の民間事業者と宮崎県社会福祉協議会、宮崎県民生委員児童委員協議会、宮崎県警察本部、宮崎県との間で日常の業務の範囲で、訪問先の様子が普段と違うなどと、何らかの異変を察知した場合、市町村窓口へ連絡をするというみやざき地域見守り応援隊協定書の締結も進められておりますので、これらも利用させていただき、今後のセーフティネットの強化に努めてまいる所存でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） いろいろ取り組みを考えていらっしゃるということを聞いて少しは安心したのですが、ここ二、三年間の孤独死された方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 私が昨年4月に福祉課に来まして、聞いておるのは2件です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと、今いろいろと言われたんですが、民間事業者とか、昨年でしたか、個人情報保護条例のことで質問したとき民生委員には開示をするというふうなことを言われましたが、このことはこの民間事業者とか含めてどういうふうになるのか、その個人情報保護条例が、町の独自の条例が実施されたのかどうか、そのあたりちょっとお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 個人情報保護条例につきましては、今年度中の制定をということで以前から議会の質問にも答えておりまして、今のところ3月議会で上程ということで計画をして

おります。

個人情報のある程度ガイドライン的なものを策定しなくてはということで、12月の上旬でしたか、関係課の課長と担当の皆さんに集まっていたいて、現状の把握、そして全国の先進地の事例というものを説明いたしまして、1月、2月の内に取りまとめていこうと。ただ、民生委員さんに関しては、委員を選任されている間はやはり公務員でありますので、守秘義務というのがございますので、また普通の人たちとは若干、住民の方々への情報提供と議員さんたちへの情報提供というのは違うのかなというふうには思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私も民生委員さんから、どうなっているのかということをお聞きしますので、やはり一生懸命民生委員さんたちが地域を回って、お年寄りを見守っていらっしゃるわけですから、ぜひ仕事がしやすいようにしてほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、これから高齢者がますますふえていくと思われるんですね。それに伴って認知症もふえるというようなことをテレビでも言ってますが、今、認知症がすごく増加しているというふうなことを聞きましたが、この認知症対策というふうなことに対してはどういうふうに行われているのか、福祉課長お願いたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 認知症対策につきましては、来年度の予算に一応要望を出しているところでございますが、認知症支援専門員というような資格を持っておる方を採用させていただいて、大悟病院とかとの連携をとりながら、認知症の家族会の方々の立ち上げとか、そういうもろもろな面で施策をつくっていかうかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） あと5年ぐらいしたときの高齢者、70歳以上の人口というのは本町ではどれぐらいになる予定なんでしょうか。調べてませんか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 今のところ5年後は調べていませんが、現在は22.6%が65歳以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 本町では地域包括支援センターが福祉の中にあって大変頑張っておられますが、これから先、本町の高齢化人口は他のところと比べて低いわけですけど、あと団塊の世代の人たちが70、75になったときは30%ぐらいになるんじゃないかなというふう感じてるんですね。

そのときなっているいろいろな施策を打ち出しても間に合わないわけで、やはり今からそういう地域包括支援センターの役割はこれからもっと重要になってくると思うんですね。それで本当に見てみると残業が多かったり、いろいろなんですけど、今の体制で本当にこれから高齢化社会迎えて足りるのかなというふうに思うんですね。そのあたりどう考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○福祉課長（岩松 健一君） 確かに認知症の方々とか高齢者虐待事案とかいろいろふえてきておりまして、一件一件の処理に結構時間がかかるということもございます。そして、相談とかが夕方以降、夜にかかってくるとか、家族の方々を呼んだりするとかそういう部分ですね。訪問したりという面では残業もふえてくると。そして、事情聴取してきて、今度はそれを記録に落としていくという作業も帰ってきてからしておられるという点では時間もかかっている状況でございますが、現状ではまだそこは可能な範囲で処理している状況ではございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） これから先を見越して、町長も、来期も町長として頑張るというふうにおっしゃっておられますので、そのあたりスポーツとかそういうアスリートタウン、そういうところだけに力を入れるのではなくて、やはり子育て支援、それから福祉、高齢化社会に向けて、どうソフトの面をやっていけばいいのか、そのあたり、もっと今、いろいろヘルパーさんとかそういうふうな人達からも話を聞いたりして、その面も力を入れていってほしいなというふうに私は思うんですが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） もちろん先ほどもありましたような文教の町、そしてまたアスリートそれだけやってるつもりはございません。

要するに、バランスのとれた町政をやっていきたいということで、やはり高齢化に向かうわけですから、高齢者福祉という点も非常に重要だろうというふうに考えています。そういう意味合いでは、この役場が担うべき役割と、それとまた福祉の最前線を担う社会福祉協議会、そこが担う役割、そのあたりをどうマッチングさせていくのか、連携をとっていくのか、そこを社協のほうでも改革という意味合いで検討させていただいているところでございます。そういう意味合いからこの福祉課とそして社協、そしてまた最前線で働いている民生委員さん等、多くの方々の意見を集約しながらこの三股町の福祉はどうあるべきかというところにも目配り、気配り、しながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひそういう面でも一生懸命気配りして頑張っていっていただきたいんですが、1つ今心配されるのが国の方の介護保険が改悪されようとして、要支援とか要介

護1 ぐらいが介護保険外しになって、町が担わないといけないというふうなことが言われておるんですね。

で、先ほどのひとり暮らしの方々も、私ヘルパーさんから聞いたんですけど、今、介護とか支援とか受けてらっしゃる方は割と倒れたときでも、ヘルパーさんところに連絡があったりして、何とか病院に連れていったというふうな事例も話されたんですけど、まだそういう状態にならない人がもしひとり暮らし、二人暮らしで倒れた場合の緊急措置、そういうふうなことは考えていらっしゃるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 先ほど申しました見守りネットワークですね、まずこれは気づきという点で町民の皆様方に気づいていただいて早い連絡をしていただきたいというのが一つあります。あとは緊急通報システムというのを、今、25年度予算で29万ぐらいですけど、利用者が11名ぐらいなんですけれども、対象を、利用できる方の基準をちょっと厳しくしておりますので、そういうところも緩和しながら、そういう枠を広げていって、その緊急通報システムの機械の貸し出しが拡充できないとか、あと配食サービスを、これも基準を厳しくしているわけですけど、そこをちょっと緩めてお弁当を欲しいという方がいらっしゃれば、そういうのも利用できるようにして、その方々を見守るといようなことはできないかというように検討していきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 本当にそういうふうなことが少しずつ進んでいけば結構なことなんですが、そのいろんな福祉の制度があっても高齢者とかわからない、知らなかったとかそういうふうな事例が結構あるんですね。だから、そういうふうな人たちに対して、こちらの方からお知らせしてるのかどうか、回覧板はもうお年寄り見なくて、次に回したり、されるものですか、知らない方が結構いるものですからそのあたりの情報なんかの面でも気配りしないといけないんじゃないかなというふうに感じるんですけど、そのあたりどうなんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） うちの包括はグランドゴルフをされているところに出向いていたり、あとはさんさんクラブの会合等があればそこに出向いていたりしておりますので、またそういうようなのも、ほかにまた使える、利用できるようなことがあれば、PR啓発のためにそういうところにも出向いてPRに努めていきたいというふうには思っております。実際やってることもやっております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 本当にそれも大事なんですけど、私なんかの経験からして、グ

ランドゴルフとかいろんな老人クラブに入る人は、まだお元気なんですよ。それ以外の人に対して、引きこもってらっしゃる方々に対してどういう手立てがあるのかなというふうに思うんですけど。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 先ほど町長の答弁にもありましたが、災害時要援護者の調査をして、この方は大分弱ってる、ひとり暮らしで虚弱な方だなという情報とか、全て情報は一応パソコン上に入っておりますので、そういうのを利用して直接郵送とかそういう手もあるなど今思いましたので、また検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひそういうふうにしめ細かく情報を流していただいたり、やはりせっかく制度があっても知らないで、というふうな方々がなくなるように。そんなありがたい制度があったんねと言って、使っていただいてこそ町の福祉、いろいろ町で考えたことも実るわけですから、ぜひそのあたり、もっとしめ細やかにしていただきたいと思っております。

それでは3番目のごみ問題に移ります。ごみ問題は人々の生活そのものであるという性格上、一筋縄でくくれるような簡単な課題ではないと思いますが、しかし人々の命、そして環境を守る視点から考えていかなければならない重要なテーマではないかと考えます。

ごみ問題は出たごみをどう処理するかという考え方では絶対に解決できないことだと考えます。問題の解決の根本はいかにごみを出さないようにするかであり、そのために、社会の仕組みをつくっていくことが求められるのではないのでしょうか。町長はこのごみ問題に対してどのような考えを持っておられるのかまず伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ごみ減量化に向けての取り組みを聞くということで、1、2、2つあったわけなんですけども、1からの回答でよろしいでしょうか。

○議員（7番 上西 祐子君） 町長の考えを聞きたいんですが、個人的に。

○町長（木佐貫辰生君） ああそうですか。ごみの減量化、これはやはり今回クリーンセンターが近くから山田町の方に移転するというので、非常に本町にとっては大きなデメリットといいですか、非常に財政負担を伴う内容になっているのではないかなということ考えてます。そういう意味合いでは、ごみの減量化というのは緊急の課題ではなかろうかというふうに思っています。

それで、一昨年ですかね、剪定くずの堆肥化等にも取り組まさせていただきました。それとまた、生ごみの自動乾燥機、そちらのほうの導入費ということで、ごみの大半を占める、燃えるごみの大半を占める生ごみ、そこをいかに減らしていくことによって経費削減が図られますので、そのあたりに力点を置いたところの取り組みをさせていただいたところがございます。このごみ

減量化まだまだ緒についたというような印象でございますので、もっともっこの施策を強化していくという意味合いで、今現在、担当課を中心にいろんな取り組みをさせていただいております。EM菌をつくったところで自分のところでの堆肥化、また、先ほど言いました、剪定くず等の堆肥化というようなこと、そしてまた、全般的にそういうことによってごみを減らすという取り組みの啓発等もさせていただきながら、そういう何ですかね、意識の高い、ごみに対する意識の高いまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 実は11月に伊万里のほうにごみ問題で視察に行ったんですが、そこは行政がやってるわけじゃなかったんですけど、はちがめプランというふうな伊万里のNPO法人なんですが、あるレストランのオーナーたちが生ごみをもったいないなというふうなことで、十何年前にこの生ごみから肥料ができないかというふうなことで立ち上げたNPO法人だったんですが、やはり本当にそこの責任者が言われたことは、ごみは宝にすると、持続可能な地域社会を目指して、そして今、市内の人たちから生ごみを、全部が全部じゃないんですけど集めて、山奥のところに生ごみを集めたのを100日かけて堆肥にして、肥料にして、それを今度は農家の方に安く売って、そして今度は菜の花の種を配って、そして菜の花を植えて、花を咲かせて油を絞る。そういうふうな循環型の社会を目指してされておられるところでした。

本当に感心したんですが、やっぱりそこまでになるには研究から、啓蒙から含めて十何年かかったわけなんです、それぐらい息の長い時間がかかるわけですね。やはり私たちも生ごみをなるべく出さないようにコンポストにEM菌を振りかけたりして肥料をつくっているんですが、本当に、ごみは宝だというふうな観点で、これを地域住民に学習してもらうことが、やっぱり最初じゃないかなというふうに思うんです。

中には、本当に、自分のところの畑に全部埋めてるという人が今ふえておりますが、もっともっ若い人たちにも、学校現場からも含めて、ごみ環境教育をするというふうなことが大事じゃないかなというふうに感じるんです。

山田町のほうに、27年から新しいクリーンセンターが完成して稼働される予定だと聞いておりますけど、今までよりも、ずいぶん距離が遠くなるもんですから、運搬費も増額になるんじゃないかなというふうに心配してるんですけど、そのあたりをどう考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 山田町のほうにクリーンセンターができるということでありまして、このクリーンセンターの本格稼働というのは、平成27年の3月となっております、来年11月からは試運転が開始されるという予定でございます。

その試運転をどのような形で実施するのか、また、本格稼働後の収集体制、可燃ごみ、不燃ごみの分別方法をどうするか、今現在、検討をしているところでございます。詳細について、環境水道課長のほうが回答いたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） ごみの収集体制、つまりごみの搬出については、課内で今検討中であります。可燃ごみ、不燃ごみの分別方法を都城市と協議中でありまして、また、町内の委託業者、2社あるんですが、こちらにも複数の収集パターンで見積もりをお願いしているところであります。

したがいまして、運搬経費がどれくらいふえるのかということにつきましては、現段階では具体的な数値は出ておりません。

現在、都城市において、業者への説明会や聞き取り調査を実施しているところでありまして、その結果を待って、最終的な協議を都城市と行う予定であります。

来年の1月中には、ある程度具体的な数値が固められると考えているところであります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今からだというふうなことです、とにかくふえることは確実ではないかなというふう考えるんです。

私、クリーンセンターの予算、大体計算したときに、25年度、26年度合わせて、それから電気代とか、そういうふうなことを合わせたときに、約10億800万ぐらいになるんじゃないかなと、国からの交付があるから、これは別としても、とにかく建設費が町民2万5,000人で割ったら4,328や、維持費が、そういうふうに割っていけば、1人当たり赤ちゃんから含めて、ごみに対してすごいお金がかかっているということを町民が知ってるのかどうか、だから、そういう面で啓蒙、学習活動、そのあたり、どういうふうにされようとしているのか、また、する予定があるのかどうか、そのあたりお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 先ほどのごみの減量化を含めてお答えしたいと思います。

ごみの減量化が一番重要なんです、これについて宮崎県では4R運動というのを実施しております。これは、まず4Rは、ごみになる物をまず断るちゅうことです。例えば、マイバッグを持って行ってレジ袋を断るとか、あとごみ自体を減らすということで、詰めかえ用品を買ったり、そういうことでごみをふやさないと、あとはリユースといって何回も繰り返し大事に使うと、あとはリサイクル、こういうのを組み合わせて、とにかくごみを減量化しようというのを、宮崎県でPRしておりまして、本町でも広報とか、座談会とか、あとふるさとまつりなどでの啓発を

施しているところであります。

先月開催されましたふるさとまつりでは、4R運動をPRしたエコバッグを無料配布しまして、生ごみの堆肥化に役立つぼかしづくりの体験、こういうのも一緒にやったところであります。日曜日の午前中であいにくの雨模様でしたけども、無料配布したぼかしやEM活性液、これが約500ぐらいありましたので、推察すると500名程度の方には、そういうPRができたんじゃないかというふうには思っております。

町民全体のPRとなると、なかなか難しい部分もあるんですが、クリーンセンターの稼働に合わせまして、ごみ処理に関する冊子を作成しようというふうに考えてます。これを全世帯に配付したいと考えているところであります。実現できれば、この冊子の中で、ごみの減量化とか、4R運動についてもPRしていきたいと考えているところであります。

また、生ごみの資源化、先ほどありましたけども、以前実施していましたコンポストによる堆肥化、これを再度取り組んでいきたいというふうに考えております。以前は購入補助という形で実施したんですが、今度は、生ごみ堆肥化の研修会を実施しまして、その研修会の受講者に無料で貸し出すという形で取り組んでいきたいと、そして、その後の経過についても、調査員を派遣して、実際にやってるかどうかの聞き取り調査、このあたりも実証見分を行う形で実施していきたいというふうに考えてるところであります。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと、生ごみのそういうふうなのとあわせて、食用油ですよ、廃油なんかも何とか、最初から一遍に生ごみを回収するとかは、大変なあれがかかるわけで、廃油からだったら、何とか近い将来でもできるんじゃないかなというふうに考えるんです。

何か、鹿児島県の大崎町、あのあたりしてるらしいし、それから、リサイクル率日本一というのが志布志なんです。だから、そのあたり調査したりして、早くごみの減量化に向けた取り組みを実施していただきたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか、そのあたり回答お願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 廃油の取り扱いについては、以前からお話を伺っております。担当課のほうにも、どこかモデル的にできないのかというのを検討はさせておりますけれども、まだ実現には至ってないところでございます。

以前、食用油からディーゼル用の油がとれて、そしてそれを、いろんな公用関係で使う機械等で使うということで、循環型社会の一助になっていくというようなお話等も、大崎町に行って聞きました。いろんなとこ勉強してるんですけど、そういうところまだ実現してませんが、それに向けても取り組みを、何らかの形で取り組めないか検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） どれも息の長い取り組みですので、これを忘れることなく継続して、1歩でも2歩でも進めていくように取り組みをしていただきたいということを発言しまして、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、2時30分まで本会議を休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時30分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

発言順位5番、堀内君。

〔3番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（3番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。発言順位5番、堀内です。早速ですけれども、通告したとおり質問に入っていきたいと思います。

ごみ問題については、前回議員も出ましたが、クリーンセンターの移転についてということで、町民の皆様には関心が大きく、このことについては議会報告会でも簡単に説明したところがございます。生ごみを含め、ごみ問題について、いろいろ意見や要望等を聞いており、切実さを実感しているところがございます。さらに、建設文教委員会でも、昨年に引き続き、ほかの自治体はごみに対する対応や対処にどう取り組んでいるか、視察研修したところがございます。今後、本町は人口増加を見込んでいるということで、これを生かして、より生活しやすいまちづくりができればと願っているところがございます。

最初の質問ですが、本町は持続可能な循環型社会の形成に取り組んでおります。クリーンセンターの新設によるごみの収集についてですが、都城市山田町に新設されるに伴い、一般家庭ごみ、可燃、燃えないごみ等の分別収集がどう変わるのか、お伺いいたします。

あとの質問は質問席にてお伺いしますので、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） ごみの収集体制についてのご質問でございますので、回答させていただきます。

現在は、町内を川北、川南の2つの地域に分け、委託業者2社がそれぞれの地域をパッカー車2台ずつで回収しており、延べ4台のパッカー車が、1日2回から3回程度、収集したごみを清掃工場へ運んでいるところがございます。

これが、山田のクリーンセンターになりますと、現在の清掃工場と比較して、距離が約5倍になることから、満杯になってからごみをおろし、次のステーションに到着するまでにかかなりの時間を要することになるため、現在と同じやり方では、町内全域のごみを1日で収集するのは不可能ではないかと考えます。

また、現在、不燃ごみとされているビニール類やプラスチック類、革類が燃えるごみとなることから、収集体制の見直しが必然となります。現在、環境水道課のほうで検討中でございますので、課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 収集体制につきましては、現在、2つの案を検討しているところでございます。

一つの案は、現在区分けしています川北、川南の2つの地域を、さらに2つに分けて4つの地域にしまして、例えば、2つの地域を月曜、木曜、残る2つの地域を火曜日、金曜日に収集する方法でございます。

もう一つの案が、パッカー車両の台数を、現在の4台から6台にふやしまして、現在と同じく燃えるごみについては火曜日と金曜日に収集する方法でございます。

これら2つのパターンについて、委託業者と、現在、協議をしている最中でありまして、来年の1月の末ごろまでには、新しい収集体制の計画が策定したいと考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今現在、週に3回、月曜日が燃えないごみ、火曜日と金曜日が燃えるごみ、きょうも燃えるごみということですが、それが川北、川南、4つの地域、もろもろに変わるということでございますが、その中で、ごみ袋に対しては、どのように、袋の大きさとか、印刷方法とありますが、変わっていくのかを聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 現在のところ、ごみ袋につきましては、現在の物を使用するという形で検討しています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） ごみ袋の注文を支部長さんが行っていますが、これも続けていくということによろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） はい、今後も継続する予定でございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） わかりました。

次の質問に入りますけども、これに関連して、不法投棄の防止と可燃性粗大ごみを、クリーンヒルに一括して回収できないかということをございますけども、ある地区が、話によると、7月に行われるクリーンアップ三股、そのときに近くの川を清掃をしたということを聞いております。その中で、近くの河原を清掃していたら、不法投棄らしいものがたくさん出ていて、2トンダンブ1台が出てきたということを言われていますが、これが山田町にクリーンセンターができるとさらにふえるのではないかということが心配されるというご意見もあります。

こういったことを考えて、不法投棄をどう取り締まっていくか、また、可燃性粗大ごみ、例えば、たんすとか椅子などの家具類を、これも要望ですが、町が置き場を決めて、回収できないかというご意見がありますが、これについてはどうお考えかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ご質問の不法投棄の防止、そしてまた可燃性粗大ごみについても、担当課のほうで検討中ですので報告させます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 不法投棄につきましては犯罪行為でありまして、厳しい罰則があるにもかかわらず、今でもたびたび発生しております。その都度、警察、保健所と連携をしながら処理に当たっております。

不法投棄されているごみの種類としては、可燃性ごみよりも不燃性ごみの割合の方が高い状況ですが、ご指摘のとおり、クリーンセンター稼働が、可燃性粗大ごみの不法投棄がふえるのではないかと心配しているところでございます。

そこで、河川パトロールの強化や地域住民と連携した監視の強化を図るとともに、今後は、監視カメラによる不法投棄の抑制も図りたいと考えているところであります。

なお、ご要望の可燃性粗大ごみの町による一括収集については、義務づけされている生活系一般廃棄物の収集運搬費用がどのくらいまで増大するのか、そして粗大ごみの回収費用がどのくらい必要になるのかというところを調査した上で、慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 不法投棄に関しましては、以前、勝岡のかまど神社、あそこにあったというような、あれはもう片づけられたとか、どうなんですか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） かまど神社の近くのは、個人の敷地内にありますので、それについては、こちらで不法投棄として処分することはできませんので、そのままだと思います。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 監視カメラとか設置されるということで、監視のほどをよろしく
お願いします、一括回収につきましては、軽トラとか、車を持ってある方は搬送しやすいんで
すが、特に、お年寄りやひとり住まいとか、障害のある方は、なかなか大きい物は運べないと思
いますので、できるだけよろしく検討方をお願いしたいと思います。

次の質問に入りますが、ことしの9月に環境水道課から三股町環境基本計画策定のためのアン
ケートが実施されました、一部だと思うんですが、この中には、環境条例というのがありまして、
その中の第8条というのがあるんですが、それを見てみますと、「町長は、環境の保全に関する
施策の総合的かつ計画的推進を図るため、三股町環境基本計画を定めなければならない」と書い
てあります。その大まかな概要とアンケートの中の問いがありました、「今後実施すべき取り
組みや環境政策について」とある問いに対しての結果、どうであったかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 環境基本計画の策定に伴う町民アンケート調査は、無作為に抽出した住
民、自治公民館長、支部長、河川浄化推進員などを対象に、10月に実施しまして、625名の
方々から回答があったところでございます。

11月中に集計作業が終わりまして、現在は、アンケート結果の分析作業を行っているところ
でございますので、その結果について担当課長に回答させます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） ご質問の、三股町が今後重視すべき取り組みや環境施策につい
てのアンケート結果について、24の選択肢があったわけですが、上位5つの取り組み
についてご報告したいと思います。

1位が太陽光発電などの新エネルギーの普及、2位がごみのリサイクル活動の推進、3位が下
水道、浄化槽などの生活排水の対策、4位がごみのポイ捨て、不法投棄の防止、5位がごみの減
量化の推進でありました。

なお、環境基本計画の概要につきましては、基本的な部分は、国の環境基本計画や宮崎県の環
境基本計画を踏まえての作成になりますので、都城市の環境基本計画とほとんど同じような体系
になると考えております。

自然環境の保全、良好な生活環境の維持、低炭素社会づくり、循環型社会づくりなどが柱にな
ります。ただし、本町の重点施策につきましては、このアンケート結果を分析してからの策定に
なりますので、これからの作業になるところでございます。

策定スケジュールが1カ月程度おくらせていますが、環境審議会とか、パブリックコメントを実
施して、3月議会ではお示しできると考えております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） アンケートの中で、一番上位が太陽光発電、新エネルギーということで、これは時代に乗った流れで、そうなるのかなと思いますが、その上位5位の中に、ごみに関する点が3点ぐらいあったかと思いますが、リサイクルや不法投棄、減量化、そういうのが入っていますが、こういった、今後重視するべき中で、この回答を見てみますと、将来的に人口の増加を見込んでの回答が含まれるのかな、また、それに伴ってクリーンセンターの移転を意識しての回答が含まれるのかなと思いますが、この結果について、町長はどう思われるかお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） やはり町民の皆様も、やはり今言われましたようにリサイクルセンターが遠方になる、そしてまた、この循環型社会の中で、ごみをどう有効に資源として使うのか、あるいは、ごみをどう減らしていくのか、そういう意識が非常に高くなりつつあるのかなというふうに思います。

そのような結果を踏まえて、今現在、ごみの堆肥化、あるいは今後、ごみの減量化に向けてのコンポストの導入とか、あるいはまた、生ごみの自動乾燥機の導入とか、いろんな施策を打ちながら、期待に応えていきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 要するに、持続可能な循環型社会をつくっていくというような事だと思われませんが、そのように進めていただければいいかと思いますが、それに関連して次の質問に入ります。

剪定くず刈り草堆肥化事業についてですが、話によると堆肥化した肥料を畑で使って、それで野菜とかつくって還元するというようなことらしいんですが、その結果はどうであったかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 剪定くずの堆肥化事業では、昨年12月からモニター事業を実施しておりまして、93名の方に参加していただきました。利用した結果につきましては、今月の初めからアンケート調査を行っておりまして、現在、回収と集計を実施している最中でございます。

回収結果については、剪定くずと刈り草を混ぜた堆肥と、途中から剪定くずだけでつくった堆肥、2種類ありましたので、それぞれで結果に若干の違いがございました。

中身を見ますと、利用してよかったという意見では、堆肥の効果が長持ちした、柿の収穫量が例年に比べて多かった、土壌がよくなった、育ちがよかった、散布しやすかった、味がよくなった、芋の太りがよかった、においがなかった、病気に強くなったなどの意見が寄せられました。

それ以外の意見として、草の種が結構まざっていて草がたくさん生えたと、木くずや石ころがまざっていて取り除く手間がかかった、虫の発生が多かった、効き目が遅かった、市販の堆肥に比べて劣るなどの悪い意見もございました。

しかし、モニター参加者のほぼ全員が堆肥化事業については賛同していただきまして、今後も続けてほしいとの意見でありました。今後の使用について、全員が、無料なら今後も利用したいという回答でございまして、73%の人が値段次第ではお金を払ってでも使用すると回答されています。

アンケート結果につきましては、回収集計が全て終わった段階で、改めてご報告させていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 要するに93名の方がモニターになって、野菜をつくったということによろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 主に野菜です。柿とかいろいろ果実もありましたが、ほとんどがニンジンとか、芋とか、いろんな家庭菜園だと思います。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 還元しているということで、今後、人口の増加とか、温暖化によって、いろいろまた、剪定くずとか、草とか、ふえるかと思いますが、今の施設を、今後、増設するのか、あるいはまた民間業者、民間法人とかに委託する予定があるのか、今後どうするのかをお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現在、直営で運営しておるところなんですけれども、これについては、今後、この運営自体をどうするかということ、今協議中でございます。民間含めて、今調整中ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） この前の12月も、町内一斉の清掃で、冬場だからそんなにたくさん草づみが出ないんですけど、夏場、特にたくさん出て、いろいろな家で剪定したりとか、草を刈ったりしますので、今後ふえるかと予想されます。

堆肥還元化することというのは、経費削減につながり、また循環型社会への形成にも役立つと思いますので、それらを踏まえて、今後続けていければいいかと思っております。

次の質問に入りますが、この件については、重複するかもしれませんが、前議員の意見に対して、生ごみの減量、軽量化と循環型社会の形成についてですが、何回も言いますが、クリーンセン

ターの移転に伴い、運搬の経費が相当数かかるということで、距離や重さということが考えられるんですけど、その中で、特に生ごみですけども、これがウエイトを占めるというのは、町長は、どういう認識を持っておられるか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどのご質問でも回答させていただきましたけれども、燃えるごみの大半が生ごみであるというふうに認識しておりますので、やはりごみの減量化というのは、生ごみをいかに減らすかということになろうかというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） こういうことで、冒頭でも話しましたが、建設文教委員会で、前議員も言いましたが、視察に、ほかの自治体のところに行ったところでございます。昨年度が奈良県の斑鳩町、ことしが佐賀県の伊万里市に視察に行ったんですが、奈良県の斑鳩町については、三股と同じように枯れ草とか、河川敷で出た草を堆肥化し、その後に給食の残渣や家庭からの生ごみを堆肥化して、最終処分場に持って行って、それを民間業者がやるんですが、堆肥化することをおこなってました。

伊万里市では、先ほども説明がありましたように、NPO法人のはちがめプラン、生ごみを宝にということで、いろんな循環型社会を目指してということで、いろいろパンフレットとか冊子をいただいたところで、こういう取り組みの内容がたくさん書いております。

見てみますと、各種団体とか行政事業者、市民、大学が協力しなければ進まないかなという気がしたんですが、伊万里市においては、悩みとして、なかなか市長の理解が得られなくて進んでいないということでありました。

過去の話なんですけど、一昔前は、分別してなかった時代は、生ごみとか、残飯はペット犬猫に食べさせていた時代があったんですが、今は猫ペットも、ペットフードといった、そういった物を食べて、残飯なんか全然見向きもしないんです。私の家も猫がいるんですが、全然食べない、下手するとペットフードも食わないということですが、町内においては、コンポストが利用できるのは利用できるということで取り組んでいるんですけども、ただ、畑のないサラリーマンとか、そういった世帯では、できるのは水分抜くための方法とか、あとは乾燥機を町が助成しながら購入しているということで、電動生ごみ処理機、これが、24年度が11万4,000円ぐらいあったということで、購入助成されているということで、それも畑に還元するということですが、いろいろされてる、電動ごみについて、価格が大体5万から7万円という、割と高価なんですけど、今、補助費、購入費1件について大体どれぐらいやっているのか、お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 電動生ごみ処理機については、3万円を上限に、2分の1補助

で3万円です。これ24年度で一応は終了して、24年度、4件しか応募がなかったので、一応今年度やってないんですが、ただクリーンセンターの設置に向けて、再度、含めた形のいろんな施策を検討していきたいというふうには考えております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） さらに、生ごみ処理機について調べてみたんですが、ほかの国アメリカでは、ディスポーザーという、私は詳しくわからないんですけど、台所で生ごみを遠心分離機みたいなのですりつぶして、それを下水処理しているという、日本でも何か自治体があるということ聞いておりました。

生ごみについては、過去、一般質問で何回も出たんですが、今後、クリーンセンターが移設になるということは経費がかかって深刻な問題ですけども、その対策として、三股町が剪定くずの堆肥化を進めているということで、それに加えて生ごみ処理機で、これは乾燥するというところでよしいんですかね、乾燥したごみを、またごみとして出した場合は余り意味がないと思うんですが、これを剪定くずの堆肥と一緒にまぜて堆肥化することはできないものかをお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私の家も電動生ごみ機を使ってまして、ほとんど残飯等をそれに入れてまして、夜間電力で乾燥させるというやり方なんですけれども、大体本当わずかになりますんで、これぐらいの量が本当わずかで、それを畑にまいてるというような状況で、本当、ちょっと乾燥には時間がかかるんですけれども、効果は大変あろうかと思えます。そういうぐあいで、こういうふうな物もあるということで、普及させたいなというふうに思います。

そしてまた、コンポストについても、室外用だけじゃなくて室内用もあるというようなことでございますので、そのあたりも検討させていただきたいと思えます。

本町では、先ほど言われました公共下水道関係、今、順番に普及啓発、工事等しながら、そして下水道の加入数も上げていきつつありますけれども、先ほどありましたような、アメリカのように、そういう台所で処理できるような形になると、また、それもまた一つの選択肢かなというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 私は、発言しながら乾燥機は使ってないんですが、町長は使っていらっしゃるということで、私の質問は、生ごみ機で処理した生ごみを、乾燥した物を、剪定くずと一緒に堆肥化、今後できないかということをお聞きしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど言いましたように、家庭で出るのはわずかなんです。ですから、

それをまた集めて、そして、それを剪定くずにもっていく云々という、そういうのを考えますと、それは家庭で処理するのが一番かな、あるいはまた、乾燥したものを燃えるごみとして出していただく、そちらのほうでいいんじゃないかと、私は考えます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 利用度が少ないということですけども、これが広まっていけば、ごみも山になるかということですね。今後、できるかできないかを含めて検討していただければいいかと思います。

議会報告会でも、生ごみについては堆肥化できないかということで意見が出ましたけども、過去に、何か取り組んだということを知っていて、挫折したということを知っています。意見としては、本気で取り組まなければいけないんじゃないかという意見もありまして、さらに、前回ほかの議員からありました、家庭の残渣や、家畜のふん尿、堆肥化できないかということで質問が出ましたが、前回の回答として、必要性について検討したいということでしたが、先ほど言いましたように、町内は人口もふえ、移転先になってしまうということで、その件については、お隣の都市も経費がかかるということについては同じだと思いますが、都城圏域を含めて、そういった循環型社会をさらに一歩進めるためには、いろいろ取り組んで、一歩進めて、さらに進めていかなければいけないかと思いますが、また、ごみを制するものはまちを制するという言葉は過言じゃないかと思いますが、これらについて、今いろいろ意見が出てますが、町長に対しては、このような意見はどう受けとめるかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどお話してますように、まずごみの減量化について、堆肥化とか、あるいはまた、その他の方法で、いろいろと今現在やっているとございまして。そのあたりを踏まえながら、本当に、堆肥工場、生ごみを含めたところのそういうものの設置の必要性、あるかどうか、これは前回は回答させていただいたように、検討させていただきましてということでございまして、担当課のほうでいろいろと検討をしていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 27年度ですか、クリーンセンターが稼働が試験的になるということです。クリーンセンターが移転しなければ、今までの考えでいいかもしれませんけれども、もう一歩進めて、持続可能できる循環型社会を、さらに経費削減が見込まれますので、そういったことも含めて今後進めていただけるようお願いしながら、この質問は終わりたいと思います。

次の質問に入りますが、過疎対策についてでございます。

奨励金制度と連動して、販売された寺柱地区の宅地分譲地、眺夢台、そういったこと考えてないかどうかということで、小鷺巣地区にも欲しいなという声を聞きますが、その前に、ことしの

4月に、宮村小学校の入学式に行ったんですが、そのときに、眺夢台分譲地の21戸の効果が出てきたようで、新1年生の数が若干ふえたような気がしたわけでございます。

寺柱地区は、学校に近いという利便性もあって、条件もいいんですが、小鷲巣地区は分譲地が欲しいということを聞きますが、今後、どのような過疎対策を進めていくのか、今後の予定をお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 過疎対策についてのご質問でございますが、過疎定住促進奨励金、こちらが適用される地域での宅地分譲ということにつきましては、これまで、梶山が22区画、宮村眺夢台、これが21区画、計43区画の宅地分譲を行ったところでございます。

ご承知のように、宮村の宅地分譲、眺夢台につきましては、全体で77名、うち子供35人の人口増がありまして、宮村小学校の児童減少を食い止める効果があったというふうに考えています。

今後の予定ということでございますけれども、先ほど内村議員にもお話しましたけれども、梶山、宮村という形で、過疎定住促進奨励金が適用できる地域の過疎対策をやってきました。現在は、長田地域ということで、長田地域については公営住宅ということで取り組んでいます。

また来年も、それについては検討させていただくということで回答したところでございますけれども、その他の地域につきましても、ご要望とあって、地元が、そういう熱意、やはり地元の努力がないと、これは実現しませんので、そのようなことであれば、いろいろと意見交換しながら、協議を進めていきたいというふうに思っています。

これが宅地分譲になるのか、ほかの施策になるのか、民間を交えたところのやり方になるのか、それについても、また、いろいろと検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 宮村小の児童数の減少については、きのうの教育課の補正予算でも説明があったように、西小を調整区域として宮村小に行けるようにするというような話でありましたが、そういったことも大変すばらしい案かもしれませんが、それは一時的に児童が通学して生徒がふえるということで、定住化までいかないというわけですね。

過疎地区におきましては、自治公民館を今後維持できないようなところが出てくるんじゃないかということでありますので、さらなる、そういったことを踏まえながら検討方をよろしくしていただきたいと思います。前向きに検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入りますが、台風29号と書いてありましたが、大変申しわけありません。26号の誤りでありました。大変申しわけございませんでした。

伊豆大島の災害に伴う防災対策についてということで、合同避難訓練の予定と教訓をどのように今後生かしていくのかをお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ことしの10月に発生しました台風26号は、関東地方に接近上陸する台風としては10年に1度の強い勢力として警戒を強めていたにもかかわらず、伊豆大島地方においては土石流が発生し、多くの方が犠牲になるなど甚大な被害をもたらす結果となったところでございます。

このような被害が拡大した原因としまして、短時間に大量の雨が降ったことや脆弱な火山地層があったことに加え、大島町では、台風の接近時に町長と副町長が出張により不在や幹部職員や担当職員の全員一時帰宅、ファクスによる東京都からの土砂災害警戒情報が放置されたままなど、危機管理体制の不備が指摘されたところでございます。

本町においては、危機管理体制の再点検を行うとともに、これまで同様、气象台や県などと連携を密にしまして、情報の共有化を図り、住民への適切な情報の伝達に努めてまいりたいというふうに考えてます。

また、合同避難訓練については、土砂災害における全国統一防災訓練として、地域住民、消防団及び役場職員との合同により、土砂災害危険区域がある3地区、4地区、5地区、6地区において、毎年6月に、交代で実施しているところであります。

来年度の予定につきましては、地区は未定でございますけれども、例年どおり、合同避難訓練を実施するという計画でおるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） この訓練については、前回の一般質問でありましたように、全地区実施したほうが良いというようなご意見をいただいておりますが、本県は、ことしは台風上陸がなくて、竜巻の被害もなかったんですが、フィリピンを襲った台風30号とか、26号とか、いろいろ今後、台風が大型化、いわゆるスーパー台風ということが考えられます。また、南海トラフの大地震がくるということで、一度は、避難訓練とか、避難箇所順序を確認していたほうが良いかと思いますが、来年は未定というあれですが、2地区が予定されているんじゃないかなと考えたんですが、その辺についてはどうですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 未定ということですので、2地区も含めて、来年度、どこをするかというのを決めていきたいと思っております。

もちろん、地元の協力というのが一番でございますので、町から2地区でというのを最初から持っていくよりも、まず新しい役員体制のところでは協議をしていながら進めてまいりたいとい

うふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 仮に2地区と仮定した場合、前も言ったんですが、2地区はため池が多いということで、宮田池、前山池、上菌池、堂領池、その中で、前山池は、住宅がほんの池の土手の近くにあるということで、この土手の耐震診断ですが、これを行ったと聞いたんですが、その結果はどうであったかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ため池の防災につきましては、県のほうでいろいろ事業がございましたので、本年度行っております。今測定中のございまして、今後、防災に関するハザードマップを作製する予定でございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） ハザードマップを作製するということではありますが、避難訓練は、全地区、できるだけ実施できるようにしていただければいいかと思えます。いろんな、その地区によって条件が異なる地区がありますので、都城地域に近い今市、植木地区は洪水とか、そういったことも考えられると思えますので、2地区は、そういった池の災害とか、土砂災害とか考えられますので、そういったことは検討していただきたいと思えます。

台風26号ですが、先ほども話があったように、避難勧告、出すタイミングとか、状況とか、いろいろ課題になったところもあったかもしれませんが、台風が接近時に、被害を想定して自主的、あるいは、いつ避難勧告を出すのか、出さないかという迷いもありますけれども、また出すにしても、一部地区、全地区に出すのかということがありますが、本町において、避難勧告はどのようになって、どの時点で出すというか、そういったことはどうなっているかを、お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 避難勧告については、災害対策本部のほうで協議して出すということになりますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、気象台または県のほうと情報を交換しながら、それを分析して判断して行うものでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） テレビでちょっと見たんですが、岐阜県の高治見市、あそこでは、台風時に、被害の発生状況を住民からいろいろ電話でいただいて、どの地区がこういった洪水が起きてるよとか、土砂がちょっと崩れてるという電話でいただいて、それがどういったところに集中してるかということデータをとって行って、その電話の状況が多いところほど、その後に災害が発生する危険性が高いということが出たということテレビで言ってましたので、そうい

ったことも参考にできればしていただきたいと思います。

それに関して、緊急時の避難の伝達とかで、広報塔で呼びかけたり、今デジタル化、Wi-Fiとか進めてるんですが、台風時は、なかなか危ないという意見もあって窓も開けられない、外で、広報で何を呼びかけているのかもわからないということが考えられますので、最近、突然の竜巻とか、北朝鮮も今ちょっと政治的に不安定で、いつ何がくるかわからない状況ですが、緊急を伴う事態に備えるために、広報での呼びかけももちろんですが、1回でわかるサイレンでの合図とか、そういったこと、サイレンは火災とか、終戦記念日に黙禱をささげるとき鳴ると思うんですが、それ以外にも、即緊急時に、合図としてサイレンを使う、その後に広報で呼びかけるという方法があつていいんじゃないかなと、そのほうがちょっと即効性があるんじゃないかなと考えますが、その点についてはどうお考えかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 台風や大雨などによる災害が発生する可能性が高まった場合、防災行政無線、そして広報車、消防などによる広報など、さまざまな方法により確実に避難を呼びかけなければならないというように考えてます。

しかしながら、このような呼びかけは、台風などのとき、風や雨の音で聞こえなかったり、聞こえづらかったりするため、本町においては、避難勧告や避難指示を発令する場合は、必要に応じてサイレンを吹鳴することにしていきます。

また、今年度から2カ年かけまして、防災行政のデジタル化に取り組むとともに、インターネットやスマートフォン等に対しても、災害情報等を配信できるよう、広域無線LAN網を構築し、土砂災害警戒特別区域、いわゆるレッドゾーンの区域にIP端末による戸別受信機を配置しまして、災害情報等を配信していく計画としております。今後も、災害情報の提供と対策に万全を期してまいりたいと考えています。

今回きょう提案しました、WiMAXも、それも無線LANによる戸別受信機との関連もございますので、そのような取り組みもさせていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 確認ですが、サイレンでの合図はしているということよろしいですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほども言いましたとおり、警報を受けて避難勧告以上の発令をした場合は、サイレンを鳴らすように地域防災計画ではなっておりますが、実際、今のシステムが、鳴らすとすると町全域に鳴らされてしまうものですから、例えば、23年9月に勝岡で3戸の住宅に対して避難勧告を行ったんですけれども、その地域だけをするとき、こういうサイレンと

というのが、実際、住民が戸惑ってしまいますので、実際は使わなかったというのが現状でございます。

必要に応じて使っていくという形をとっております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 全地区に、避難を即しなければいけないというときは、それは使わない。わかりました。

そういうことでありますので、次の質問に入りますが、最後の質問になるかと思いますが、オリンピックが東京開催に伴い、アスリートタウンづくりの弾みとして、旭ヶ丘運動公園陸上競技場の整備をどう考えるかということですが、この件も前議員からあったんですけども、9月の定例会で、町長が、提案理由前の挨拶ということでは言われたんですが、ちょっと記憶にあるかと思いますが、復唱しますと「オリンピック、パラリンピックの東京開催をみんなで喜びたい。スポーツの力、アスリートの力は震災からの復興、復旧に大きな力となっている。決定を受け、国、自治体、民間の取り組みが震災からの復興、スポーツインフラの整備、青少年の健全育成、スポーツの向上、健康福祉の向上など、ハード、ソフト面でのさらなる発展、強化につながることを期待している。さらに、本町は、アスリートタウンを掲げているが、まちづくりの弾みとなるよう一層努力したい」ということをおっしゃいました。記憶に新しいかと思いますが、その件について、本町がアグレッシブタウンということを進めていますが、それを交渉に具体的にどういうふうに生かしていくのかなということでお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現在、本町ではスポーツを通じた地域づくりや地域活性化の促進を図るため、みんなで築く生涯スポーツのまちを目指しましてスポーツの振興に取り組んでおるところでございます。

その一つとして、現在、三股町アグレッシブタウン基本構想の策定中ではありますが、これは本町のスポーツ振興基本計画に掲げる施策の実現と、さらなる町民スポーツ活動の充実を図ることにあり、中長期的なスポーツ施設の整備計画を策定することで、地域に活力をもたらすスポーツ環境づくりを目指すものでございます。

この構想の中で、ご質問にあります旭ヶ丘運動公園の整備についても検討いたしておりますので、地域政策室長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） このアグレッシブタウン構想で掲げる具体的な施設整備の計画につきましては、先ほど池邊議員のほうにもお答えしましたが、来年早々にパブリックコメントを行いまして、最終案をまとめ、報告をさせていただきたいと考えております。

その中で、旭ヶ丘運動公園陸上競技場の整備についても、さまざまな意見が出ております。ちょっとご紹介したいんですが、まず「トラックフィールド全てを全天候型に変更するもの」、それとか「トラックの一部分だけを変更するもの」とかいうことで、旭ヶ丘陸上競技場についてもさまざまな意見が出ております。

ただ、この基本構想の中では、具体的な施設の整備方法等につきましては示しておりません。旭ヶ丘運動公園陸上競技場の整備を初め、他の施設の整備につきましても、実際の実施に当たっては、財政状況とか、いろんな補助事業の選択、費用対効果等など、十分な協議が必要となるということで、それぞれ別個に協議していくという形になっております。

ことし9月に、2020年のオリンピック、パラリンピックの東京開催が決定され、このタイミングで本構想の策定業務に着手できたことは、これから計画に従って事業を進めるに当たり非常によい機会であると捉えており、大きな期待を寄せているところであります。

今後とも、国及び県において展開される7年後のオリンピック、パラリンピックの開催に向けた各種事業の取り組みについて、十分に動向を注視しつつ、あらゆる角度から積極的に事業運営に取り入れていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） オリンピック開催をいい機会に捉えているということでの答弁であります。中学校の体育大会でのPTA会長が、オリンピック開催が東京に決まったということ、生徒に激励の挨拶とされました。そのことを聞いて、子供たちも、オリンピックというのは特に高いハードルですけども、それなりに目標というか、頑張ろうという力が出てきたんじゃないかと思っております。

予算の関係もありますが、以前からも、三股や都城にタータンが欲しいなというご意見も聞いたりしております。維持管理とか、予算の関係もありますが、タータンでなくてもラバー製とか、そういったこともあるということが、さらに出ていますが、以前、東京オリンピックが開催されたのは、昭和39年ということで、私はまだ生まれて間もない、覚えてないんですけども、今の子供にすれば、あと7年後ということで、アスリートにしてもすごい刺激なるかと思いますが、アスリートの選手も、大変優秀な成績を上げております。

例えば、先月、11月に発行した議会だよりの表紙にも飾らせていただいたのですが、南九州中学駅伝大会、あれも男女アベック優勝ということで、県中学校駅伝大会では、女子が優勝、大変すばらしい成績をおさめているということで、活気づいていると思われま。

整備については、審議委員会からも、先ほども言いましたように、三股、都城市もタータンというような話を聞きます。考え方によっては、このオリンピックを機に、あと7年ある、まだ

7年しかない、あるいは、そういったことだったら、「いつやるんですか」、「じゃ今でしょ」という、そういう言葉があるんですが、言いたいことは、選手の期待に添えるように、今がいいタイミングじゃないかと思っておりますので、今後、町長がおっしゃられましたように、弾みとなるように、今後、検討していただければいいかと思えます。

以上をもって質問を終わります。

.....
○議長（山中 則夫君） ここで、3時30分まで本会議を休憩いたします。

午後3時19分休憩

.....
午後3時30分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順位6番、指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、通告に従いまして質問したいと思います。

まず1番目の問題ですが、本人通知制度についてということで質問しておきました。本人の同意なしに、住民票、戸籍謄本等の個人の情報はとることが原則的にできません。生活保護を申請したときでさえ、ケースワーカーは本人の同意書をとります。しかし、例外規定がありまして、8士業については、その例外であります。その8士業というのは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、海事代理士の8つであります。この8つについては、本人の同意なしに戸籍謄抄本をひっくるめてとることができます。

この制度を悪用して、全国的には、情報を取り、それを多額の金で売買をする、それを悪事に利用されるということが頻発をしております。

そこで、全国的には、この問題を、8士業の人がとって、表面化した場合については、悪事に利用された場合については、本人へ、誰が、いつ、どういう目的で、おたくの個人のプライバシーを取得されましたというのを通知をする制度が広まってきています。宮崎県でもやっている自治体が多数あります。

そこで、町長にお伺いをいたします。本町においても、本人通知制度を制定する考えがあるかどうか質問をして、あとは質問席で行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 本人通知制度について、ただいま議員のほうから説明がありましたけれども、繰り返しになりますが、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人の代理人や第三

者に交付した場合、または不正取得が行われた場合、証明書を交付した事実を通知するものでございます。

本制度につきましては、2通りの制度がございまして、一つは事前登録型で、事前に登録した方に、住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したとき、本人へ交付した事実を知らせる制度と、もう一つは、事実告知型で、不正取得された事実が判明した場合に被害者へ通知する制度でございます。

本制度の県内の導入状況は、日向市、えびの市、小林市、延岡市が導入済みで、4市とも、事実告知型であります。

本町の検討状況につきましては、担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） それでは、現時点における町民保健課内での検討状況についてお答えします。

まず、全国的な動きとしまして、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会、これ、全国規模の総会ですけれども、この中で、本人通知制度のさらなる実効性を高めるためには、全国的、統一的な制度運用が必要であり、戸籍法、住民基本台帳法に規定するよう法整備を要望するということが、各県から要望事項として行われているところです。

この要望に対しての国法務省、総務省、両省の回答ですけれども、正当な理由によって交付を受けた第三者の個人情報等への配慮など、さまざまな議論があり、現時点において要望には応じがたいとされているところです。

本制度の実施により、住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正請求の抑止や、不正取得による個人の権利の侵害、これの抑制が期待できることは認識してるところでございます。

本町といたしましては、国や他自治体の動向を注視しながら、本制度の課題等を整理しまして、制度構築に向けて調査、検討を進め、平成26年度中には結論を出したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 国としては、後ろ向きだということのようでした。それはそのはずだと思うんです。要するに、土地の問題だけを例にとると、亡くなった、例えば、50年前に亡くなった、親族でその土地を売りたいといったときには、その権利者を全て知る必要があります。そうすると、亡くなっていけば、その上、その上から子供を探す、だから、全然親戚づき合いのないところまでおりていく、中には、全国もしくは外国まで行ってる人もいるでしょう、そういう人たちを全て調べ上げて、同意を得ないと、その土地のものができない、これは、そうい

うふうになっているわけですから、昔のように家長制度をひいてるわけではないので、子供さん全員同じ権利とすれば、そういうことになるんだろうと思います。

それについて、国がどうだからしないとか、権利とかいうことではなくて、この問題については抑止力だと思うんです。例えば、行政書士を例にとりましょうか、行政書士は、ここにいらっしやる町長を初め、各課長、全員、行政書士をとれますよね、中学出20年、高校以上で17年、ということは申請さえすれば、もう行政書士がとれる。ということは、行政書士をとるような人はいっぱい世の中にいるんです、申請さえすればとれるんじゃないから。だから、そういう人たちが生活に困って、戸籍謄抄本をとって裏に流すことが容易に考えられる。

そうすると、やっぱり抑止力として、もしあなたが何かしたら、これについては本人に通知しますよということがあれば、それは、この自治体はやめておこう、ここの自治体はやるまい、決めてないところの自治体のをとろう、こうするんだろうと思うんです。

これを、草の根のように全自治体がしていけば、法務省だろうが、総務省であろうが、それはもう全国に広がったことの既定事実として、これについてはそういうふうにやりますというふうになっていくんだろうと思うんです。

だから、国がやる法律等々でやるのは、なかなか厳しいでしょう、三股町も条例でやるのは厳しいと思うんです。例えば、要領要綱でそれを決めて、それを充足していきますということが宮崎県内にもあるわけですから、それについて、26年度を待つとかいうことではなくて、やろうと思ったら、25年度の3月、次の議会に上げて、要領要綱は、インターネットにあふれるほど出ています。そういうものを引き合いに出してやる。百歩譲っても、要するに現時点で、被害者が出た人だけでもやります。まずそこからやりますというふうにするだけでも、大分抑止力、働くのではないのかなというふうに思うんですが、町長、所見をよろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただ今お話がありましたように、これは各市町村独自に取り組みができる内容になっておるようです。

昨年から、宮崎県のほうでも、それぞれの自治体で検討され取り組まれているようでございます。その内容等見てみますと、言われるように、事実告知型についてであれば、そう行政負担、それも発生しないような状況でございますので、できるだけ早めに検討するというようにさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、これは福岡だったですか、本人通知制度の要綱ということで、目的に「この要綱は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、不正取得による本人の権利または利益の侵害を防止するとともに、不正取

得の抑止を図ることを目的とする。」

要するに、抑止を図ることを目的としているわけですから、とらせないとかという話ではないわけで、事務方が、ものすごく煩雑になるとは余り考えてないんです。要するに、そういう事例が出て、悪いことに利用された場合に、この事案については、おたくはとられました。覚悟してください、もし何かあります、裏に流されたかしれませんということになっていきます。

もう1点、危惧されるのは、司法書士等が、土地の譲渡の関係でということによって調べていくと、どこまででもさかのぼることができるんです。附票までさかのぼっていくと、例えば、誰がどこの出身かというところまで全てさかのぼることができるんです、亡くなったら上に上がっていくわけですから。

そうすると、本人が隠したいことも、全て暴かれるということになるんです。例えば、養子縁組をしたとか、そういうところまで全て、昔、三股町も手入れを受けたことがありますよね、偽装養子縁組という形で、戸籍が受けたことありますが。そういうことまで、全て白日のもとになっていくということになるんで、少なくとも、三股町としては、これについても、次の年度の中でやりますって、事務手続についてはそう大きい問題ではないだろうと、条例改正もしない、要領要綱で済ませるということを、ぜひともお願いをしたいと思います。

総務省とか、そこら辺に聞けば、それはしたくないです。何でか、自分たちの仕事の範疇を制約するということになるわけで、そっちはそっちの業界団体からの話もあるでしょうから、やっぱり三股町の住民、もしくは三股町にゆかりのあった人については、三股町の行政が守ってあげるということをお願いをしたいと思います、さっと、町長、よろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど、2つの方法があるというふうにお話しました。4市が導入している事実告知型、これであれば、言われるように事務負担はそう伴わないのかなというふうな感じがいたします。

担当課のほうで十分議論をいただきまして、早めに導入ができるように努力いたしたいというように思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひお願いをしておきます。要するに、行政に転入してきて、ストーカーの被害者が転入してきた、そしたら、それを私立の探偵社が調べ上げて、それを個人探偵事務所に流れてしまって、その人がという話もありますので、ぜひとも、早く手を打ってほしいなど、三股町という名前が新聞に載る前をお願いしておきたいと思います。

それでは、次にまいります。次は、安否確認の導入についてということで、前もって質問がありました。私は、前、総務厚生常任委員長のときに、社会福祉協議会の協議会の中で、話を、社

会福祉協議会あり方検討会か何か立ち上げるということがありました。その中で、私は、こういうものをぜひとも検討してほしいというふうに申し上げて——それからもう2年ぐらいたったんでしょうか——おりました。

されたのは、社会福祉協議会の職員の退職金下がったぐらいしか聞き覚えがないんですが、これについて、再度、二番煎じになってしまうんですけども、町長の所信をよろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町では、平成23年度に作成しました高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の基本理念としまして、「『地域』で守る高齢者の安全・安心 見守りと気づきのまちみまた」を掲げ、以前から見守り活動を続けておられる民生委員、児童委員や各地区で独自に見守り活動を行ってこられた個人、団体の皆さんのほかに事業者や一般町民の方々にも、見守り活動にご協力をいただき、町民総参加による見守りネットワークの構築を進めているところでございます。

現状及び今後の取り組みについて、福祉課長に回答させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、現状及び今後の取り組みについて回答させていただきます。

現在進めている見守りネットワークでは、まず、見守りに協力していただける輪を広げ、見守る人、見守られる人を特定するのではなく、日常生活や業務の中で、地域の高齢者、児童、障害者の方々をさりげなく見守り、「気になるな」、「心配だな」など、気づかれたことを役場に連絡していただき、気づき、傾聴、声かけ、つなぎ、見守りという行動へと展開していくものであります。

上西議員の一般質問で回答しましたが、現在、町では、牛乳、ヤクルト、新聞配達の実業家へ協力依頼をしたところではありますが、町内、町外事業者のほんの一部であり、依頼文書とポスターを準備して、今後、多くの業者の方々をお願いに回る予定としております。

また、本年度から、県内の民間事業者と宮崎県社会福祉協議会、宮崎県民生委員児童委員協議会、宮崎県警察本部、宮崎県との間で、日常の業務の範囲で、訪問先の様子が普段と違うなど、何らかの異変を察知した場合、市町村窓口へ連絡するという、みやざき地域見守り応援隊協定書の締結も進められておりますので、これらも利用させていただき、今後のセーフティネットの強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） いろんな毎日の業務についてはあるでしょうし、行政によっても、例えば、水道もあるでしょうし、ガスもあるでしょうし、電気もあるでしょうし、いろんな本人が人として生きていかなければならないツールとしては、ぜひともライフラインの中で必要なものというのは、これあるわけで、そういうところも、広域的に全部合わせて、99人は不発でも、残った1人の人のために何ができるのかということも考えておいてほしいなというふうに思います。

最後に行きます。清掃工場の移転のごみの問題について質問をしておきました。

今、ごみの問題、ごみの減量化がいっぱい問題になっておりますが、ごみの減量化の問題は大変大事なんです、ごみの減量化が、即、お金が安くなるとはなかなか言いがたい、要するに、投資した金を返すのは同じ期間、運転費用は同じ額なわけですから、あとは搬入するときのお金、それから北清に持っていくときのお金、そういうところが少し変わってくるというふうに思います。

ごみの減量化をするとか、そういうことじゃありません。ごみの減量化は大事なんだけれども、それとは別に、必要なものは必要として、都城市も三股町と同じようにごみ減量化をすれば、持ち込みの単価は上がるわけですし、そういうことから言うと、もう一つ、ちょっと視点を変えて、この問題が動き始めたときに、燃やせるごみが、ビニール類がなってきますと、逆に言うと、北清に持っていくごみが減りますということになります。

今、分別して、プラスチック類のごみを集めて北清に持って行って、北清で燃やして、その灰も処分してもらってます。それが、そうじゃなくて無事燃やせるとなったら、そこで出る灰は受け取るということになりますね。そういうことから言って、どういうふうな流れを、そういうふうに燃やせるごみ化したときになるのかというのを、少しお聞きをしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 今、ご質問ありましたように、プラスチック類とか、革類とか、今まで燃やせないごみだった物のほとんどが、今度は燃やせるごみになってくると思います。ということで、例えば、宮崎市でありますと、燃やせないごみは月1回程度でいいんじゃないかなというようなことを言われています。

ただ、当分はなかなか徹底しないでしょうから、かかると思いますが、徹底していったらそういうぐあいになってくると思います。

ただ、今度できるクリーンセンターは、ストーカ方式でありまして、砂とか、そういうのがついてると炉を傷めますので、処分ができないんです。だから、河川等で、先ほどありました、不法投棄のやつ、あれについては、全て北清に持っていきます。今後も、そういう砂とかついた汚れたやつは北清じゃないと、クリーンセンターでは、粗大ごみであっても処理できないというよ

うな形ですので、北清が全然なくなるということではないと思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 北清に持っていく量が極端に減るだろうというふうに思ってるわけです。同じストーカ方式ですね、今もストーカ方式です。新しくストーカ方式になる、新しくはならないわけで、その最新版だと思うんです。

今燃やしてる物は燃やせるわけでしょ、要するに、少々ごみのついたのは燃やしてるんだと思うんですが、昔、牛の骨を燃やしましたね、そういうこともあるんだろうと思うんですが、再度、そこら辺は、なかなか我々にびしゃっとわかりにくいところがありますので、教えてほしいなというふうに、後からでもいいですのでお願いしておきます。

さて、本題に戻ります。前議員の中でもありましたけども、粗大ごみ、もしくは普通のごみでも、なかなか持っていけない人、これはもうものすごく多くなるんだろうと思います。私も、地域で、大掃除のときにボランティアで、地域のところを回るんです、大きいごみについては持って行ってあげますと、1日だけですけど。

そのとき、ものすごい待っていらっしゃるんです。要するに、軽自動車でも持っていらっしゃる人はいいいんですが、警察等々が免許証の返納をより進めていくと車もない、まさかタクシーで持っていくわけにはいかんわなという話が聞こえます。

そうなると、やっぱり、そういう粗大ごみに類するような物は、隣近所、もしくは自分の子供に頼まざるを得ない、そうすると、山田まで持って行ってくれちゃうのはとてもじゃないって思うんです。

そしたら、中間的に、今の最終処分場のところに、トラックの荷台だけあります、おろし乗せができる荷台、引っ張れば上に上がって台車になるというやつがあります。そういうのを契約して置いて、そこから持っていってもらいたいな形がとれれば、トラック1台置くわけじゃなくて荷台だけ置くわけですから、可能かなというふうに思うんですが、町民の利便のために、燃やせるごみ、新たにふえるであろう燃やせるごみもひっくるめて、そういう中間的に引き取るところの場所を考えてらっしゃいませんか、お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ご質問の可燃性粗大ごみ等の取り扱いについてでございますけれども、堀内議員の一般質問で担当課長が回答したとおり、今のところ、まだ検討中でございます、結論は出ておりません。言われるように、高齢化が進行しています。そういうところの支援といいますか、対策といいますか、そのあたりは、言われるとおり、いろいろと検討しなければならない部分だろうというふうに思いますので、現在の検討状況、その分について、担当課長から回答させます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 直接搬入されました粗大ゴミ、これは平成23年度の実績で165トン、平成24年度の実績で143トンであります。これらの粗大ゴミにつきましては、現時点での計画では、平成27年3月からは、基本的には山田町のクリーンセンターへ直接搬入していただくか、もしくは業者へ依頼していただくことになるかと考えております。

ごみの焼却施設は、全国で1,211カ所ありまして、その多くがもう老朽化などで建てかえが必要とされていますが、迷惑施設ということで、住民の反対運動などがあり、建設用地の選定が大変難しいようであります。本町の前目地区など、清掃工場の近隣住民の方々には、長い間環境問題でご心配をおかけしましたが、三股町民にとっては、大変近くにあつてありがたかったという面も多かったと思います。

逆に、今度建設される山田町の方々には、環境問題で不安を与えることがないように細心の注意を払いながら管理運営を行っていきたいと考えておりますが、同時に、長い間、粗大ごみの直接搬入は大変だったろうなというふうにも感じているところでございます。

ちなみに、山田町に確認しましたが、粗大ごみの直接搬入について、行政による特別な施策は実施していなかったようでございます。行政で特別な施策をする場合に、有料とするのか、無料とするのか、土や砂等がついた場合には、炉が破損するため、クリーンセンターでの焼却ができないので、屋根つきの中間施設を建設するのか、また、民間業者の業務を圧迫しないのか、いろんなこと、検討する課題が多くありますので、経費面や他市町村の例を参考に慎重に検討していきたいと、ただし、高齢者など、クリーンセンターへの直接搬入が難しいの方々については、何らかの支援はできないかというのを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） わかったような、わからんような、ほぼわからんに等しいような答えてはしたけども、要するに、年齢はどうでもいいんですが、70歳以上、75が後期高齢者ですか、例をとって言うと、自分のところに子供、孫の勉強机がありました、さあそれをどうしますかといったら、たたき割って出してもらえば持っていきます、たたき割る労力があるのかどうか、それから、隣の人に頼んでもそれを家まで移動してくれるのか、いろんな問題が出てくるだろうと思うんです。

そうすると、一番簡単なのは、行政に頼まずに自分で処理する方法は、捨てるちゅう方法があります。そうすると、今、ただでさえ燃やせるごみのステーションに大変苦勞をしてるんですよ、私も自分のところの庭にありますから。燃やせるごみのステーション、毎日掃除です、その日は。

だから、そういうことがふえてくるのではないのかなと、要するに、置かれたら誰が持ってきたかわからん、山の中に捨ててもらえれば、それはそれで行政がするでしょう、だけど、私のと

この庭先にとんと置かれたらどうするかゆう問題です。自分で持っていくの。

だから、それはやっぱりみんなで、でない、行政が対応しますと言うたら、行政、どんどん電話します。だから、そうではなくて、今の最終処分場にトラックならトラックを置いて、そこで、あそこにいらっしゃるわけだから、それはここにに入れてください、それはこっちにやってくださいと振って、完全にオーケーのだけ持っていきようにすればいいわけであって、持っていくのをつまんでいいわけです。投げてよければ、トラックの荷台があればいいわけだから、そこにに入れてもらえればいい。

トラックの荷台、今ありますよね、低いやつが、引っ張ってすうっと乗せるやつが、あれを1台か2台置いておけば、そこに入れるだけで、いっぱいになったら電話かけて取りに来てもらえば済むわけです。そうすることによって、不法投棄も少なくなるし、苦情も少なくなるだろうと思うんです。

とりあえず、苦情の電話が来たときには、とりあえず最終処分場まで持ってきてもらえればどうにかしましょうと言えらるわけです。

山田まで持っていったらどうにかしましょうと言われても、多分途中でほたるって思わんかなと思います。

だから、そういうことを思うと、検討がもうしちよかんと、もうつくりよるですよね。ぜひとも、要するに、想像で話をするんじゃない、もう現実進んでるわけですから、そうになると、こういう想定の大粗ごみについて、持っていきのって大変やなど、私の家、軽自動車しかありません、乗用車。持っていきんです。そしたら、誰かに頼む、軽トラを持ってる人に頼む、そうすると、山田まで持っていきってくださいとは言えない。そうになると、そこに持っていきもらえませんかということとは不可能ではないのではないのかなというふうに思うんです。

やっぱり、今から検討ではなくて、そういう問題は、容易に想像できるわけだから、流れるなところをひっくるめて、再度、課内でもむなり、町長をひっくるめてもむなりしてもらわないと。

清掃工場が立派なのことができました。持ち込みが少なくなりました。いいことですね。不法投棄がふえましたじゃ、話にならんです。

だから、そうではなくて、ごみを持っていくのは、ごみの減量化はせんやいかんけれども、必要なものでも処分せにや、減量化ですものね、ごみがなくなるわけじゃなくて、形ある物が灰になっただけの減量化なので、そこら辺をもう1回、こういう検討の趣旨もありますぐらいはあらればお答えください。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） この粗大ごみの問題については、やはり山田町に移転するという段階から、遠くなると不法投棄が多くなるということで、これまで逆の立場で、三股にあった

からよそは遠かったわけです。そういうところがどういうふうに対応してきたかを、そういうところもずっと調べて、その結果、例えば、山田町であれば、行政のほうはやっていなかったけど、先ほど指宿議員がおっしゃったように、地域で、壮年部のほうでまとめて持ってきていたとか、そういういろんな情報は得ました。

今のところ、都城市も遠くなるのが結構あるんですが、行政で特別な対策というのはまだ検討してないと、ただ、先ほど言いましたように、高齢者が運転して山田町まで持っていくというのは非常に危険ですので、そういうところについては何らかの検討をしていきますが、全ての町民の粗大ごみを町で引き受けるとなると、そのコストがどのくらいかかるのか、いろんな面がありますので、それについては慎重に検討したいというように考えております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） やっぱりごみの問題は、必要なときは新しくこれが必要とって買うけれども、利用価値がなくなるとただのごみになるわけで、そうなったときに、ならどうするかという問題だろうと思います。

ストーカ方式になったから、ごみをしたらいかんとかいうのは、ものすごく腹立たしいんです、私は。あれは何でも燃やせませと、今のストーカは、ということでストーカにかわったんです。今になって、ごみがついたら燃えませんちゅうのは、都城のだまし討ちじゃないですか、都城はもともとガス化の溶融方式をとるというのをひっくり返したんです、ストーカに。

医療産廃まで入れる、ここにあるごみの根も掘りくり返してでもそこに入れて減量化すると、ガス化溶融でやると、そして減量化していくんだということで、もとを取り組んでいたのを、都城市は、少々なものは燃やしていきやなると、もうほとんど燃やせませと、何も心配要りませんちゅうてストーカにかえたんじゃないですか。

今ごろになってごみがあつたら燃やせませんは、そりゃ聞いちゃいかんです。おかしいって、やっぱり担当者がかわつたら、言葉が変わつたらいかんです。例えば、先輩の課長とか、部長とか、都城にいっぱいいらっしゃいます。何でそういうことしたのか、本来なら医療産廃まで入れる予定だったんです、あれ。発泡スチロールに医療産廃を入れて受けて、溶かすだけじゃから、発泡スチロールを高い値段で売ればいじゃろうと、そういうことだったんです。医療産廃の不法投棄もなくなると、高才原のあそこは医療産廃の温床だったですよ。広域農道おりたところの左側です。医療産廃いっぱい出てきたじゃないですか。

だから、そういうことをなくすためにも、ガス化溶融でやろうというのをひっくり返したんです。言った言葉が、ガス化溶融とほとんど変わりませんと、少々なごみは燃やせませと、これで変わってるんです。

担当がかわつたからやり方が変わりましたでは、もしくは市長がかわつたから変わりましたで

は、それはいけないだろうと、そういうことを、都城がそうしたからこうするというのではなくて、本当にそうかなというのは、やっぱり論議する必要があると思うんですが、町長、所見よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このごみ問題、私も、粗大ごみの取り扱い、そして、それに付着する砂とか云々というお話も、今回聞いたところなんですけれども、このあたり含めて、今言われる先輩たちの課長含めていろんな方々が検討されて、こういう選択肢になったわけですから、その辺のところ、議論を踏まえながら対策を練っていく対応しなければならないだろうというふうに考えます。

そしてまた、今の可燃性の粗大ごみの取り扱いですけれども、これについては、もうちょっと時間をいただきまして、言われるように、もう早急に方向づけをしなければなりませんので、そしてまた、来年の10月からは、試験運転ということですし、そういうところを考えると、方向づけは早くして、そして、町民の皆さんの理解を得るという努力も必要だと思いますので、そのような考え方で進めさせていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ストーカ方式は、水が上がり過ぎたらだめなんです。窯がだめになるんです。だから、生ごみや水を持ったものを持ってきてくださいと言われかねません。今だって水を振りよってじゃから、炉が上がり過ぎたら水振ってるんです。温度が上がったら炉がだめになるんだから、だから、下がり過ぎたらプラスチック類を燃やし、上がり過ぎたら水振って温度調整してるんです。

だから、そういうものなので、ストーカ方式ちゅうのは、ガス化溶融のように1,000度も上がったらオーケーではないわけだから、定常の温度を保つためには何するかちゅうたら、水とプラスチック類とを適当にやりながら温度調整してるんです。

だから、そういうところも踏まえた上で、これは、そういうふうな流れになっているから、都城は少々のごみがついても大丈夫、三股はだめと言われかねませんので、やっぱりそこら辺の論点もびしゃっとしながら、このごみの問題については、より慎重にさせていただいて、町民が遠かったけれども、まあよかったねと、最初言われたように、静脈産業と言われるものです、動脈の逆ですが、人間の血に例えて、静脈産業と言われるものについては迷惑施設と同意語ですけども、しかし、なくてはならないものです。動脈だけでは人間生きていけませんので、静脈もないと生きていけないわけで、そういうときに、確かな検討をさせていただいて、より前向きな結論をしていただけるようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 一般質問はこれにて終了します。残りの質問はあす行うことといたします。

す。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日全日程を終了しましたので、これをもって本日の
会議を散会します。

午後 4 時08分散会

平成25年 第7回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成25年12月18日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成25年12月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	書記 久寿米木和明君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 下沖 常美君
環境水道課長 …………… 鍋倉 祐三君 教育課長 …………… 山元 道弥君
会計課長 …………… 財部 一美君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

発言順位7番、桑畑君。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） 一般質問を行います。

24年度の決算によれば、文化振興費は7,315万7,723円となっています。文化ホールは自主公演と貸館事業を2本柱として運営されていますが、自主事業のほうは公演型、普及啓発育成型、参加創設型の3事業が取り組まれています。このうち、公演型、16公演の取り組みに絞り込んで質問をしたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 文化会館と図書館の運営状況等ということで、個別的な質問でございますが、これはあとでのやりとりだというふうに考えておりますので、まずは総括的な回答をさせていただきたいと思います。

平成13年に開館いたしました総合文化施設、文化会館と図書館は、先月11月3日で開館13年目を迎えて、年間約20万人以上の方々が利用する施設であります。文化会館と図書館が一体であるとのメリットを生かした効率的な運営のもと、相互の機能、特色を連携させたイベントや公演も積極的に行っているところでございます。現在、両施設とも町教育委員会がその運営主体となっておりますので、先ほどのご質問等については、教育課長に回答させます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） ご質問の文化会館と図書館の運営状況について等にお答えいたします。

初めに、文化会館の年間公演数ですが、自主文化事業48公演と貸館事業17公演の合計65公演となっております。

次に、自主文化事業の年間公演数ですが、一般的公演型が16公演、普及啓発育成型が14公演、参加創造型が18公演の合計48公演となっております。

次に、文化会館の総収入と支出ですが、24年度決算では、歳入が949万3,903円、歳出が5,668万2,411円となっております。これは、図書館との按分で計算をさせていただいております。

最後に図書購入ですが、24年度決算では3,592冊購入の、決算額が599万6,563円となっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 自主事業の、いわゆる公演型の事業が16本ありますが、それで観客動員数、24年度決算で2,809名となっております、観客動員数です。そのチケット収入およそ430万3,000円です。そして支出は、委託料の1,211万6,000円となっております。文化ホールの客席数は400です。全ての公演を満席にしたら、入場者数6,400人になります。3,591人が空席となっております。すなわち入場者数は、平均で43%にすぎないという状態です。

がらがらの状態で各公演が行われているわけです。全ての公演を満席にしたら、今の平均入場料でも、計算しても今より550万円以上増収となり、少しでも赤字解消に貢献することになりますが、どうしてこんなに観客動員数が少ないのか、その点はどう思いますか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 文化会館の職員が、観客をふやすために努力をいたしているところでございます。そのために、チケットの購入についても、町のホームページ、それから他の文化会館でのチラシの配布等努力をいたしておるところでございますが、なかなか今ご指摘のとおり、会館を満杯にできる公演も多くはありません。

全ての公演を満杯にするというのは、非常に、どこの文化会館も厳しい問題ということで課題に取り組んでいるところでございます。三股町の文化会館もその一例でございます。いろんな観客をふやす努力は、立て看板も行って、いろんな住民の方に来ていただくような形でさせていただいているところですが、その中で特に、やはり24年度で行った古典芸能が人数が少なかったところでございます。

音楽公演につきましては、非常に多くの方に来ていただいて満席となった公演もございまして、特に小さな音楽会「おいでおいでクリスマスコンサート」につきましては、毎年満席の状況でござ

ざいます。先ほど申しましたように、音楽公演、演劇公演、古典芸能と、いろんなジャンルを公演してるとこなんですけど、これにつきまして、全ての公演について満席とさせることができないというのは、非常に難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 今、文化ホールの……

○議長（山中 則夫君） 桑田議員、起立で。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 起立せないかんやった。わかったわかった。面倒くさいの。

今、文化ホールの人員配置はどうなってますか。役場職員数とかパートなど、何人何人に今、文化ホールはやっていますか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 職員が2名です、正職員が2名です。それから委託職員4名の6名です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 自分たちは頑張ってるつもりかもしれませんが、私は、やっぱり活動不足だと思うんです。

出演者の出演料を抑えるために、三股の文化ホールがネットワークを組んでいる、他市町村のホールはどこどこですか。ネットワークを組んでいるホールですね、どこでしょう。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 三股町はネットワークを組んでいる文化会館については、ないというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） ネットワークは非常に大事でありまして、例えば末吉や清武あちらこちらいっぱいありますね。そこに、そこらとネットワークを組んで誰かを呼ぶと。きょう清武だったらきょうは三股、あしたは末吉と。そうすると、出演料はもっと安くなるんです。交通費もいりませんが。そういった努力も必要ですね。そうするとこの出費が抑えられるということになります。

だからですね、文化ホールの役場職員ていうのは、町長、非常に専門的なあれが大事になるんです。芸能界とかいろんな音楽会とか、広うに通じ、誰を呼ぶとか、そういった専門性が非常に重視される。普通の役場の人事異動、建設課いってみたり、都市計画課いってみたり、それと同じに扱っちゃいけないと思うんです。やっぱり、適正な優秀な人間をもって、定年まで頑張ってもらおうと。そういった活動が必要だと思うんです。そういう点は、町長はどう考えてますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 言われるのはよくわかります。しかし、やっぱり役場職員という位置づけである以上、いろいろ経験等を踏んでいくというのも一つの人材育成だろうというふうに思います。そして、現在配置している職員自体もそこに配置されてから、すごい努力をしております。そしてまた、そちらのほうのこの人脈含めて、いろんなネットワークもつくっているというふうに理解しています。そういう意味合いで、短期間の云々というのはございませぬ。それなりの時間をかけながら育てる、そしてまたそういうネットワークをつないでいくという形で、これまでの文化会館の配属された職員自体も、その前任者からつないでいく、そういう努力を常にやっておりますので、いわれるようなもの、広がるというか、そういうものはできつつあるんじゃないかなというふうに理解してます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 町長と私は見解は別でします。

今町長がいろんなネットワークを組んでるちゅうたけど、こっちはネットワークはないちゅうてますよね。ほかにも、一番大事なのはほかのホールのスタッフの連中とよく打ち合わせして、ネットワークを組むことです。それで、なにがしを呼ぶと。

それと、何年前かな。本田路津子が来るちゅうんで私が聞きに行ったら五、六十人なんですよ。観客が。本田路津子に申しわけなくて、すまんって思いながらげんねごじやったんです。だから、やはり文化ホールに携わる職員の奮闘が足りない。

したがって、まず町内のスーパーコンビニですね。それから商工会会議のお店などにこういうポスターを貼ってもらおうと。町民がみんな出入りするわけですから、公演ポスターを貼ってもらおうとか、あるいはプレーガイドになってチケットを売ってもらおう。

それから、要所要所に看板を立てて、ポスターを貼って、それがあつちゅうのを町民に知らせることが大事だと。まず、知るが一つの初めだと。町の広報だけじゃ、あんまり見ちよらんとです。それで、知らんかったというわけですよ。本田路津子が来たのなら聞きゃよかつた。後からみんな言うわけで。そういうことです。だから、町民に周知徹底の方策をとる必要があると。

そしてまた、文化ホールの愛称を決めたらどうかと。例えば都城のむじかホールとかやってますよね、わかりやすく宣伝しておりますが。それと友の会ですね。文化ホール、文化を愛する人たちの友の会をつくって、それでその人たちに相談して、誰を呼ぶかちゅうことを相談したり、あるいはチケットを売ってもらおうというふうにして、友の会つくって、100人できたら100人のチケット販売員がいるわけです。そういった努力をする必要があるなと思つてます。そういう点は、ぜひ取り組んでほしいと思つてますが、いかがですか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 今、桑畑議員のほうからご指摘いただいた、いろんな周知方法の拡大ということも、まだまだできるというふうに考えておりますので、今後、強く広めていきたいと思えます。

それから、チケットの販売についてもいろんな方法がございますので、そのことについてもいろんな方法を考えて、そしてそれを実行して観客増につなげていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） それと、文化ホールができて10年たちますね。10年たちますが、多目的ホールということで発足したわけですが、多目的ホールというのは無目的なんですよ。無目的ホールであると。やっぱり、音楽ホールとして固定席で改造すべきじゃないかなと。

今のままだと、開かずの扉が2つありますよね。いざ災害が起きたときは非常に危険です。避難もできません。人は先方に殺到してパニックを起こすことはもう明白です。非常に危険なホールとなっておりますよね。それで、おまけに人が歩くたびにズシンズシンと揺れると。それで、またあそこに座っているとゆらゆらして、船酔い状態になるんです。だから私は船酔いホールと名前を付けてますが、船酔いホールだと思います。

これもう、10周年ですから、やっぱり固定席を考えて、開かずの扉も開けて、いざさっと避難できるようにすべきだと思うんです。そういう点は、今後検討するつもりはあるかどうか伺います。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 三股町の文化会館は開館当初から多目的な会館ということで、いろんな目的に使用をされております。その中で、音楽公演につきましては、先ほど申しあげましたクリスマスのコンサートでございますが、これにつきましては座席を半分後ろに下げて、そして前のほうには子供たちが床の上に座って、そして舞台上で公演をしていただくということで満席の状態になっております。

それから、小中学校のコーラスについても多目的なホールということで、これを存分に生かしてその公演がされております。そういった意味で、多目的ホールであるがゆえに、その特徴を十分に発揮している公演もございます。

それから、2点目の船酔い会館と先ほどおっしゃいましたけども、座席の揺れでございますが、これにつきましては開館当初から課題をもっておるところでございます。これにつきましては、南側の内壁から観客席が前のほうにローラーで移動する関係上、そのローラーの上にあるアーム、鉄骨のアームがあるわけですが、これを前のほうに移動させる構造になっておりまして、これがどうしても遊びがないと前のほうに移動できないということで、観客席が前に移動していく

わけなんです、その移動のローラーとアームの間隙がありまして、そこの部分が観客席のゆれになってるという原因でございますので、これは構造的な問題でどうしようもないというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） できれば、固定席にして音楽ホールとしてやったほうがいいなと私は思っています。

それでは、次に図書館について質問します。

図書購入は誰たちがやっているのでしょうか。図書購入ですね、図書館の。選考委員かなにかおるのかな。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 基本的には、図書管理は図書司書が正職員でおりますので、こちらのほうで図書の選定のほうを行っております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 1人でやってるわけ。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 図書司書につきましては、正職員が1人、それから委託職員全員図書司書となっております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） やっぱり図書館には、幅広い視野を持って良書を入れていただきたいと思うんです。なかなか、やっぱり本はたくさんあるんですけど、願ってる本がなかったりするものですから、できるだけ幅広い視野を持って購入をしていただきたいと思います。

ところで、「はだしのゲン」という漫画がちょっと評判になりましたけど、騒がれましたね。私も図書館に行ってはだしのゲンはどんげな漫画かなち思って見てみたんですが、反戦漫画ですが、反戦漫画で結構だと思うんですが、やはりその描写にはちょっと問題があると思うんです。

日本兵がおもしろ半分に首を切り落としたり、あるいは銃創を人につきたてて人間を練習の的にしたり、それから妊婦の腹を切り裂いて赤ん坊を引きずり出して殺すと、日本兵がです。それから女性の性器に一升瓶を叩き込んで、どれだけ入るかちゅうて、それで骨盤を砕いて殺すとか。そういったシーンが生々しく描かれてるわけです。これはどうかなと。ちょっと反戦を主張するにしても、あたかも日本軍全体が残虐極まりない軍隊で、残虐行為ばかりしたみたいな描き方をしているわけです。

それで、またこの戦争は天皇が主導して、アジア人3,000万、日本人300万人を残虐に

殺したと、命令したというようなことです。したがって、自分は君が代は歌わないと、国家ではないと。君が代は天皇をたたえる歌であり、君が代の君とは天皇の事だと断じてるわけです。そういう、ちょっと、私も反戦主義者ですが、ちょっと一方的に偏ってるんじゃないかなと、果たしてこの漫画を小中学生が、まだ何もわからん、見たらどう思うだろうと思うんです。

教育長に伺いますが、小学校、中学校の図書館にはこのはだしのゲンちゅうのは置いてありますか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） はだしのゲンが置いてあるかどうかということに関しては、現在置いてあります。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） その点は、なぜ置いてるのかと聞けば、恐らく教育長は有害図書には指定されてませんという答えが返ってくるだろうと思うんです。

有害図書に指定してあるとかなんとかじゃなくて、あなたは教育者としてどう思いますか、そういう漫画を。教育者としてどう思うのかちゅうことは非常に大事だと思うんです。あるいは、ちょっと子供が見るには刺激が強すぎるちゅうて、また正しい見解を持つには、本ではないと思うならば撤去させるべきやし、そういった教育者としてどう思うかちゅうことを聞きたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 内容につきましては私も読んでみましたが、確かに過激な描写はあるなというふうに感じてはおります。この問題につきましては、今年度島根県の松江市で閉架図書ということでのいろんな社会問題がされたことがありましたけども、結論的にはそれぞれ否決というふうになったというふうに思っております。そのいきさつはいろいろあるんでしょうけども、いろいろと考え方はあろうかと思えます。

子供たちの教育というのは、いろいろな、世の中にはいろんな問題が発生しております。いろんなことがあると思います。悪いこと、いいこと、いろんな問題があると思います。そういったことも適切に、事実と確認しながら判断する力等をつけるということも、教育の中の一つだというふうに思っております。

書物には、こういった問題もありますし、反戦の問題もありますし、いろんな、性描写の激しいもの等もいろんなものがあります。そして、置けない図書も、先ほどおっしゃいました有害図書として置いたらいけないというふうにして、法的に立ててるものもありますし、これが全てではございません。

ですから、教育というのはいろんな書物、いろんな知識、いろんな情報を子供たちはそれを自

分たちの中に入れて、それを判断する力というのをつけるというのが教育だというふうに思っておりますので、それをかくすっていうか、例えばいろんなところで見れるわけです、ほかのところでも見れるわけです。インターネットでもいろんな情報が収集できます。だから、今の子供たちにそういった力をつけるということのほうが教育的には大事なかなというふうに思っているところです。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） しかし、そういうけど、わざわざ町が小学校、中学校の図書館に置く必要はないだろうと私は思います。あんな妊婦の腹を引き裂くシーンがあり、子供を引きずり出すシーンがあり、そういう残虐なものをわざわざ町が買って、それを小学校図書館なんか並べる必要はないと思います。

また、君が代についても作者が、君が代は天皇をたたえる歌で、君が代の君は天皇であり、何ですか、国家ではないというふうに断じてますけど、君が代っていうのはご存じのとおり、古今和歌集の詠み人知らずですよ。古今和歌集の詠み人知らずの和歌ですよ。それで、君が代の最初の句は「我が君は」となっていたんです。君が代を古くから年賀の歌、年の、正月の、年賀の歌。また祝の歌として広く歌い継がれてきた歌です。少なくとも、千年以上にわたってねり上げられてきた民族の、日本民族の祝いの歌だったんです。

そして、その歌われ方からして君が代が天皇を指すとは限らなかった、ですね。我が君は自分の亭主で、あるいはまた自分の主君であり、いろんな捉えられ方がされてきて、天皇とは限らなかったんです。そしてまた、「さざれ石の千代に八千代に」とありますが、これ、古代人は岩石も魂を持っていて、時とともに成長するものだと考えていたんです。だから、「苔のむすまで」とか「千代に八千代に」ちゅうのは、悠久の時の経過を示して、君、あなたの命が永遠でありますようにということを寿いできたんです。

その民俗的な歌が明治時代になって、国家の儀礼用の歌が必要になったときに、薩摩琵琶の君が代に奥好義が雅楽風の曲をつけ、宮内庁の林廣守が多少の訂正を加えて、ドイツ人フランツ・エッケルトが洋楽風の和声をほどこした。そしてでき上がったのが君が代です。

そして、その君が代を海軍が軍楽に用いたんです。それを皮切りに明治政府が採用するところとなって、法律にはよらず、いつのまにか国歌として普及してきたわけです。これは、日本国民が広く、長い歴史にわたって君が代を歌ってきたんです、めでたい時の歌とかお祝いに、祈りとか。そのために広がった歌です。

君が代の君が天皇の事であり、天皇をたたえる歌だと断定する、この作者の意見は、いくら戦前、2年間の軍国主義の時代の歴史があるからといって、これは間違いです。間違いだと思います。

だから、ぜひこういう生々しい描写や、こうした一方的見解の押し付け、一方的見解の押しつけの刺激の強いものが、影響力が大きすぎると思います。だから、ちょっと意見は違うけど、小学校、中学校の図書室で見えんところに置いちゃってください。

終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位8番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） おはようございます。通告いたしました指定管理者制度の充実についてお尋ねいたします。過去において、各議員からもたびたび質問されておりますので、ダブル部分もございますが、簡潔に質問してまいりたいと思います。

この指定管理者制度の意義といえ、施設運営面で利用者へのサービス向上や管理運営経費の削減により、負担の軽減をするという意味がございます。そして、民間の手法を生かして、弾力性や柔軟性のある施設の運営もされることが期待されております。当町も現在、3カ所が指定管理者として指定はされているかと思いますが、その施設の名称と指定を受けている団体名をそれぞれお尋ねいたします。

また、近い将来、指定先を検討されているのか、計画があればお尋ねいたします。

あとは、質問席にてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 指定管理者制度の充実についてということで、①指定管理を受けている団体は何カ所か、また今後の計画についてのご質問でございますので、回答させていただきます。

現在、指定管理を行っている施設は3カ所ございます。まず1カ所目が上米公園パークゴルフ場です。指定管理者は三股町パークゴルフ協会です。次に2カ所目が在宅老人デイサービスセンターで、指定管理者は社会福祉協議会です。そして3カ所目が養護老人ホーム清流園で、指定管理者は社会福祉法人やまびこ会でございます。

そのほかに、これまで図書館や文化会館、体育館などにつきましても検討を行ってきたところでございます。また、他の市町村を見ますと、体育施設や公営住宅、上下水道事務、コミュニティバス等、さまざまな業務が指定管理されております。

今後の計画につきましては、この指定管理のメリット、デメリット、そしてまた受け皿の問題等もございますので、十分に協議しながら検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 3カ所ということで、お聞きいたしました。

この管理者制度は先ほども申し上げましたけれども、行政側のメリットと住民へのサービスが主な目的かと思っております。行政側が本来的には努力しなければならないところを、指定管理者が代わりに管理運営していかれるわけですから、その中では大変なご苦労がある部分もあるかと思えます。指定管理を受けておられる団体等は、いろんなこと、協議を重ねていただきたいなと思うわけです。後ほど申し上げますけれども、やはりいろんな形の、内容的なものとかいろんなものも、行政としてはしていくべきところもあるんじゃないかなと思っておりますので、その辺はやはり行政としても気遣いしないといけないところもあるかと思っております。

今後の計画ということでお尋ねしてたんですが、今のところはまだ具体的なところはないということでございますが、実は前町長のときでございますけれども、体育施設に関する指定管理者としての総合型スポーツクラブを検討していきたいという、1つの答弁がございました。こちらに関しては、全くまだ白紙の状態なんでしょうか。いま一度お尋ねしたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） その件に関しましては、以前の課長からも引き継いでおります。そういう話で事業のほうを検討いたしたところでございますが、今のところは指定管理にする考えは持っておりません。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今後の課題ということで捉えていきたいと思えます。

この指定管理者の決定においては、議会の議決を経なければならないということでありまして。提案される場合には、やはり議会においても団体役員を含めた従業員数とか経営方針とかそういう内容、そしてまたその団体に問題がないかなど、十分に精査していただいた上で提案していただきたいと思っております。

そしてまた、ちょっと今の部分考えますと、やはり受けていただく団体には、非常に重いものがあるって意味合いがあるのかなど。受けていただける団体がいないのかなというのは、ちょっとそこでも心配するわけですが、受けていただくからには、しっかりその辺の精査した部分として、議会にも提案していただきたいと思えますが、その件については町長、いかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど3カ所の指定管理者がいるということでお話しさせていただきました。

まず、上米公園パークゴルフ場ですね。こちらの指定管理のときも公募いたしまして、3カ所程度でしょうか、ご提案といいますか、受けたいという団体等ございました。それを精査しまし

て、そしてまた直接聞き取り等含めて、十分この決定、そしてその後の運営ができるかどうか。将来性等も考えて決定をさせていただきました。その経緯等も議会のほうで説明をさせていただいて、ご了解いただいたところでございます。

そして2件目のデイサービスセンターですけれども、これについては社会福祉協議会のほうが現在担っておるわけなんです、これについては社会福祉協議会のほうで今後、デイサービスセンターをどうするかというところの議論となりますので、1年の指定管理という形での方針を今現在やっているところでございます。そしてまた、民間等の約10カ所のデイサービスがございまして、今後どうあるべきかというところが今後のテーマですけれども、町としては今のところデイサービスセンターは、町営ではやらないというふうには決定しております。

それから、3カ所の清流園ですけれども、こちらなんかも指定するときには民間のほうからも手が挙がりまして、こちらのほうもいろいろと、先ほど言いましたパークゴルフと同じように精査しまして、そしてこのやまびこ会のほうに決定したと。そのときの経緯等も議会のほうには説明してあるというふうを考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に指定管理、委託じゃないんですね、これは。お願いする部分と受ける部分が、本当にお互いの後は信頼ということになると思うんですけれども、やはりこの初期の目的に違うことのないように遂行していただく団体に指定されるよう、重ねてお願いをしておきます。

次にいきます。②についてであります。指定管理を受託している団体の経営内容等ですね、事業報告とか業務報告を含めてであります、どのような形で報告を受けておられるのかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 指定管理の業務につきましては、指定管理の条例や指定管理者との協定書の中で、毎年度終了後に、業務の実施状況を初め、収支状況等を必ず報告しなければならないようになっておまして、これに基づき、毎年報告を受けているところでございます。

しかしながら、指定管理の団体の経営内容につきましては、指定管理者を決定するときには提示してもらいますけれども、指定された業務が始まれば、団体の経営内容につきましては報告の義務はございませんので、町からその報告を求めるとことはございません。ただ、指定管理の業務に何らかの支障のある場合などは説明を求めることができるようになっておりますので、必要に応じ、そのような報告を求めることはできるものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） その指定管理を受けていらっしゃる団体自体が、全て報告しなければいけないという部分ではないかとは当然思っております。ですけど、やはり例えば清流園におきましても、いろんな事業内容、あるいは運営内容等については受けてらっしゃるということでございますけれども、果たしてそれが、数字的なものの内容ばかりでないのかなという、ちょっと懸念もあるんですが、その内容については、実施内容とか、あるいは利用状況とか収入実績とか、なんかそんなもの、あるいは経費の出資状況とか、そういうものの報告だけでよとされているわけでしょうか。いま一度、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 年度の当初、５月ごろになりますけども、毎年その業務内容について報告をいただいております。

内容といたしましては、事業実績報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録という形でございまして、このぐらいの数ページにわたるものをいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） 数字的なものっていうのはすぐに出るわけですけども、やはりサービスを受けていらっしゃる方々のいろんな内情的なもの、あるいは要するに運営の内情、そういうものもやはり管理委託する、委託じゃございません、管理運営をお願いしているわけですから、そういうものも当然受けていかなければならないんじゃないかって、ちょっと危惧する部分があるんですが、その点に関しては必要ないと思っていいらっしゃるんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） その点につきましては、随時こちらのほうから調査とか、そういうのには入れるようになっておりますので、入っていこうと計画すれば、そういう調査のほうも実施して、ちょっとはつきり覚えてないんですけども、この前も担当のほうで老人ホームのほうに出かけていきましたので、そういう検査もしているというふうには思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） なかなか、この運営っていうところまで、どこまで踏み込んで報告を受けられるのかっていうのは大変厳しい部分もあるかと思うんですけども、やはり初期の目的が、住民サービスっていうものがあるわけです。ですから、その辺をしっかりとこの視点を踏まえていただいて、おまかせばかりじゃなくって、行政のほうも噛んでるっていうところを住民の方にもしっかりと伝えていただければなと思う部分がございます。ですから、その件については、どういう形で、何かがなければ行かないという部分にちょっと聞こえるんですけども、

定期的に行ってるわけでもないわけでしょうから。それはどういう形で行かれたんでしょうか、今回も。ちょっと、課長、もう一回お尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） ちょっと私のほうが勉強不足でございまして、定期的に行かなければならないのかもしれませんが。ちょっとそこを詳しく答弁できない状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 条例の中でもいろいろ報告をするっていうのが当然うたってあります。先ほどから何回も申し上げますけれども、この委託指定管理者への指定っていうのは、これはもう施設そのものは当然税金でつくられた部分でもございますので、これが一管理者によって私物化されるのを防ぐという観点からも、やはり内容、報告内容をしっかり行政のほうも把握していかなきゃならないっていうのが、また条例の中ではうたってあるわけですので、この原則に沿った行政側の取り組みも、行政側がしっかりとこの辺を取り組んでいただきたいということです。今後、しっかりとその辺をそつなく行政も取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくその辺をお願いしておきます。

次にいきます。3番目には、1と2の公表に関する条例改定はどうなんだということを質問いたしておりますが、これも以前、ある議員が町長に、前町長に対して質問した内容でございます。そのときの町長はこのように答弁されました。「公の施設の公共性を踏まえると、指定管理者が保有する経営状況や利用状況などの情報は、広く住民に公開されるべきものだと考えている」と。「しかしながら、三股町情報公開条例では、指定管理者の情報公開に関しての条項がない」と言われておりました。これらは、早急に検討して、条例改定や協定書の変更を講じていくという答弁でございましたけれども、その後検討されたのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 指定管理者につきましては、指定管理者を指定したときに、この情報というのは、指定者の情報は公開しております。そして毎年業務内容等につきましては、公開の請求があればこの業務内容の閲覧といいますか、そちらのほうはできるというふうに思っています。団体の経営内容ということでございます。個人の情報という取り扱いでございますので、一般には公表はしておりませんが、そのような情報公開の請求等では内容等が見られるというふうに考えているところでございます。

今現在、この個人情報保護条例関係を今検討をいたしておるところでございまして、この指定管理者の公表にかかわる条例改定というのは今のところは考えておりません。ただ、社会福祉法の中で、社会福祉法人は毎会計年度終了後に事業報告書や貸借対照表などを作成しまして、当該法人のサービスの利用を希望する者や利害関係人から請求があった場合は閲覧させなければなら

ないとなっておりますので、必要があればその福祉社会福祉法の中から必要な情報は得られるものというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） やはり、開かれた自治体だということが、皆さんにわかっただけならば、そういうものも利用しながら町民も、その利用等についても安心して利用していける部分もあるかなと思いますので、もうちょっとその辺が公開される部分を、みんながもうちょっと知るべきじゃないのかなっていうところがあると思います。

ただ、この条例改定の中では、今後はやはり情報公開条例の中では入れていかないという結論でございましょうか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 私のほうでよく把握してなくて、情報公開の条例のほうの改定という意味でおっしゃられたんですけれども、今の制度上それができるような形になっておりますので、どういう形で改定が必要なのかというのを、もう一回見てみないと、よくここではお答えできませんので。大変申しわけないですけれども。今の運用で十分ではないかなというふうには思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 運用のそういうものとしては大丈夫だと、行政としては思っただけなんですけれども、やはり前町長等がそのような答弁なされたということに対しては、やはり自治体としては継続して審議していかなきゃならない部分じゃないかと思っておりますので、それこそが、そのときはそのとき、トップが変わればまた、それはそれですよなんていう自治体ないはずでございまして、もう一回精査して回答いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

では、次にまいります。④でございしますが、これは指定管理者に過剰な改革を強いていないかということでもあります。

先ほどとは、またちょっと違った視点でございましてけれども、この制度の趣旨は先ほどから申上げますように、住民のサービスの向上、そして自治体の負担の軽減、これがメリットだということで、その制度を使ってするわけなんですけれども、その軽減のメリットっていうのが、受けた指定管理者がそこにしわ寄せがきてるんじゃないかという危惧があるわけなんです。

全ての管理者団体がそうであるとは申しませんが、施設運営については七、八割程度で経費を抑えなきゃならないという、厳しい声が聞こえております。ですから、なかなかそういう運営のためには、正規雇用がなかなか難しく、そしてまた公共施設職員としての自覚とか専門職性が、専門性が身につかない等の悩みがあると聞いております。

当町としては、そんな過剰な改革はしてないですよと、おっしゃるかなと思いますんですが、その辺については町長、どのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町では、先ほど申し上げましたように、それぞれの指定管理をする場合には、それぞれのこの指定管理にかかわる受け皿として適正かどうかをいろんな各面から検討させていただきました。その中に、もちろんコストの面、これができるというのもございますし、またどういう体制でやっていくのかと、そういうふうな人的体制等も向こうからの、受託者からの提案等を受けながら精査していくわけなんです。それでできるという形であるという提案でございますので、その提案に基づいて。またその中身に過剰な内容はないのかと、そのあたりもやっぱり視点の中に入れていくだろうと思います。そういう中での選択をさせていただいているところでございますので、町のほうから過剰な改革を指示するということとはございません。

そういうように考えています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 指定管理者の団体として選定される条件に、簡略申しますとサービスの向上、管理にかかわる経費の縮減、管理を安定して行う人員の確保等があるわけですから、選定の基準に照らせばそういうものは当然といえば当然であるかも知れませんが、行政としてもっと協力できる部分があるのではないかと思うわけです。

例えば、福祉関係でいえば、入所者、例えば清流園でありますけれども、定員割れがないのかどうか、相談窓口に来た方に清流園への入所じゃなくてほかのところへの入所を指導されるとか、そういうことがないのかなと。ちょっとよんで聞いたところによりますと、そういう意味合いで心配されてるということもちょっと聞いたもんですから、もしそういうものがあれば、やはり行政としては指定管理者に対して、もっと協力的体制を取るべきじゃないのかなと心配したところなんです。その辺についても福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 確かに、現在のあそこは入所定員が50名ですけども、やや例年とすると下回っているという現状でございます。清流園の入所者の件については、本年度は4名の死亡や退所があったと。2名の入所ということで現数が43名となっております。例年の平均数からすると4名ほど少なくなっております。

養護老人ホームは、老人福祉法の第5条の3に規定された老人福祉施設であり、介護施設である特別養護老人ホームと異なり、行政による措置施設のため、法改正に伴い、環境上の理由と経済的理由が入所の要件になっているということがございます。所得割がかかっていると入所できないという条件が、経済的理由が働きまして、ちょっと年金等が多い方はご入所ができないとい

う状況になっている状況もございます。

これは、町が単独で入所判定をやっているかというんじゃないで、国富、綾、高原、三股のこの4町で入所判定委員会というのをつくっておまして、宮崎市で2カ月に1回開催されるんですけども、そこに三股の事案を持っていく、高原の事案が出てくる。そこで委員の方々が、病院の先生とかいらっしゃいますけども、その方が見られて、この方はまだちょっと年金等も多いようだから別な施設のほうに預けたほうがいいんじゃないですかとか、そういうふうに決定されていきますので、我々がどうこういうことはできないわけでごさいます、そういうので経済的要件で入所が制限されているということについては、ここ数件を聞いております。

あとは、介護保険施設、介護保険による介護施設等も十分整備されているいろいろなものができて今、介護保険も利用しなさいという、施設から在宅という流れを国は今までずっととってきております。施設から在宅ですので、施設になるべく入れない、介護保険を使ってこうしなさい、あしなさいというふうに、その審査委員会にも出てくるんですけど。そういうのも絡み合っただけで、少なくなっておりますし、入所されている方々が、清流園に入所されてる方々、高齢の方が多いものですから、最近では死亡、亡くなって行かれる方が多いというのもまた、マイナス原因になっているという状況で、大変苦しい状況になっているというのをお聞きしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） いろんな事情等があるということは、当然理解できるわけですが、やはり皆さんがそういう意味では、指定を受けていらっしゃる、その施設におかれても、団体におかれても、その辺を納得がいただけるような説明等を今後も続けていただければと思っておりますので、よろしくしときます。

今の過剰な改革をしていないかという部分の中でございますけれども、例えば指定をする場合には、数年ごとの契約が今中心になってるんですか。これはちょっとお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどお話ししましたけど、デイサービスについては1年の更新という形になってます。

あと、パークゴルフ場とそれと養護老人ホームについては5年という契約期間でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 数年ごとという契約になるかと思うんですけども、この数年ごと、もちろん更新ということはされてるとは思うんですけども、やはりひょっとして、あるいはそのときにほかの方が手を挙げられないとも限らない部分はあるわけです。ですから、雇用あるいは資格とか、そういういろんなものを考え合わせると、やはり正規には厳しいというものを考

えたときに、数年ごとの契約を長期にできないのか。あるいは、第三者機関における監査、内情の改善につなげるようなことをしたらどうかとか、いろんなことが考えられるんですが、その2点についてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 指定管理の期間についてでございますが、清流園とパークゴルフ場については、それまで3年の期間だったのを今期から5年に延長しております。それは、やはり安定的な運営というものを考えると、ちょっと3年では短いのではないかと。ただし、指定管理の趣旨を考えますと、今回から非公募から公募型にしておりますけれども、やはり一定の期間内で見直す期間といいますか、それが必要であるということで、5年にしたところであります。

また、制定につきましても、町内で委員会を設けまして、それぞれの応募者が出した提案内容を比較検討して決定することになっております。また、ヒアリング等を行う中で、例えば現在、指定を受けているところであります。今の指定の運営状況はどうかと課題等を聞きまして、それに対してのこちら側の考えをお話しするようなこともございます。

ですから、当面は5年ということであろうかと考えておりますけれども、やはり安定的な運営を図る意味ということで、その期間についてもいろいろとその時の状況、あるいは施設の内容に応じて検討しなければいけないというふうに考えております。

○議員（10番 池田 克子君） もう一点の監査の第三者機関の監査について。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 第三者機関による監査ということでございますけれども、例えば社会福祉施設でありますと、その所管、監督官庁、これは県になりますけれども、その定期的な監査もございます。町のほうでも、毎年度の報告が上がってきた際に、その内容のチェック等は当然今後もしっかりとやっていきたいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 県の監査を受けてるちゅうのはちょっと聞いているところなんですけれども、その内容的なものが、実際自治体としてはそれはしてないわけですので、その辺がもうちょっとこの、行政としてもかかわっていいんじゃないかなという思いであれば、あるいは町内の中の第三者機関の監査をつくって、両方のいろんな報告を受けれるような機関があればいいんじゃないかなと思った次第でございます。

一応、指定管理の手続っていうか、指定管理者制度そのものの中にも、やはり第三者機関の監査っていうものが必要であるってような部分を書いてあるんです、指定管理者の制度の中に。ですから、これを、しなさいとは書いてなんですけれども、そういうものでチェックする機関があればいいのかなというのがありましたんで、申し上げたところなんですけれども、これは町として

はそういう機関としても置けないということでございましょう、もう一個お尋ねいたします。町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） それぞれの団体の運営状況、経営状況については先ほどありましたように、福祉法人であれば県の監査が必ずあるということでございます。

そしてまた、町のほうで指定管理に出している事業の経営状況については町のほうに報告があるということでございますので、その中で監査をさせていただくと。第三機関が必要なのかどうか。まだはっきり、その必要性がちょっと認識できませんので、今のところは考えてないところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） この指定管理者制度そのものは、どちらかという行政側にちょっとメリットのある部分があると思うんですけど、やはり受ける側もそこに喜んで引き受けていただけたところがあってしかるべきじゃないかと思っておりますので、協定の内容をそのときにしっかり精査していただいて、これが相互の協力のもとに住民サービスの向上に寄与していただきたいと思うわけです。そして、この指定管理者制度がさらに充実した内容になることを願っております。

最後に、町長のこの取り組む姿勢をお尋ねして、最後にしたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどからのお話し等を聞いておりますと、やはり指定管理者としての受け皿団体のほうが、やはりこの業務を円滑かつ、そして目的どおりにきちっと遂行できるような体制づくりを、やはり町としましても応援すべきではないかと。そういうふうな形でのチェック体制も必要ではないかというふうに考えて、そのように思います。

そういう意味合いで、先ほどありましたように定期的なチェックといいますか、その団体の意見等もいろいろ聞きながら、町としても応援しながら、そしてお互いの連携を図りながら、そしてそのサービスを受けてる人たちが快適に暮らせるような環境づくりというのも大事だろうというふうに考えますので、その点を踏まえながら今後も運営させていきたいというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 一般質問はこれにて終了します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日

の会議を散会します。

午前11時10分散会

議事日程(第5号)

平成25年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑
日程第3 討論・採決
日程第4 質疑・討論・採決(議案第115号・議案第116号)
日程第5 常任委員会の視察研修報告
日程第6 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑
日程第3 討論・採決
日程第4 質疑・討論・採決(議案第115号・議案第116号)
日程第5 常任委員会の視察研修報告
日程第6 議員派遣について
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君

書記 久寿米木和明君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君			

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。開会前ではありますが、桑畑君から若干おくれるとの届けがござっておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（山中 則夫君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 佐澤 靖彦君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） おはようございます。総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第99号、100号、103号、104号、105号、106号の計6件でございます。

以下、案件どおり説明をさせていただきます。

議案第99号「三股町税条例の一部を改正する条例」の認定について。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部

を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、三股町税条例の一部を改正しようとするものです。

改正の主な内容は、公的年金等からの特別徴収制度の見直しや、寄附金税額控除における特例控除額の特例等の改正です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第100号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたこと等に伴い、所要の改正措置を講ずるものです。

附則部分の改正であり、その内容につきましては、公社債等及び株式等に対する課税の見直しに伴う所要の規定の整備、引用条項ずれの措置等を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

議案第103号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額32億5,923万5,000円に歳入歳出それぞれ605万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,528万5,000円とするものです。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、人件費を増減補正し、保険給付費の療養諸費と高額療養費をそれぞれ増額補正し、予備費を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案題104号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」。

本案は、歳入歳出予算額の予算の総額2億1,744万9,000円に歳入歳出それぞれ129万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,874万4,000円とするものです。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費の扶助費及び後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第105号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、歳入歳出の予算20億1,436万3,000円から歳入歳出それぞれ31万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,405万1,000円とするものです。

歳入の主なものについては、繰入金を減額補正し、保険料、国庫支出金、県支出金等の増額補正し、歳出の主なものについては給料を減額補正し、時間外手当及び成年後見制度利用申請申立

手数料を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第106号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額1,272万6,000円に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,277万6,000円とするものです。

歳入につきましては、繰入金を増額補正し、歳出につきましては、燃料費を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○建設文教常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。それでは、建設文教常任委員会の審査の結果について会議規則第76の規定に基づきご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第101号、107号、108号、109号、114号の計5件でございます。

まず、議案第101号「三股町単独住宅条例」についてご説明申し上げます。

議案の概要であります。本案は、本年度建設します町単独住宅、長田公営住宅について地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関する条例を制定しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案の概要であります。本案は、歳入歳出予算の総額4,841万6,000円に歳入歳出それぞれ91万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,933万円とするものです。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものです。

歳出については、人件費を減額し光熱水費及び負担金を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案の概要であります。本案は、歳入歳出予算の総額3,861万7,000円に歳入歳出それぞれ91万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,953万2,000円と

するものです。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものです。

歳出については、光熱水費及び負担金を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案の概要であります。本案は、歳入歳出予算の総額3億1,672万円に歳入歳出それぞれ308万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,980万8,000円とするものです。

歳入については、下水道使用料を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、人件費を減額し、光熱水費、負担金、公債費を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号「市道の認定について」ご説明申し上げます。

議案の概要であります。本案は、仮称街区三股線整備事業に係る都城市との協議により市道認定について、道路法第8条第4項の規定に基づき承諾することについて議案の議決を求めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、建設文教委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（池邊 美紀君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について会議規則第76の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第102号の1件でございます。以下、ご説明いたします。

議案第102号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第4号）」です。

本件、本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正を行うものです。

歳入歳出予算の総額9億2,033万8,000円に歳入歳出それぞれ1億7,538万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,571万8,000円とするものです。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

地方交付税は、交付決定により普通交付税を増額補正するものです。

分担金及び負担金は、常設保育所の保育料を増額補正するものです。

国庫支出金は、障害者福祉費負担金、国民健康保険の保険基盤安定負担金、常設保育所の保育所運営費負担金、被用者児童手当負担金及び地域の元気臨時交付金に係る総務管理費補助金を増額補正し、子育て支援交付金に係る児童福祉費補助金を減額補正するものです。

県支出金は、民生費県負担金において、障害者福祉費負担金、国民健康保険の保険基盤安定負担金、常設保育所の保育所運営費負担金及び被用者児童手当負担金を増額補正し、民生費県補助金においては、児童福祉費補助金を、農林水産業費県補助金においては、交付決定により森林整備過疎化・林業再生事業補助金に係る林業費補助金を増額補正するものです。

諸収入は、医療費助成返還金等を増額補正するものです。

町債は、臨時財政対策債を減額補正するものです。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

歳出の各種目にあたる給料については、平成25年7月1日に施行された「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に基づき減額補正するものです。

総務費は、電算管理費において住民基本台帳ネットワークシステムの更新機器購入やシステム変更委託料を増額補正し、庁舎管理費においては、庁舎清掃委託料などの執行残を減額補正するものです。

民生費は、社会福祉費において、障害者福祉サービス利用費等の扶助費や国民健康保険特別会計への繰出金を増額補正し、児童福祉費においては、保育所運営費負担金を増額補正するものです。

衛生費は、年末年始が9連休と長期になるため、ごみ収集を2日間特別に設けることに対し委託料を増額補正し、し尿処理施設精密機能検査手数料、油圧ショベル購入費の執行残を減額補正するものです。

農林水産業費は、梶山・宮村南部両農業集落排水事業に対する繰出金、県単かんがい排水事業に係る工事請負費及び林業整備加速化・林業再生事業に係る補助金を増額補正するものです。

土木費は、修繕に係る需用費を増額補正し、工事請負費、長田地区の一戸建て町営住宅設計委託料の執行残を減額補正するものです。

教育費は、奨学資金貸付金の執行残を減額補正するものであります。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。

平成26年4月から消費税が、5%から8%に引き上げられることに伴い、防災行政無線整備事業において消費税分を増額補正するものです。

次に、第3表、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

三股西小学校仮設校舎設置事業は、児童数が増加することに伴い仮設校舎をリースで設置する

ものです。

子ども・子育て支援新体制に係る電子システム改修事業は、県の補助を受けるためには、平成25年度中の契約が必要であることから今回債務負担行為を組むものです。

最後に、第4表、地方債補正については、臨時財政対策債の限度額を3億5,342万4,000円に補正するものです。

審査の意見として、小学校区割りの問題は町の予算にかかわる重要なものであるため、対処的でなく長期的視点で捉え、抜本的な対策をとるべき。西小の教室の現状をかく考慮すれば、校区の見直しに早急な対策を講じるべきである。

また、平成16年の県議会で教育長が「弾力的運営は可能」と答えているので、そのあたりも考慮すべき。

防災行政無線WiMAX網は、町としても大きな予算を伴う事業であり完成後のランニングコストがどれくらいかかるのか懸念されるところである。計画段階で把握すべき問題であるため、早めに試算を行うべきとの意見であります。

審査した結果、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

日程第2. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき、一人3回以内となっております。常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、常任委員長報告に対する質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第99号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第99号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり決しました。

議案第100号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第100号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり決しました。

議案第101号「三股町単独住宅条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第101号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり決しました。

議案第102号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 私は、反対の立場から討論したいと思います。

まず、西小問題であります。今日こういう問題が起きることは西小と三股小がわかれた当時から予測されてました。明らかにこれは三股小が減り、西小がふえるということは、というのはこっちの減る地域とふえる地域を横に割ったから、やっぱふえるところを縦に割るようではなけりやだめで、その結果5,000万円でリース、生徒がふえてリースをする5,000万ですよ、それで、今回それから何年たちましたか、いまだに校区再編はしない、そしてまたここで2,000万

円、それもたった一人の子供のために弾力的運営をして、こういう無駄な金は使わんようにしないようにしないといかんと私は思っています。

今まで何人も教育長がかわり、町長がかわりましたが、皆さん口ばかり立派で、勇断を持って住民が反対すること、PTAが反対すること、それに立ち向かう勇気がないんです。勇断をもってやっぱり植木を三股小にやるとか、そういったことをしてもらいたい、そうしないとまたこういう問題が起きるだろうと私は思うんですよ。従ってですね、ここのリース、これの予算を認めなきゃできんわけですから、私は反対します。

それと、長田地区の住宅です。坪50万もかけて借家をつくるばかりがどこにいますか、50万ですよ、坪。普通民間会社が50万円で借家をつくりませんか、半分ですよ。だから、公共住宅だから安易に通産省の積算基準に基づいて設計し、それに入札すると、そういうやり方やめるべきだと、これは町単事業ですから、私はそう思います。

以上をもって反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。ありませんか。

反対討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから起立により採決します。

議案第102号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第102号は原案のとおり決しました。

議案第103号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第103号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり決しました。

議案第104号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第104号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり決しました。

議案第105号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第105号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり決しました。

議案第106号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第106号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり決しました。

議案第107号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第107号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり決しました。

議案第108号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第108号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり決しました。

議案第109号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第109号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり決しました。

議案第114号「市道の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第114号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり決しました。

日程第4. 質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第4、質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第115号「工事請負契約の締結について」を議題として質疑・討論・採決を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第115号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり決しました。

議案第116号「工事請負契約の変更について」を議題として質疑・討論・採決を行います。質疑はありますか。堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 質疑ですけれども、この工事路線ですが、上沖藤廣さんところの前ですよね、この舗装は数年前というか、まだ最近舗装したと思うんですが、今回の工事については、ただ傷んでいるということで、表面だけでなくて地盤も含めての工事ということでよろしいですか、あと、ほかの路線もしてますよね、あの広域農道、田上線、ほかにも住宅街の工事についても同じように土壌からの工事ということでよろしいですか。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 今回の追加の場所も今やっている同じ工法ということで20センチ剥ぎ取りしまして、10センチまた新しく石灰処理した路盤材を入れます。その上にアスファルトで表層、基層と10センチということで、同じ工法でやっていきたいと思っています。

以前やったときは上の表層はアスファルトだけ変えていますので、今回、ひび割れてますので、そういう対策やっていきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第116号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり決しました。

日程第5. 常任委員会の視察研修報告

○議長（山中 則夫君） 日程第5、常任委員会の視察研修報告を議題とします。

建設文教常任委員長よりお願いします。建設文教常任委員長。

〔建設文教常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○建設文教常任委員長（内村 立吉君） それでは建設文教委員会視察研修について報告いたします。

去る11月6日、7日佐賀県の武雄市図書館、伊万里市はちがめプランを視察研修いたしました。

まず、武雄市の概要について説明します。

武雄市は佐賀県の西部にある人口5万1,000人の温泉都市で、平成18年3月1日に旧武雄市、山内町、北方町の1市2町が合併し誕生した都市です。1,300年の歴史を誇る温泉郷、400年以上の歴史を誇る陶芸の里、そして巨木の里としても広く知られています。

また、武雄市には長崎自動車武雄インターチェンジがあり、博多からJRで1時間、有明佐賀空港から車で40分、長崎道高速道を利用して40分の位置に位置し、西九州における交通の要所、宿泊拠点の中心となっているところです。

議員の条例定数は26名で、平成21年12月21日に定数30名から26名に削減可決されたということです。

武雄市図書館の概要について説明いたしますと、敷地面積は1万160平方メートル、うち建物面積3,260平方メートルです。武雄市図書館の企画運営に関する提携として、進展する高齢社会の中で市民価値の高い施設として運営するに当たり、株式会社カルチュア・コンビニエンス・クラブTSUTAYAと武雄市が合意し提携による武雄市図書館として実現したものです。

市民価値として9つの項目が上げられております。20万冊の知に会える場所、雑誌販売の導入、映画音楽の充実、文具販売の導入、電子端末を利用した検索サービス、カフェ・ダイニングの導入、蔦屋のノウハウを活用した品ぞろえやサービスの導入、Tカード、Tポイントの導入、365日朝9時から夜9時までの開館時間、指定管理者制度によりサービス拡充と行革の実現。

また、新図書館構想に対する市民の期待として、アンケート調査を行い結果について分析するということでもあります。

なお、2013年度グッドデザイン賞を受賞するということが、別途報道を行っているということです。「家庭読書」だけして「うちどく」とよみ、家読は子供の夢を応援する、親子が話す時間を確保する、意味を見つける手伝いをする、本を読むと心が旅をすると言われております。家庭の教育が向上する、人生を前向きに考える子供を育てる、子供のころの読書活動が成長してからの意識、能力に大きな影響を及ぼすと言われております。

学校と地域が連携する国の基本計画にもつながっております。佐賀県うちどくネットワーク事業がまとめたものであります。

次に伊万里市について説明します。

伊万里市は北部九州の西部に位置し、天然の良港伊万里湾を抱く人口6万人、面積255.02平方キロメートルの地域を有しています。平成21年6月に策定した第5次伊万里市総合計画においては、「市民との協働により安心と豊かさの創造」を基本理念とし、将来都市像である「活力あふれひとが輝く安らぎのまち伊万里」の実現に努めております。

伊万里市にある伊万里市はちがめプランは、本来生ごみや廃食油を捨てる側であった料飯店組合、旅館組合が主体となり、生ごみ廃食油を厄介者として燃やしたり、埋めたりしてしまうのではなく、資源として活用するよう取り組んでいます。生ごみを宝にして資源循環社会を目指し、恵み豊かな伊万里の環境未来の子供たちへ次世代を見せながら活動を行っていくということです。

伊万里市はちがめプランの愛称は、生きてる化石といわれるカブトガニに由来すると言われております。伊万里地方では、毎年夏につがいで来る産卵に来るカブトガニのことを「ハチガメ」と呼び親しんでいるとのこと。

4億年前に発生し、2億年前から現在と変わらぬ姿で生き続けるカブトガニのように、この活動が次の世代へ末永く続くよう、日本最大のカブトガニ産卵地といわれる伊万里湾を守り、きれいな状態で子供たちへ手渡したいという願いが込められております。

伊万里市はちがめプランの概要については、次のとおりとなっております。

伊万里地域における問題を解決するため、各種団体、行政、事業者、農業者、市民、大学が協力してごみ減量による環境保全という課題に取り組むとともに、生ごみやその他の有機性廃棄物の堆肥化、資源化、リサイクル活動を行う。生ごみ堆肥を利活用した農家による環境保全型農業

の普及促進を図ると共に、休耕地を利用し市民と農家が協働して菜の花栽培を行い、安心・安全の農作物や菜種油を生産し、市民に供給する、生ごみの分別回収、生ごみの堆肥化、堆肥を活用する有機農業など実践的活動を通じて環境保全運動展開、市民や小中学生、各種の子供、クラブ団体などに関する環境教育学習の推進を図るものであります。

伊万里市はちがめプランの活動は、地域社会のさまざまな、分野にかかわり合いを持ちつつ、伊万里の町に豊かさを取り戻そうとする試みであります。豊かさとは経済的なものではなく、環境保全を通じて人と人との新たなかかわり合いを生み、豊かな伊万里を生み出そうとするものです。

佐賀大学農学部土壌微生物学染谷助教授によると、はちがめの堆肥には3つの特徴があります。

まず第1に、微生物の多さが特徴であります。九州の優良の評判の各種堆肥を多数集めて分析していますが、その中でも、はちがめ堆肥は、ほかの優良堆肥の平均値の2倍以上の菌数を保持しているということです。

第2に、完熟した生ごみ堆肥の特徴ともいえることですが、窒素、リン酸、カリのバランスがとれているということです。

第3の特徴として、病原菌が存在しないということで、安心・安全な農作物ができるということです。

はちがめプランの活動は食資源を循環させて、まちづくり、地域づくりが目標であり、特定の人たちに勇気をもたらすだけでなく、地域全体の人々が潤うことを目指した公益的な事業活動であることを活動を通じて確信したということでもあります。

以上、報告終わります。

日程第6. 議員派遣について

○議長（山中 則夫君） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

明けて、1月29日に綾町で開催される時局講演会に議員を、1月28日から30日まで総務厚生常任委員会を視察研修で高知県へ派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、1月29日に綾町で開催される時局講演会に議員を、1月28日から30日まで総務厚生常任委員会を視察研修で高知県へ派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会について、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、9月定例会以後の議長の公務の報告は、お手元に配布してあるとおりであります。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時41分休憩

〔全員協議会〕

午前10時59分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって、平成25年第7回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 指宿 秋廣

署名議員 上西 祐子